平成24年9月愛荘町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成24年9月4日(火)午前9時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 報告第10号 平成23年度愛荘町財政健全化判断比率等の報告について
- 日程第 6 議案第55号 やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例の制定について
- 日程第 7 議案第56号 愛荘町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部 を改正する条例
- 日程第 8 議案第57号 愛荘町防災会議条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第58号 愛荘町災害対策本部条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第59号 湖東広域衛生管理組合規約の変更について
- 日程第11 議案第60号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第12 議案第61号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第13 議案第62号 町道の路線の変更につき議決を求めることについて
- 日程第14 議案第63号 平成24年度愛荘町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第15 議案第64号 平成24年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第65号 平成24年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第66号 平成23年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求める ことについて
- 日程第18 議案第67号 平成23年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入 歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第19 議案第68号 平成23年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決 算の認定を求めることについて
- 日程第20 議案第69号 平成23年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決 算の認定を求めることについて

日程第21 議案第70号 平成23年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出 決算の認定を求めることについて

日程第22 議案第71号 平成23年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の 認定を求めることについて

日程第23 議案第72号 平成23年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認 定を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第23

出席議員(16名)

1番 伊 谷 正 昭 君 2番 嶋 中 まさ子 君

3番 城 貝 増 夫 君 4番 髙 橋 正 夫 君

5番 外 川 善 正 君 6番 徳 田 文 治 君

7番 村 木 嘉 博 君 8番 河 村 善 一 君

9番 西澤 久仁雄 君 10番 小杉 和 子 君

11番 吉 岡 ゑミ子 君 12番 瀧 すみ江 君

13番 森 隆 一 君 14番 竹 中 秀 夫 君

15番 辰 己 保 君 16番 本 田 秀 樹 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 村西俊雄君 町 宇野一雄君 副 長 教 育 事 細江新市君 長 藤野智誠君 理 会計管理者 西川都々子君 まちづくり主監 林定信君 務 主 監 福田俊男君 管 理 主 監 北川孝司君 総 収納管理主監 住民福祉主監 辻 善嗣君 杉本幸雄君 農林建設主監 山田清孝君 教育次長 村西作雄君 教 育 主 監 國領順子君 総務 長 小 杉 善 範 君 課 環境対策課長 飯島滋夫君 住 民 課 長 中村治史君 福 祉 課 長 岡部得晴君 人権政策課長 楠神英司君 子ども支援課長 川村節子君 農林振興課長 北川元洋君 建設・下水道課長 中村喜久夫君 教育振興課長 青木清司君 給食センター所長 満島徳男君

事務局職員出席者

議会事務局長 徳 田 幸 子 書 記 小 泉 周 子

開会 午前9時00分

◎開会の宣告

〇議長(本田秀樹君) 皆さん、おはようございます。

9月に入り、秋へと季節が変わろうとしています。いまだに残暑が厳しい日が続いておりますが、身体には留意をしていただきたいと思います。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

よって、平成24年9月愛荘町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

なお、本日、滋賀県聴覚障がい者福祉協会から、3名の方が傍聴席で手話通訳をされます。皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

◎開議の宣告

〇議長(本田秀樹君) これより本日の会議を開きます。

◎護事日程の報告

〇議長(本田秀樹君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎町長提案趣旨説明

〇議長(本田秀樹君) 町長の提案趣旨説明を求めます。町長。

[町長 村西俊雄君登壇]

○町長(村西俊雄君) 本日ここに、平成24年9月愛荘町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中にもかかわりませず早朝よりご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。平素は、議員各位におかれましては、町政各般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに対し、心から厚く御礼申し上げる次第でございます。

さて、長期にわたり協議してまいりました愛知郡消防本部と東近江消防本部の統合が、いよいよ10月1日から実施される運びとなりました。改めて経過を簡単に申し上げますと、近年の災害の大規模化・多様化や情報化など、消防を取り巻く環境の変化に対応するため、平成18年6月に消防組織法が改正され、それに基づき総務省消防庁が「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を策定いたしました。これを受け

て滋賀県では、スケールメリットの活用による消防体制の充実・強化を目的として、県下の消防本部の再編・統合による市町村消防の広域化を推進してきました。

こうした中、愛知郡広域行政組合消防本部と東近江行政組合消防本部の構成市町で愛荘町・近江八幡市・東近江市・日野町および竜王町の2市3町で、統合についての協議を重ねてきたところであります。その協議が整いまして、本年の3月6日、構成市町による統合の調印式を行い、平成24年10月1日から新たな「東近江消防本部」がスタートすることとなった次第であります。

本部統合後も町内の消防署・出張所の配置に変わりはなく、スケールメリットを活かした組織の活性化、財政基盤の強化、また指揮命令系統の一元化による迅速で効率的な出動体制など、消防体制の充実・強化をめざして、さらに住民の安全な暮らしを支えていきたいと考えているところでございます。

さて、今期定例会に提案いたします議案について、ご説明を申し上げます。

人事案件1件、報告案件1件、条例制定ならびに改正条例の議決案件5件、損害賠償の額を定めることについて2件、町道の路線認定について1件、平成24年度愛荘町一般会計補正予算(第4号)ならびに愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、同じく下水道事業特別会計補正予算(第2号)の計3件。次に、決算について認定を求めることにつきましては、平成23年度愛荘町一般会計歳入歳出決算ならびに各特別会計歳入歳出決算について7件、合わせて20案件をご提案させていただきました。

それでは、提案案件の概要を説明させていただきます。

まず、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、委員1名の任期満 了に伴い法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法の規定に基づき議会の意見を求め るものでございます。

次に、報告案件につきましては、平成23年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告についてでありますが、地方公共団体の健全化に関する法律に基づき報告するものでございます。

次に、条例制定ならびに改正条例議決案件5件につきまして、説明いたします。

議案第55号 やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例の制定については、まちの環境づくりと良好な生活環境の確保をめざして、町、町民および事業者の責務を明らかにするとともに、環境を保全および創造し、将来に向かって町民が安心して暮ら

せるまちづくりを実現するため、条例の制定につき議決をお願いするものであります。 次に議案第56号 愛荘町財産の交換、譲与、無償貸付等の関する条例の一部を改 正する条例につきましては、町有の普通財産の譲渡について所要の改正をお願いする ものでございます。

次に議案第57号 愛荘町防災会議条例の一部を改正する条例および議案第58号 愛荘町災害対策本部条例の一部を改正する条例につきましては、災害対策基本法の一部を改正する法律が本年6月に公布・施行されたことに伴い、条例の一部改正をお願いするものであります。

次に議案第59号 湖東広域衛生管理組合規約の変更につきましては、児童福祉法の一部を改正する法律が本年4月に施行されたことに伴い、規約の一部を変更することについて、町の規定により議決をお願いするものであります。

議案第60号ならびに第61号 損害賠償の額を定めることについては、公務遂行中の事故による損害賠償の額について議決をお願いするものでございます。

次に議案第62号 町道の路線の認定につき議決を求めることにつきましては、29 路線について新規認定することにつき議決を求めるものであります。

次に、議案第63号 平成24年度愛荘町一般会計補正予算(第4号)ならびに議 案第64号 平成24度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、議案第65 号 平成24年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第2号)であります。

その内容につきまして簡単に申し上げますと、まず平成 2 4 年度愛荘町一般会計補正予算 (第 4 号) でございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ 3,821 万 7,000 円を追加し、総額を 85 億 9,124 万 7,000 円にお願いするものであります。その内容の主なものを申し上げます。

住宅用太陽光発電システムの補助事業につきまして、当初予算で50件分(600万円)を計上いたしておりましたが、住民の皆さんの関心も高く利用者が増加し、予算が不足してまいりましたので、新たに40件分(480万円)の増額をお願いするものであります。

また、農業振興費として老朽化が進む農業用排水路の補修等を支援する公共活動支援事業に3団体・238 万9,000 円の追加、さらに商工費では新規事業として中山道街道交流館整備事業の共済費110 万円の追加、教育関係では、小学校・中学校・幼稚園の安全度を高めるため防犯カメラの増設を図るための調査費の計上をさせていただき

ました。

次に議案第64号 平成24年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) でございますが、補正額は歳入歳出それぞれ1,372万7,000円を追加し、総額を12 億1,632万7,000円にお願いするものであります。

次に議案第65号 平成24年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第2号)でございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ20万円を追加し、総額を12億540万円にお願いするものであります。

次に、9月議会では毎年、前年度各会計の決算について審査認定をいただくことに なっておりますが、決算の概要につきまして説明させていただきます。

まず、平成23年度愛荘町一般会計歳入歳出決算について説明をいたします。

平成23年度は、給食センターやスポーツグラウンドなど大型の建設事業が集中し、一般会計として初めて100億円を超える規模となりました。 歳入104億4,884万円、 歳出101億3,983万円となり、 歳入から歳出を差し引いた歳入歳出差引額は3億900万円の黒字となったところであります。

その結果、町の借金であります地方債の年度末残高は91億8,000万円となりました。 このうち、後年度に地方交付税で70%が補てんされる合併特例債は21億6,000万円 となっております。

一方、財政調整基金など町の積立金は、この年度末に余剰金4億8,000万円を積み増して、年度末基金総額40億3,900万円となりました。法に定める財政健全化の指標におきまして、いずれの項目も概ね健全財政を維持できているものと認識いたしております。

次に、各特別会計歳入歳出決算でありますが、まず住宅新築資金等貸付事業特別会 計決算では、歳入歳出いずれも20万7,600円、実質収支額ゼロでありまして、新たな 貸付はありませんが、借入者からの返済による元利収入だけが継続する形になってい るところであります。

次に、土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額 9,789 万 2,152 円、歳 出総額 9,788 万 9,218 円、実質収支額 2,934 円。この会計で言う年度末財産は、土地 3 万 8,000 ㎡となっております。

次に国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額 16 億 9,034 万円、歳出総額 16 億 7,378 万円、実質収支額 1,655 万円。2 3 年度末における被保険者数は、4,780

人と、前年度より12人の減であります。

次に、後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算でありますが、歳入総額1億2,824万円、歳出総額1億2,791万円、実質収支額33万円。この会計は、被保険者からの医療保険料を広域連合へ納付するものでありますが、23年度末における被保険者は2,254人と、昨年度より12人の増であります。高齢者の医療費にかかる被保険者の負担は概ね10%でありまして、町の特別会計はこの分であります。国や県など公費負担分も含めて広域連合で支払った医療費は、23年度決算で愛荘町分としては18おくえんを給付したこととなっているところであります。

介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額11億620万円、歳出総額10億9,317万円、実質収支額1,302万円。23年度末における被保険者数は4,082人と、昨年度より50人の増であります。この会計は着実に増大し続けておりまして、前年度比歳入歳出5%増となったところであります。

下水道事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額10億6,641万円、歳出総額10億5,167万円、実質収支額1,473万円。平成23年度末における下水道普及率は99.9%、水洗化率は85.8%となりました。起債の残高は、前年度比2億8,144万円減の111億9,593万円であります。

以上、平成24年9月愛荘町議会定例会に提案をさせていただきました。何とぞ慎重なご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案趣旨の説明とさせていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(本田秀樹君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、7番、村木嘉博君、8番、河村善一君を指名します。

◎会期の決定

〇議長(本田秀樹君) 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から9月21日までの18日間にしたい と思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(本田秀樹君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月21日までの18日間に決定しました。

〇議長(本田秀樹君) 日程第3 一般質問を行います。順次、発言を許します。

◇ 西澤久仁雄君

〇議長(本田秀樹君) 9番、西澤久仁雄君。

[9番 西澤久仁雄君登壇]

〇9番(西澤久仁雄君) 9番、西澤久仁雄。一般質問を行います。

まず第1に、愛荘町嘱託職員の任用に関する要綱についてお伺いいたします。愛荘町嘱託職員の任用に関する要綱の(任用期間)第2条に、「嘱託職員は、その専門性または特殊性により代替の困難な職員の任用について、1年を単位として5年を限度として更新することが出来る。」とありますが、現在採用している嘱託職員は、全員が第2条に該当するのか。また、第3条(採用方法)が抜け道のように思われますので、愛荘町嘱託職員の任用に関する要綱をしっかり遵守するか、改正すべきと思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

この質問をなぜするかと申しますと、去る5月8日付けで「愛荘町役場職員世直し会」から投書が来ました。その内容をまとめてみますと、退職した職員が、専門性・特殊性がないのに嘱託職員として再就職するのはおかしいとの内容です。こういう投書は何回と来ますが、この職員は相当不満があるように思います。町長はこの当初をどのように感じているか、お伺いいたします。

第2に、愛知川駅駐輪場の件でお伺いいたします。愛知川駅駐輪場は、利用者が多いためとマナーの問題で、障がい者の人たちの通行に支障がきたしていると全員協議会で発言いたしましたところ、「近江鉄道との交渉がありますので」とのことでした。その後経過をお伺いいたします。

また、8月8日に東近江警察署の方が、自転車に黄色の警告書を付けておられました。警察もいろいろと努力されておられますが、町としてどのような努力をされているのか。また、今後の方針を近隣の土地も含めて早急に打ち出し対応していくべきだと思いますが、答弁を求めます。

旧愛知郡役所をいつ頃、目途に結論を出すのか、お伺いいたします。旧愛知郡役所

に関しては、保存についての質問は何回かありましたが、議会に保存をするか、しないかの議論はしてこなかったように思います。総合計画で示されているからといって、町長は保存する考えで一方的に資料等を出してきて、「全員協議会で協議の場を」と考えておられましたが、議員の半数以上が保存しない考えを示しておられました。町長は、「なかなか協議に乗ってもらえなかったし、なかなか聞く耳を持っていただけなかった」と発言されておられましたが、全員協議会の場でそれを町長が見抜けなかったので残念ですが、私が全員協議会の場で、郡役所問題は、初めのうちはどちらでもよいと思っていましたが、あらゆる会合の結果、白紙状態での考えを聞きましたところ、「郡役所を残すのか」の質問に6割の人が「残さない」、4人の人が「残してもよい」との回答でした。あとの4割の人にイニシャルコスト・ランニングコスト等の問題を聞くと、その中の8割の人が「残さない」、2割の人が「残す」の回答でしたので、全員協議会の場で話をいたしました。

町長はその話を無視して、昨年12月の一般会計補正予算(第9号)で愛知川警部 交番跡地の不動産鑑定料・登記手数料の93万6,000円を予算提出されましたが、最終、JA東びわこに代替用地として売り渡すとの説明でしたので、我々議員はその部分を削除した修正動議を提出し、可決いたしました。その時点で、旧愛知郡役所問題は想像ができたと思います。

町長は、今までの考えを捨て、JA東びわこさんに謝罪し結論を出すべきと思いますが、いつ頃結論を出すのか、お伺いいたします。

長年、町はJAさんに、旧愛知郡役所を保存したいからといろいろな話をされて今日までに至っているのが現状ではないかと思います。JAさんは、町がはっきりした話をするのを待っておられると思いますので、早く謝罪し解決すべきです。町民さんは「保存しない」方が多いと思いますので、JAさんに今までの感謝と謝罪をして早く結論を出すべきだと思います。

また、この件に関してアンケートを取ると言っておられましたが、いつ、どのような方法で取るのかお伺いし、一般質問を終わります。

〇議長(本田秀樹君) 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

〇町長(村西俊雄君) それでは、西澤議員のご質問にお答えいたします。

まず、愛荘町嘱託職員の任用に関する要綱についてであります。今日の複雑多様化

する住民ニーズや業務量の増大など円滑な組織運営を図るため、嘱託職員の任用に関する要綱に基づきまして業務執行体制の確保に努めているところであります。

まず、1点目の「嘱託職員全員が、愛荘町嘱託職員の任用に関する要綱第2条に該当するのか」についてですが、本年4月1日現在の嘱託職員数は78名で、その職種は、保育士をはじめ介護予防ケアマネージャー、調理士、就労指導員、幼稚園・小中学校の臨時講師、社会教育指導員など様々な職種であり、1年を単位に5年を限度として要綱に基づき任用いたしているところであります。

2点目の「要綱の運用など」についてでありますが、業務内容の専門性または特殊性により任用していることから、要綱第3条に基づき競争試験または選考により、本人の適性や職務遂行能力などを復数人が採点して総合的に決定をいたしております。

今後におきましても、本格的な少子高齢化を迎える中で、行政事務の執行体制や再 任用制度、選考基準の検討など、適正な人事管理に努めたいと考えております。

また、この要綱によるもののほか、町職員退職者を地方公務員法第3条の非常勤の職員として、専門的知識および経験を活かして再任用できる要綱も設置をいたしております。

今年の人事院勧告で、「再任用を希望する者に対し任命権者は再任用を行うもの」と、 改めて勧告しました。その趣旨は、定年退職後の職員の能力と経験を活用するという もので、そのため、行政事務の執行体制の見直し、再任用職員が担う職務の整備に取 り組む必要を説いております。さらに、行政運営の実情や個々の職員の意欲と能力に 応じ、これまで培った専門性を活かしたスタッフ職として、第一線業務の支援や若手 職員の指導等を行わせること、定年前と同種の職務に従事させること、フルタイムや 短時間勤務を通じて能力と経験を活かすことを勧告で述べています。

町にとりましては、正規職員のおよそ3分の1の人件費で即戦力となる退職職員の 再任用は、極めて有効な手段であり、積極的な運用を図ってまいりたいと考えている ところであります。

3点目の投書についてですが、私のところに届いたものには、職員の再就職のことは記載がなかったように記憶をしています。しかしながら、これが議員ご指摘のように不満を持つ職員によって書かれたれものかどうかはわかりませんけれども、退職者の再任用にあたっては、公平で、かつ業務運営に経験を活かし住民サービスの向上に寄与できることが肝要かと思っております。よりよい職場づくりのための「面接によ

るコミュニケーションの向上と組織活性化の推進要綱」を定め、課長と課員との面談を毎年度2回実施し、組織の活性化に努めているところであります。今後とも、職員の悩みや相談に対応できる職場環境や人事管理の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に旧愛知郡役所関係でありますが、本会議でのご質問に対し、15~16 回述べさせていただきました。全員協議会の場でも同様にご議論いただくようにお願いしてきたところであります。そうした中、昨年12月議会におきまして、保存のための代替用地確保案につきましては残念ながら認めていただけませんでしたので、JA役員に対し、すぐに状況説明とお詫びを申し上げたところであります。それまでにもたびたび支店統合計画を進めているJAをお尋ねいたしておりますが、その都度、旧郡役所の検討状況の説明、そして、大変迷惑をかけていることに対するお詫びをその都度申し上げてまいったところであります。今もその気持ちに変わりはありません。

郡役所問題が手詰まりの中、先の3月議会で後世に悔いを残さない判断として、住民の皆さんの意思を確認することも有効な方法ではないかとの考えを述べました。しかし、その後、懸案の高校再編問題の渦中にあった愛知高校は、地域共学を校是とし、地域で守っていく取り組みが認められ、愛知高校を保存し、あわせて愛知高校に1学年2クラスの高等養護学校を平成25年から新設することが公表されたところであります。そうなりますと、将来、その子どもたちが自立できる知識や技術を身につけ、進路方向の一助となることが重要であり、そのため就業体験などの施設が要ることがわかってきたところであります。

その一方案として、旧郡役所を利活用することが話題となってきました。学校側の 希望や同窓会の要請の声が沸き上がり、県の教育委員会も地元支援を歓迎するなど新 たな動きが出てきたこともあって、アンケートの実施につきましては見合わせている ところであります。

これらの提案の実現可能性を見定め、みんなの理解が得られるような案となるのか、形が見えてき次第、議会とも十分協議をいたしたいと考えているところであります。

〇議長(本田秀樹君) 理事。

〔理事 細江新市君登壇〕

〇理事(細江新市君) それでは、2点目の愛知川駅の駐輪場につきまして、お答えをさせていただきます。

愛知川駅駐輪場の利用者増によりまして、駐輪場の不足の状態になってございます。 駐輪場用地の所有者であります近江鉄道㈱に、去る8月6日に本社を訪問し、運輸本 部鉄道部長および次長にお話をさせていただきました。常に飽和状態となっている駐 輪場および、その通路(特に愛知川駅入口付近)であります自転車放置禁止区域に止 めている自転車の現状等について協議を行いました。

まず、近江鉄道の敷地等を含め、駐輪場の現状を把握するために、通学生が少ない 夏休み期間を避け、9月に現場確認を行い、近江鉄道の考え方もお聞きし、整備箇所 の拡大を協議できればと考えております。現場立会につきましては、先般、9月11 日に行うこととなりました。

また、他の場所との考えもありますが、まずは現在の場所を優先的に考えていきたいと思っております。その場所ではどうしても不可能な場合につきましては、他の場所を検討を考えていきたいというふうに考えております。以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(本田秀樹君) 9番、西澤久仁雄君。

〇9番(西澤久仁雄君) 9番、西澤久仁雄。再質問をさせていただきます。

まず、愛荘町嘱託職員の任用という件につきまして、町長はどう思っておられるのか知れませんけれど、例えば、例を出して悪いのですけれど、幼稚園園長さんが嘱託職員である。一般の職員さんは園長さんの下で働いておられるというのが認識だと思うのです。そうかと言って、予算関係になりますと、嘱託職員さんは説明がないと来られない。職員さんが来られる。一方的に、やはり経験がある、ないかということになるかも知れませんけれど、そういうねじれ現象をどう思われるのかということが第1点です。

もう1点、これもまたちょっと差しさわりがあるかわかりませんけれど、元県職を 建設課かどこかに嘱託職員でお雇いになったと。その方が今どこでどうされておられ るのですか。元の職を活かして採用されたのであれば、そこで長いこと、5年間なら 5年間仕事をしていただくのが本意ではないのかなと、こういうふうに思いますし、 次に郡役所の件にJAさんへ行って何回も謝罪したとかどうとか答弁がありました。

けど、町長、逆にあなたがJAの立場であった場合には、どう思われますか。JA さん、口には出されないけれど、「町の言われるとおり私はできません」というお答え です。それで、何回も謝罪して何回もやったと言って答弁されますけれど、JAさん は何も言えないという立場の中で対応されてこられたと私は認識しておりますので、 逆の立場であったらどうであったかというのと、次は駐輪場の件につきまして、一応 前向きに一生懸命努力されておられると思いますけれど、あの現状を眺めてみますと、 あの広場、コンクリートがしてあるところ、駐輪場になっています。そして、砂利の ところに自動車が置いています。その部分まで自転車がはみ出ている場合もあって、 自動車が自転車を動かさなければ出られないという状況があると聞き及んでおります が、やはりあそこだけで賄えるものか、私が言いました近隣も、遊び地というのか、 そういうものもありますので、そういうものも含めて今後早急な対応が必要ではない かと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

〇議長(本田秀樹君) 町長。

○町長(村西俊雄君) まず、正規職員と嘱託との関係、中でも幼稚園の園長さんと職員との関係を今おっしゃられましたけれども、地方機関の長といえども、嘱託職員を雇っているケースは、私もいろいろなところを経験しましたけれども、対応多くございます。もっと幅広くやっているところがありまして、給食センターの所長なども概ね嘱託でやっているところの方が多いかと私は認識しておりますけれども、幼稚園・保育園、こういったところについては、やはりその経験というものが非常に大事ですし、そういう経験のある、また管理能力のある人を嘱託としてお願いをしている。

予算編成等は、本来、予算・人事というのは本庁が調整権を持っているところでご ざいまして、本庁の所管の課長が予算の編成権もあわせて普通はやっているというの が一般的な考え方であろうかと思います。

それと、県のOBのことをおっしゃいましたけれども、これも長く県の方で経験をしてきた、まさにその能力と経験を活かした職にお願いをしているわけですが、途中で変わったというのは政策調整課に行っている職員のことかと思いますけれども、彼は都市計画について非常に明るい。例えば社会資本の計画、社会資本交付金の問題は一手に引き受けて、都市計画課と調整してくれている。これなどはまさになかなか我々の知恵ではできないところもたくさんあります。

また道路計画、例えば今やってまいりました滋賀銀行から近江鉄道までのあの狭い間の道路をどうしようかということも、都市計画の中でやるのか、道路計画の中でやるのかというのも、道路課や都市計画課と調整をしながら、今の課でやってくれている1つの方針をやってきたところでありまして、また、川原地区・長野地区のあのほ

場整備未整備の田んぼのところ、ああいったところを土地区画整理事業でやったらどうかとか、もっと大胆なことができないのか、こういったことについても彼に宿題を与えておるところでありまして、そういったまちの形の改造というのか、国や県の考え方との調整をやってもらっているところでございまして、職員ではちょっと困難なところをカバーしてもらっているということで、いろいろとまちづくりの具体的な提案を積極的に、出向事務にもいろいろなところに職員以上に出掛けて行って、いろいろなところで「来てくれているか」という話でよく出会うのですけれども、非常に勉強家でもありまして、「どこどこのこういうまちではこんなことをやっている。ぜひこういうこともひとつ参考にしたらどうですか」というような進言もたびたびもらっているところであります。

それから、郡役所の問題でJAに迷惑をかけている。そのことについて、私はたびたびお詫びに行っているけれども、逆の立場だったらどう思うのかということでございますが、JAも半官半民のような組織でもありまして、株式会社とはちょっと違う。多くの組合員は住民でもあるわけでして、そういう意味では行政と似通った、目的は住民の福祉向上ということもありまして、我々の方向についてはかなり理解をしながら、辛抱しながらだと思いますけれども、聞いてくれていたというのが現状でして、この代替地についても4カ所も5カ所も提案をしてきましたし、またJAが希望するところについても当たってきたりしてきたところでございます。

まさに今の警察庁舎跡については、JAも本当に期待をいたしていました。ぜひこれを何とか実現してほしいと。そうするとJA視点の再建計画にもスムーズにいけるということで、JAとしては本当にこれにかけていたというか、ぜひ頼むというぐらいのことでございました。

そういった中でその案は消えて、現状もJAに対しては大変な悩みを残したままの 状態になっていて、今も大変申し訳なく思っているところでございます。

〇議長(本田秀樹君) 理事。

○理事(細江新市君) 駐輪場の関係でありますけれども、先般8月に寄せていただきました。現場の方ではございませんので、図面を広げさせていただいて、現状をお話しさせていただきました。

現状、駐輪場の入れるところですけれども、1棟ございます。今お話のございました駐車場も近江鉄道から借りておられます。その奥にもう1棟できないかなというふ

うに私ども考えておりまして、何とかできるような感じであります。ただ、しかし、 現場をもう一度確認をいたしまして、境界を確認しながら検討をしたいなというふう に思っておりますけれども、何とかその奥にできないかなというふうに今考えている ところでございます。

〇議長(本田秀樹君) 西澤久仁雄君。

○9番(西澤久仁雄君) 9番、西澤久仁雄です。先ほど職員さんの投書の件について町長が、「私には来てない。知らない」というような答弁でしたが、再三再四来るわけです。「世直しの会」として。ある程度の人にはコピーして渡している部分もあると思います。

けれど、町長までそれが行っているか、行ってないかは別として、1枚や2枚の投書ではないのです。「世直し会」として。素人さんと言いますか、我々が知らないことが、役場の職員でなければわからないという事情のことまでが書いてある部分も多々あるのです。それでこういうふうなことを、もう辛抱しきれないという形で、どうだろうなと。こういう不満がある職員さん、町長どう思っているどころか、もう少し指導というのか、きちんとできないものか。

ほかのことについても、この前全協でガーンと怒りましたけど、やはりもう少し襟を正して、町民サービスが第一ということで、職員さん同士はある程度は、いろいろなことがあってもお互いがカバーし合うというような、大きな心を持った人に育ててもらわないといけない。そして町民サービスをお願いしたいと思いますが、その点いかがですか。

〇議長(本田秀樹君) 町長。

〇町長(村西俊雄君) まさにおっしゃるとおり、組織に対する不満を持っている職員が、大きな組織ですとどこでも不満を持った社員や職員がいると思いますけれども、それで仕事に身が入らない。ひいては住民サービスに悪影響を及ぼすというようなことでは、これはもう結局は住民の皆さんに迷惑がかかることになりますので、やはりみんなが気持ちよく仕事ができ、そういう職場が一番必要かと思います。

そのためには風通しのよい組織であるべきということで、いろいろ職員の希望や悩みを聞くように、合併後もいろいろな指示でやってきたところであります。職員の配置についても希望をできるだけ聞くことにしていますし、その中でも不満に思っていることについて記載をするようにということもやっています。先ほども申しましたよ

うに管理職との対話というのも持っておりますし、外に向かって言うのもそれはそれで結構だと思いますけれども、直接やはり管理職なり私どものところに言ってきてもらいたいなというふうに思っているところでして、1人でも不満を持つ職員をなくせるように、みんなが風通しのよい職場になることを今後もめざしてまいりたいと思います。

◇ 伊谷正昭君

〇議長(本田秀樹君) 1 番、伊谷正昭君。

[1番 伊谷正昭君登壇]

〇1番(伊谷正昭君) 1番、伊谷正昭です。ただいまから一般質問を行います。

質問の1つ目につきましては、橋梁・道路施設の老朽化対策について質問させていただきます。社会資本は、社会的ニーズに応じ着実に整備が進められてきました。その結果、なお整備をしなければならないのは依然として存在はするものの、整備水準は向上し、生活・経済活動を支えるとともに、住民の安全を確保する基盤として大きな役割を果たしてきたのです。

しかし、近年、整備・蓄積された社会資本は、建設後相当の期間を経過し、老朽化 に伴う障害事例も見られるわけです。橋梁や道路施設、さらには下水道の一部におい て老朽化の時期を迎えておるわけです。財源のあるなしにかかわらず、老朽化は確実 に進み、その対策は避けて通れないものがあります。

また、これらはほとんどが住民の生命に影響を与えるものであるということも再確認をしておく必要があろうかと思います。しかし、これらの構造物や建設物の機能・ 役割でありますが、老朽化の程度はおのおの異なっておりますので、それぞれ調査・ 検討を行い、補修・改修の計画を行う必要があります。

愛荘町が管理をするこれらの社会資本はかなりの数になると思われますが、橋梁については既に調査が完了され、今年度は長寿命化修繕計画の策定中でもあります。道路施設については、今後どのような計画で調査をされ、橋梁とあわせて体系立てた維持補修・改修計画をつくり、どのような年次計画で実施をされるのか。また、老朽化の現状と今後の推移についてどのように考えておられるか、答弁を求めるところであります。

また、地震・災害が切迫する今日、公助の基盤であります社会資本の多くは、今後

は耐用年数を迎え、老朽化による防災力の低下が懸念をされ、そのため更新には巨額の財政負担が予想されるため、この対応についての考えを示していただき、今後は固定資産台帳の整備とあわせて総合的なマネジメントが求められる時代になってきております。その取り組みについてどのような考えでおられるか、お尋ねをしたいと思います。

また、持続可能なこの自治体経営には、公会計制度の改革の導入を考える時期でも ございます。その時期はいつ頃になるかという考えについても答弁を求めるところで あります。

質問の2つ目につきましては、歩行者優先の道路づくりについて質問をいたします。 幹線町道また新設町道につきましては、道路構造令などの基準に基づき車道と歩道が 確保されておりますが、既設の町道、特に生活道路に関しましては歩道の整備が十分 行われているところが少ないように思われるわけです。「車が通る幅を確保した残りが 歩道」といった道路がほとんどであります。「道路は車が優先をして円滑に通行するも のである」という固定観念のもとに、今日の道路整備が行われてきたように思われま す。

このような発想とは逆に、「歩道を確保した残りが車道である」といった考えの道路があってもよいのではないですか。既設町道の大半は歩道がなく、また歩道があっても狭く、「車道の残りが歩道」といった道路もございます。この歩道も狭いうえに、電柱とか標識柱などの障害物で、安心して通行できる状況でないところが多く見受けられ、歩行者本位の道路づくりと大きくかけ離れております。生活道路は歩道優先とし、具体的には車が何とか離合できる幅員を確保した残りを縁石とかガードパイプなどを確保し、利号できる車道幅が確保できないところは、離合を設けるなど、歩道を優先にした構造の道路づくりを願いたいものであります。当然、地域住民の方々の同意が不可欠でありますが、高齢者や子どもたちの安全な歩行空間の確保など、ユニバーサルデザインにもつながっていくものと思います。町はこのような道路づくりの取り組みについて、答弁を求めるところであります。

最後に3つ目の質問でありますが、今回上程をされました「やすらぎをおぼえる愛 荘町環境保全条例(案)」の制定に関連して質問をさせていただきます。

大量生産・大量消費・大量廃棄などによる生活環境様式に、騒音・振動・廃棄物、 さらにはリサイクル問題、ダイオキシンなどの化学物質の影響、また、石油エネルギ 一の消費量の増大によります地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊、さらには生態系の破壊による生物多様性の低下など、様々な問題を招いております。私たちは健康で文化的な生活を営むために、良好で快適な恩恵を受ける権利を有するとともに、かけがえのない良好な環境保全を創造し、次の世代に引き継いでいく責任があるわけです。そこで、今回の条例(案)の制定にあたりまして、その関連した質問をさせていただきます。

1つ目は、旧愛知川町の生活環境保全条例および規則は平成2年6月に制定をされたわけですが、なぜつくられたのか。その主たる問題点は何であったのか。その問題の解決はどのようにされたのか。また、合併に伴いまして3年を目途に改定をし、議会に提案をするということになっておりましたが、なぜこの時期になったのか。また、ここまで送らせたのかということをお尋ねしたい。

2つ目は、2つの企業の野焼き、および油が下流河川に流出をいたしまして、付近住民とか下流の田んぼに多大な迷惑をかけ、消防・警察、また県なり町などが対策会議を幾度となく開き指導に当たりましたが、その解決に至らなかったため条例の制定に至ったわけです。その2つの企業におきましては現在も営業を続けておられますが、問題はないのか、問題があるとしたらそれは何なのか。今回の条例(案)でどういう規制をされるのかということをお尋ねします。

3つ目につきましては、旧愛知川町の生活環境保全条例において、企業の名前こそ 出ておりませんが、業種を限定し、2つの企業については特定工場として、他の企業 につきましては一般工場として取り扱いを細かく限定をしなくてもいいのか。国の法 律とか県の条例でこの2つの企業をどれだけ指導し、取り締まることができるのかと いうこともお尋ねをしたいと思います。

4つ目につきましては、この2つの企業が取り扱っているものにつきましては、表面上、産廃とか一般廃棄物に該当するものではなく、リサイクル商品(有価物)として取り扱っていることから、法的には適用が難しいというふうに思うわけですけど、また、リサイクル商品に付着しているダストの処理について、町で把握ができていないのでないかというふうに思うわけです。今回の条例(案)にどういう位置づけをされるかについて、以上この4点の質問に対しましての答弁を求めるところであります。以上、質問を終わります。

〇議長(本田秀樹君) 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

〇町長(村西俊雄君) 伊谷議員のご質問のうち、社会資本の老朽化対策、公会計に ついてお答えをさせていただきます。

日本の社会資本整備は、高度成長時代に新幹線、高速道路、長大橋やトンネルなど 大規模なもののほか、私たち身近な下水道や、広大なほ場整備事業をはじめ学校や図 書館など数ある公共建物を建設してきました。

今、それらの維持管理や補修の時期が到来し、毎年経費が増大してきているところでありますが、昨今の財政状況では新しくやり直すことは不可能であり、早い目に補修しながら大事に使おうという時代になりました。つまり、長寿命化対策がこれからの大きな課題となってきたところであります。

橋梁につきましては調査が進んでいるようですが、全体像についてはまだ報告を受けておりません。今後、中長期にわたる計画的な改修計画を立てる必要があると思っています。そのためには、インフラ資産の全容を把握し、減価償却の考え方を取り入れた公会計制度の導入が必要であります。

本町におきましては、昨年度において町有建物のデータ整備などを進め、公会計データの算出をめざしてシステムの本格的導入を今年度計画しており、財務システムの改修と連動して「総務省方式改定モデル」というのがありまして、これを採用した財務書類4表、つまり連結貸借対照表、連結行政コスト計算書、連結純資産変動計算書および連結資金収支計算書の4表を作成いたします。

これができますと、町の事業用資産、社会資本的なインフラ試算、遊休資産、すべての負債を各会計と連結して複式簿記形式で示すことができ、その数値を使って町の現状や将来指標を打ち出し、長期的な行財政運営計画に基づいた将来の負担能力や限度を推計することも可能となるのではないかというふうに考えているところであります。

〇議長(本田秀樹君) 農林建設主監。

〔農林建設主監 山田清孝君登壇〕

〇農林建設主監(山田清孝君) 伊谷議員の「橋梁と道路施設の維持補修計画、現状と推移」について答弁させていただきます。

平成23年度に橋梁点検業務を委託し、平成24年度については、その点検結果を もとに橋梁の長寿命化修繕計画を策定中であります。この修繕計画は、橋梁の現状把 握、修繕および計画的な架け替えとあわせて、投資効果を考慮しつつ費用の縮減を図るものであります。

この橋梁点検の事業は、社会資本整備総合交付金という国庫補助金を受け実施し、 以前は地域活力基盤創造計画に則り踏切の整備等を行ってきたところであります。平 成22年度からは個別補助金が1つの交付金として移行統合され、現在は社会資本整 備総合交付金として活用を図っているところであります。

今後、国の動向もありますが、県に要望し、平成25年度または26年度に、その 修繕計画をもとに5カ年計画で橋梁の修繕工事をするために、社会資本総合整備計画 に則り、国費を有効にかつようしながら事業を進めていきたいと考えております。

また、道路の維持補修の整備計画につきましては、道路台帳のデジタル化が必要であり、町内全体の道状況をメッシュ化して、ひび割れ解析・評価を行い、補修計画に基づき順次維持補修を行う予定です。

次に、下水道事業につきましては、平成25年度に下水道長寿命化計画を策定し、 下水道施設の維持管理、延命化、改築更新を総合的にとらえたコストの最小化を促進 するための方針を立てていき、修繕計画に則り事業を進めていきたいと考えます。

全般的に「損傷が軽微なうちに保証し長持ちさせる」という予防保全的な維持管理 をめざし、国費を活用しながら進めていきたいと考えます。

次に、「歩行者優先の道路づくり」について、お答えをさせていただきます。既設の 町道は道路幅自体が狭く、歩道整備が十分行われていない箇所があり、昨今の通学時 間帯における交通事故のニュースが流れた時に、安全な歩道が確保されていたらなと いうふうに思った次第であります。

既設の生活道路においては、「歩道を確保した残りを車道にする」歩行者用道路にするには、車の通行規制なり時間帯の通行止めなり、地元住民の理解と協力が最低条件になります。

現状の町道等は、両サイドには住宅が建ち並び、狭隘な道路となっている状況下で、 縁石やガードパイプの設置は非常に困難と思われます。

以前から、「歩行者の安全確保」は課題となっておりますが、現段階での方法としましては、路側線を極力広く取り、安全確保を図っていく方法や、道路規制標識の設置と考えます。今後も、地元自治会や警察等と連携を図りながら、歩行者の安全確保に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

〇議長(本田秀樹君) 住民福祉主監。

[住民福祉主監 杉本幸雄君登壇]

○住民福祉主監(杉本幸雄君) 「やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例の制定について」の1点目、旧愛知川町の条例制定の目的等についてのご質問でございますが、旧愛知川町生活環境保全条例及び規則は、町内にある2社の度重なる野焼き・油の流出・騒音などの問題に悩まされ、解決策として条例・規則をせいてしたと聞いております。

2 社につきましては、昭和 5 5 年設立当時以降、前出の公害が発生するたびに滋賀 県とともに採算指導をしてきたところであります。特に集中的に警察の協力をいただ いた時期もございまして、その効果が特に多かったと記憶をいたしております。

しかし、社会情勢の変化等もありまして、企業倫理が厳しく問われる現在、野焼き・油の流出についてはここ数年聞いておりませんが、騒音につきましてはたびたび苦情があることから、事業所を訪問し注意をしているところでございます。

また、今回の条例の上程につきましては、本来であれば環境基本条例、環境基本計画制定後の早い時期に策定することとなっておりましたが、平成22年3月に条例の原案を提出して以来、審議会では、内容が大変専門的でありますので、専門的な意見が活発に出されたことなどによりまして、審議内容の対応に時間を要しました。そして、24年度も引き続き議論を継続いただきました。

罰則については警察庁への協議もいたしておりますし、また、パプリックコメントも実施いたしまして、ようやく今回上程することになりましたので、ご理解をよろしくお願い申し上げたいと思います。

〇議長(本田秀樹君) 環境対策課長。

〔環境対策課長 飯島滋夫君登壇〕

○環境対策課長(飯島滋夫君) それでは、伊谷議員の「やすらぎをおぼえる愛荘町環境保全条例(案)の制定にあたって」の、2点目・3点目・4点目についてご答弁をさせていただきます。

まず、2点目の「既設2企業に対して、今回の条例制定によりどのような規制ができるのか」について、お答えをします。2企業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処分業であり、特に1社は滋賀県公害防止条例に基づく特定施設を有する工場となっており、許可申請・届出を行っており、県の指導を受けており

ます。2企業に対しては、毎年、県の立入指導がなされており、必要に応じ排出水の水質調査が行われております。また、2社については週2回程度ですが重点施設と位置付け、県がパトロールをしております。この条例制定後は、当町も立入調査を行うことができることになることから、県と協力しながら公害防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の「2企業を特定工場として特別な取り扱いをしなくてよいのか。国の法律や県条例でどれだけの指導、取り締まりができるのか」について、お答えをします。2点目でお答えしましたとおり、3企業は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処分業であり、特に1社は県公害防止条例に基づく特定施設を有する工場となっており、許可申請・届出を行っており、県の指導を受けているので、特に特定工場として限定しなくてもよいと考えております。

指導や取り締まりについては2点目の回答と同じですが、条例制定後は当町も立入 検査を行うことができることから、県と協力しながら公害防止に努めてまいりたいと 考えております。

4点目の「ダストの処理について把握できていないのではないか等」についてお答えをします。取り扱い物がほとんど有価物であっても、県が許可業者としての立入調査を実施しており、その処理から出るシュレッダーダスト等の適正処理についても、事業場内で発生した廃棄物として帳簿調査等で確認されていると聞いております。

これまではこのような内容を把握できませんでしたが、本条例により申請内容を提出させることができるようになり、県と協力しながら公害防止に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。以上でございます。

〇議長(本田秀樹君) 1番、伊谷正昭君。

〇1番(伊谷正昭君) 1番、伊谷正昭です。再質問をさせていただきます。

1点目は、社会資本の老朽化対策でありますが、これは総務主監に2点ばかりお尋ねさせていただきたいと思います。

耐震対策とか維持補修については、必然的な経緯であるわけです。愛荘町の将来の 財源状況を管理するためには、実質公債費比率の100の指標には、当然加味をして いかなければ意味がないというふうに思うわけですが、これらの財源健全化法に基づ くその対策が本格化しておりますが、この点についてどのように考えておられるのか。 また、中長期的な財源の確保は可能なものでしょうかということをお尋ねを1点目に したいのと、もう1つ、維持管理・改修等にどれだけの金が今後必要になるかということは、先ほど答弁がございましたように、現状の調査なり維持補修、改修計画を行わないと判定ができないと思うわけですので、現在の町の取り組みの姿勢のままで、本当に今後の社会資本の維持管理ができるのかというふうに私なりに心配をしておりますので、その答弁をお願い申し上げたいと思います。

それと、やすらぎをおぼえる愛荘町環境保全条例(案)の制定についてでございますが、今ほどは答弁をいただきましたが、公害防止協定の締結について、この条例の上程に伴いまして、騒音とか排水・地下水問題の廃棄物を含めました内容は、新たに締結すべきであるかという、そういう内容を検討されたのかということについてお聞きをしたいと思います。

それと、この2つの企業でありますが、ミニサイクルの商品、有価物でありますが、 現状、現場を見ておりますと、空き地がございます。これは調べますと当時の開発許 可では調整池、全体の敷地の開発基準では調整池、池ですね、これの機能であったわ けですが、現在も埋め立てたのかちょっとわかりませんけど、そこにおいて相当物が 積まれていると。敷地の中で解体をされていると見受けられるわけですが、これにつ いては問題がないのかということをお聞きさせていただきたいと思います。

さらに、この条例の制定にあたりまして、住民はもちろんですけど、いろいろな企業がございますけれど、どのような形で周知徹底をされるのかということもお聞きしたいと思います。

それと、既に旧の愛知川町の生活環境保全条例が制定をされておりますが、今回の新しい条例に移行するわけですけど、そうした中、現在の企業があるわけですけど、新しい条例の案として事前に意見を聞く必要があるのか、ないのか。と言いますのは、旧条例では、読んでみますとこの件が載っておりませんので、ぜひ意見を聞く必要がないかなということでお聞きをさせていただきたいと思います。

以上の点について再質問をさせていただきました。

〇議長(本田秀樹君) 総務主監。

○総務主監(福田俊男君) それでは、ご質問いただきました点にお答えしたいと思います。非常に難しいご質問をいただきましたので、財源の確保、あるいは公債費比率等についてのご質問だと思いますだと思いますので、お答えをしたいと思います。

まず、財源の確保についてでございますが、先ほどの一般質問の中で町長が答弁い

たしましたように、公会計の理念なり、あるいは必要性の中でうたっている部分がございますが、最終的には財政状況の把握とコストの分析、あるいは政策評価への活用等が実施をしていくことが前提になっているわけでございまして、そういう中で今後の財源確保をどういうふうにしていくかということでございますが、現在行っておりますように総合計画の後期の計画の見直しを今現在行っておりまして、それとあわせまして各事業の見直しをする中で、中長期の財政計画につきましても見直しをしていきたいなと思っております。

あわせて、昨年度にもお願いいたしましたように、合併特例債の期限が10年間を 迎えるわけでございますが、その中で合併特例債の活用方針といたしまして、基金に 運用させていただいて後年度の事業負担に執行できるということで、財源確保等も現 在行っているところでございます。

いずれにいたしましても、合併特例債等を活用しながら、また国・県のご意見等を 有効に活用していきながら、財源確保に努めていきたいと思っております。

公債費比率等につきましては、そういうふうな事業を展開する中で、後年度で記載 財源等活用してまいりますので、これらの抑制には努めていきたいというふうなこと を思っておりまして、事業計画のスパンなり等を見直しながら、あわせて進めていき たいと思っておりますので、答弁に代えさせていただきます。

- **〇議長(本田秀樹君)** 住民福祉主監。
- **○住民福祉主監(杉本幸雄君)** 3点目のやすらぎの条例の関係でございますが、4 点ご質問をいただきました。

まず、公害防止協定の検討ということですが、現在、2社とも暫定条例によります 協定はできておりますが、今回新たに条例を制定いたしますと、再度協定を結び直す という予定をいたしております。

それと、2点目の有価物の置場、あるいは解体をしておられる現場が開発申請における調整池ということではないのかというようなご質問でございますが、これにつきましては、県の土木の方へ確認をさせていただいて、その対応をさせていただきたいというふうに考えております。

3点目・4点目は、課長が答弁申し上げます。

- **〇議長(本田秀樹君)** 環境対策課長。
- **○環境対策課長(飯島滋夫君)** 3点目の「この条例をどのように住民なり企業等に

周知するのか」ということでございますが、条例制定後、町のホームページに掲載するのと、町広報紙においてシリーズで啓発、掲載をしていって、町民の方々には周知をさせていただきたいなと思っておりますし、また、区長総代会でお話をさせていただいて、住民さんの方におろしてもらうということも考えております。以上が周知の方法ということで今考えているところでございます。

次に、企業に事前に意見を聞く必要がなかったのかということでございますが、これにつきましてはパブリックコメントをさせていただきました。それと、特に関係のございます土木関係の企業さんにつきましては、説明会をさせていただいて説明をさせていただいたところでございます。以上でございます。

- **〇議長(本田秀樹君)** 1番、伊谷正昭君。
- **O1番(伊谷正昭君)** 改めて再々質問をさせていただきたいと思います。

先ほどの質問で、歩行者優先の道路づくりの取り組みについてということで答弁をいただきましたが、一般的な答弁であったように受けさせていただきました。そういうことから、もう少し具体的に計画があるのかということをひとつ、もう一度農林建設主監にお尋ねをしたいと思います。

- ○議長(本田秀樹君) 1番、伊谷議員、再質問がなかったので。1回目の答弁の時に、次は「再」があって「再々」があるのです。再質問がなかったということは1回目で理解しているということですので、再々ではないので、質問としてそれは受け付けはできません。
- ○1番(伊谷正昭君) 私が申し上げていますのは、再々質問にはしませんけど、具体例がありませんでした。というのは、本当にこれからの歩行者優先・児童優先にする対策はどのように考えておられるかという具体例を示していただきたいということで質問をしているわけですけど、あと、4月に亀岡市で起こりました集団登校中に、児童と保護者に車が突っ込んだ事故があったわけです。最近また全国的に児童が巻き込まれる事件が起きております。この痛ましい事故が相次いでいることは、大変、私は残念でなりませんが、まず子どもを守る安全策として、歩行者の分離、それは当然ですが、自動車の速度の低減とか、通学路・生活道路において防護対策が必要であろうかと思いますので、これについて何か具体例がありましたら答弁を求めるものであります。

最後に町長に答弁を求めます。先ほどの社会資本の老朽化対策でありますが、老朽

化は震災で必ずやってくると思いますので、必ずやってくる方が予防しやすい。何も 対策を講じなければ健全性が保っていけないということで、それを放っておきますと 使用停止に追い込まれるという可能性もございますので、社会資本のストックの分化、 または扶助費の需要が高まる今日の中で、忍び寄る現象、老朽化の対処を早急に実施 をしていかなければならないと思いますので、知恵なり工夫、有効な対策を打ち出す 必要がありまして、また、このことは十分利益にも今後もつながっていくと思います ので、答弁を求めるところであります。以上です。

○議長(本田秀樹君) 暫時休憩します。40分まで休憩をさせていただきます。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時42分

〇議長(本田秀樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 吉岡ゑミ子君

〇議長(本田秀樹君) 次に、11番、吉岡ゑミ子君。

〔11番 吉岡ゑミ子君登壇〕

〇11番(吉岡ゑミ子君) 11番、吉岡ゑミ子。一般質問をさせていただきます。 2点ほど質問させていただきます。

まず第1点目、大津の「いじめ問題」を踏まえ本町行政の「いじめ防止対策」は。 昨年10月に大津で中学2年生の男子生徒がいじめにより飛び降り自殺をした事件は、 全国にも大きな波紋を投げかけ、それに端を発して各地で次々と同様の事件が明るみ になり、大きな社会問題となっております。これらの事件が実態解明に向け大きく進 展したのは、7月12日、大津市長から要請を受けた文部科学省ならびに警察庁が動 き出したことが第一の要因だと認識しております。なぜ今になったのか、疑問に思い ます。

いじめによって、なぜ自殺という手段を選ぶのか、その原因は、①いじめられていることはみっともないと思っている、②親に心配をかけたくない、また、③親や先生に言うと報復が怖い、この3つの理由からだと分析されています。

これらの将来のある若い命が失われていく、実に痛ましい事件がなぜ未然に防止できないのか。その生涯となっている最大の原因は、学校のメンツや外部に恥をさらしたくないという「学校のいじめ隠し」この構造が依然として根強いことだと考えられ

ます。例えば、大津の中学校でも被害者の父親にアンケートの結果を口外しないように誓約書を書かせていたことなど、その他隠ぺいの実態が明るみになりました。生徒が自殺する2週間前に被害者の家族が、「県子ども・子育て応援センター」と「県中央子ども家庭相談センター」に相談していたが、両センターともにいじめに気づかなかったことが判明しております。

自殺後も、学校はもちろんのこと市教育委員会も自殺との因果関係を全面否定していること、大津署にあっては父親から被害届受理を三度にわたって拒否するなど、子どもを支援するすべての期間が全く機能していなかったようなことが残念であります。いじめと不登校について、NHKが全国の子どもたちに行ったアンケートによりますと、クラスに1~2名はすべてのクラスでいじめは起きていると分析しております。そこで、愛荘町のどうであるか、よそ事ではないのは確かであります。町民すべてが子どもたちを守らなければなりません。その中で、大人社会が実態を知らない、知らされていない、生徒間の小競り合い程度に片付けられていることが恐いのであります。

平成18年に文科省からアンケート調査の依頼があり、町内の学校でアンケート調査をなされたのかどうか、また、大津でのいじめの問題を踏まえ、本町教育委員会でこうした形跡はどのようであるのか、また、学校や教育委員会の体質改善や山積している問題に対し、きめ細かな対策が望まれますが、町当局ならびに教育委員会のお考えをお伺いいたしたいと思います。

2点目でございます。「子どものかけがえのない命を守る。」児童虐待についてお伺いいたします。

今年の7月末に県警に寄せられた児童虐待に関する相談件数は277件で、昨年に比べ2.2倍になっております。このまま推移すると、昨年の4倍近くに達する見込みだとされております。この相談件数増加の背景には、関係機関の連携が進んだこともありますが、まだまだ潜在化しており、歯止めがかからない状況であります。

その主な要因として、経済的な困窮に伴う親のストレスなど家庭内問題の増加があります。平成24年7月末現在の虐待内容は、「殴る・蹴るなどの身体的虐待」が177件、全体の68%であります。「子育てを放棄するネグレクト」が56件、全体の20%であり、夫婦間の暴力を子どもが見ることなどによる心理的虐待」が44件になっております。

こうした虐待による被害者は 465 人であり、昨年比で既に 261 人増え、小学生が全体の 4 割近くを占め、加害者は 317 人のうち実母が 137 人で最多となっております。 つまり、児童の虐待は子ども自身によって最も安心できるはずの家庭内で起きることから、その発見や対応が難しく、潜在化していると考えられます。

そこで、社会全体が今一度しっかりと見つめ直すという観点から、児童虐待に対し町をはじめ地域ぐるみのきめ細かな取り組みが必要だと思います。現に、町内におきましても育児や子育てなどに関する多くの相談事も増えております。そして、言わず語らず、何らかの悩みがあるからだと思いますが、一歩誤れば最悪の場合、児童虐待へと発展する可能性もあります。本町でも「愛荘町要保護児童対策地域協議会」を平成21年7月に設立されておりますが、どのように協議を進めておられるのかが全くわかりません。また、社会福祉課が福祉課と子ども支援課に分かれましたが、多くの相談を抱えている子ども支援課の人材だけで、若いお母さん方の相談がまかないきれるのか懸念します。ここでしっかりと子ども虐待防止に取り組んでいただきたい。そこで、夏季の質問に対して答弁をお願いいたします。

まず1つ目、愛荘町要保護児童対策地域協議会の活動内容や児童虐待件数等、愛荘町の現状をお聞かせ願いたい。

2つ目に、児童虐待は子どもの人権侵害であり、子どもや青少年の心身を深く傷つけ、さらに虐待を受けた経験はその後の心身の発達や人格にも重大な影響を与え、最悪の場合は生命をも奪う深刻な問題であることを鑑みもこの対応に当たる原課職員の専門性の向上と体制の充実に向け、今後さらなる体制整備をする考えがあるのか、町長にお伺いいたします。以上です。

〇議長(本田秀樹君) 町長。

[町長 村西俊雄君登壇]

〇町長(村西俊雄君) 吉岡議員さんの「いじめ問題と児童虐待について」、お答えをさせていただきます。

大津市の中学生によるいじめ問題につきましては、いまや全国的な大きな課題となりました。いじめはどの学校でも起こり得る従来からの課題であり、我がまちにおいてもこれを他山の石となし、適切な対応を早急にとらなければならないと考えております。

つい先日、政府は自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」を閣議で決定しまし

た。伝えられるところによりますと、若年層の自殺死亡率が高まり、学生・生徒の自 殺者数が増加傾向にあることを重視し、その背景にいじめ問題があることを申告に受 け止め、いじめを隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処する必要性 を強調しております。

町教育委員会では、関係者と協議し、いろいろの対策に取り組んでいるところでありますが、問題行動の事前防止や早期発見が大事だと認識しております。

さらに、法務省でも学校でのいじめに関する人権侵犯事件が全国で 3,000 件を超えていることを重視し、人権擁護委員がいじめ問題にかかわり、学校側に適切な対応を求めることも考えており、当町の委員に対しても積極的な連携をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、児童虐待についてでありますが、愛荘町の児童虐待につきましては年々増加傾向にあり、その内容も複雑かつ多様化してきております。そのため、児童虐待への対応や子育て支援など、子どもを産み育てやすい環境づくりを整備するため、福祉・保健・教育など包括的・一元的な取り組みができるよう、平成22年10月に行政組織を見直し、「子ども支援課」の設置など所用の改正を行ったところであります。

支援に必要な専門職員の確保につきましては、子ども支援課に今年から初めて保育 所現場の経験豊富な保育士を配置し、あわせて子育てアドバイザー・トータルコーディネーターを確保いたしております。さらに、健康推進課の保健師・臨床心理士と連携し、その対応措置を講じてきたところであります。

また、虐待対応につきましては、ひとりで、また1つの期間では子どもを虐待から 守ることは難しく、多くの方々の協働と住民皆様の協力が不可欠でございます。

愛荘町におきましては、愛荘町要保護児童対策地域協議会を組織し、協議会の中で保健・福祉・医療・教育・警察など、子どもや家庭を取り巻く地域の関係機関や関係者が一体的となって、児童虐待に取り組んでいるところであります。ちなみに、この協議会長には、この問題の第一人者であります立命館大学の野田正人先生にお願いをいたしております。野田先生は、ご承知のように先般の大津の人権の第三者委員会の最初の候補になられた先生でもございます。

特に児童虐待につきましては、初期の判断が子どもの安全性を左右しかねない状況 にあり、初期対応と継続した支援を行うためにも、専門職員の資質の向上は重要と考 えております。 子どもが児童虐待により命を落とすことがない社会を構築することはもとより、児童虐待が子どもの人格をゆがめ、強いては児童虐待を受けた子が母親になり父親になったとき、その子に児童虐待を行うことがないよう、子どもが安全で安心して育っていけるまちづくりを進める必要がございます。そのためには、より一層、職員の研鑽を重ね専門性を高めてまいりますとともに、限られた人的資源の中ではありますが、適正な人員配置のもとで児童虐待など子育て施策を講じてまいる所存でございます。

〇議長(本田秀樹君) 子ども支援課長。

〔子ども支援課長 川村節子君登壇〕

〇子ども支援課長(川村節子君) 愛荘町要保護児童対策地域協議会の活動内容や、 児童虐待相談件数等、愛荘町の現状についてお答えさせていただきます。

児童虐待の対応については、児童福祉法の改正により平成17年4月から、地域に 身近な市や町が児童家庭相談の一義的な窓口を担うことになり、児童福祉主管課や母 子保健主管課を中心に相談体制を整備してまいりました。

平成21年7月には、児童福祉法に基づき「愛荘町要保護児童対策地域協議会」を設置し、虐待を受けている子どもや、さまざまな問題を抱えている要保護児童もしくは要支援児童およびその保護者または特定妊婦の早期発見や適切な保護等を図るために、地域の関係機関が子ども等に関する情報を共有し、連携と協力により支援を進めているところでございます。

虐待の通告受理から対応・支援までの流れですが、町は法律により児童家庭相談窓口を担うとともに、要保護児童を発見した者および虐待を疑った者からの通告の受理機関としての役割がございます。虐待の通告や相談を受理したときは、受理会議を行い、まず速やかな目視による子どもの安全確認を行うとともに、必要な情報を集めてアセスメントを行い、その家庭に対する支援が始まります。

家庭の支援にあたっては、法的協議会である愛荘町要保護児童対策地域協議会において関係機関がお互いの情報を出し合い、状況の理解や支援目標・支援計画等を共有し、それぞれの機能を活用しながら役割分担しつつ支援を進めています。

愛荘町の現状ですが、虐待相談件数は増え続け、23年度の相談件数は74件と、 一昨年に比べ32.1%の増、児童の人口100人当たり1.79件と、県平均1.41件を上回 っています。増加の要因としては、都市化や核家族化の進行を背景に、地域や家庭の 子育て機能が低下する中で、虐待が起こりやすい社会環境・家庭環境になっているこ とや、虐待が疑われる児童も通告の対象となった通告制度の浸透や、虐待についての 社会的認知の広がりなどがあげられます。

愛荘町の相談内容ですが、虐待種別では身体的虐待の割合が 40.5%、保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)が 35.1%、心理的虐待が 23%、性的虐待が 1.4%となっています。

被虐待児の年齢では、小学生が全体の 36.5%を占め、次いで3歳~就学前児童が 27%、中学生が13.5%の順となっています。

また、愛荘町要保護児童対策地域協議会では、児童虐待相談のほかに社会的擁護が必要な児童に対して虐待対応と同様の支援を行っており、これを合わせると年間 199 件の児童に対する支援とモニタリングを実施し、ケース管理を行っております。

当協議会では、将来にわたる子どもの心身の成長、発達の影響を踏まえつつ、何をすることが子どもにとって本当に安心感や安全感が持てるのか、子どもの側に立って考え、子どもの最善の利益につながるよう関係機関が一丸となって取り組んでおりますので、今後ともご支援いただきますようよろしくお願いいたします。

〇議長(本田秀樹君) 教育長。

〔教育長 藤野智誠君登壇〕

〇教育長(藤野智誠君) 吉岡議員の質問にお答えをします。

滋賀県の中学校において生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が起こりました。 文部科学省からいじめの実態把握やいじめの問題への取り組みの徹底のついての通知 や大臣の談話が発表され、いじめの兆候を見逃すことなく、子どもの命を学校・教育 委員会・国など関係者が一丸となって取り組むよう指導がありました。

本町においても深刻に受け止め、各学校に徹底するよう指導しているところでございます。

議員がおっしゃるとおり、平成18年10月19日に、文科省から「いじめの問題への取り組みの徹底について」の通知が出され、いじめの問題の取り組みについてのチェックポイントが示されました。それに基づき総点検を、本町の各校においても実施をしております。

調査項目は、「校の指導体制」「教育指導」「早期発見・早期対応」「家庭・地域社会 との連携」についてでございました。本町にとしては、各項目においてほぼ指導でき ているという結果でありましたが、「家庭・地域社会との連携」の項目内容では、学校 におけるいじめの対処方針や指導計画等を保護者や地域住民の理解を得られるよう努めているか」という内容について、「やや、できていない」と回答する学校が6校中4校ありました。

この調査結果を受け、町教委といたしましても学校の校園長会等管理職会を開き、いじめは表面的・形式的にとらえるのではなく、いじめられた児童や生徒の立場に立ってとらえ、被害者が心理的・物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものはすべていじめに当たることや、集団生活をするうえでどの学校においてもいじめは起こり得るものであるということを再認識し、指導と対応の徹底について指示いたしました。

各校においては、指導体制や教育指導について取り組みを強化するとともに、いじめをはじめ学校の現状や課題について保護者にお知らせし、協力を依頼するとともに、家庭や関係機関と連携して対応するよう努めてまいりました。

今回の大津のいじめ問題を受け、本町についても再度、各校で調査を行いました。 その結果を受け、個別や全体の指導を再度行ったり、今後の指導の強化についても検 討し、指導をいたしました。今後も、いじめの早期発見・早期対応に努めるとともに、 いじめを許さない教育の徹底を図っていきたいと考えております。

〇議長(本田秀樹君) 11番、吉岡ゑミ子君。

〇11番(吉岡ゑミ子君) 11番、吉岡です。町長にお聞きいたします。

私自身、虐待があっていじめに進んでいくというようなふうにも私自身はとっております。それで今、町長が答弁いただきました若いお母さん方の相談、それが今いろいる事件も起こっている中で、右肩上がりで増えていっている現状、課長のお話でもそういう現状になっております。

そうした中で、今、原課の人材で、質問させていただきましたけれども、それでこれからやはりしっかりと若いお母さん方の相談に乗ってあげて、それに対してまた大きくなったら今度はいじめのほうに行かないように、ここでやはり愛荘町はしっかりとやっていかないといけないという、私自身そういう考えを持っておりますので、町長がおっしゃったように、その人材でまかなうのか。町長自身、この先、子ども支援課なりそういう相談の専門性の方を増やすというお考えはないのかというところを、もう一度再度聞かせていただきたいと思います。

〇議長(本田秀樹君) 町長。

○町長(村西俊雄君) 人材の話ですけれども、この問題は一行政だけでは対応しきれない、いろいろな関係者が連携してやっていくというのが一番大きな取り組み中ですけれども、その中で一番最初の窓口のところでの人材ということであるのでしょうけれども、今も専門性のある保健師を配置したり、トータルコーディネーターとかを配置しているところでございます。原課の現状をよく聞いて、とういった職員が足りないのか、その辺は現状をもっと把握して対処していきたいなと思っています。

◇ 瀧 すみ江君

〇議長(本田秀樹君) 12番、瀧 すみ江君。

[12番 瀧 すみ江君登壇]

- **〇12番(瀧 すみ江君)** 12番、瀧 すみ江。一般質問を行います。まずはじめに、子どもの医療費無料化について質問します。これについては、再三再四の継続質問となります。
 - 6月議会では、東近江市では今年10月から医療費助成を小学校3年生まで拡大する条例改正について申し上げ、小学生までの医療費完全無料化を求めました。
 - 6月15日、私は豊郷町議会を傍聴しました。各議員からの一般質問が行われていましたが、2名の議員の方が子どもの医療費無料化について質問されていました。それに対して豊郷町長が、来年度から中学校卒業までの医療費無料化を実施すると答弁していました。このように、愛荘町の周りの市町は、子育て支援のための医療費無料化を進める動きが活発です。愛荘町は若者の定住率が高く、子どもも多いので、愛荘町に住んでよかったと言われるまちになることが求められます。

また、豊郷町の議員の質問の中で、医療費の無料化が拡大すれば早期治療が進むので、医療費が下がる傾向が出ているということも出されていました。また、就学前から小学校卒業まで拡大しても、かかる医療費は倍になるわけではなく、当然、小学生の6年間は乳幼児の6年間に比べて大幅に医療費が減少します。それは、私自身が子育てをしてきた経験からも言えることです。

以上のことから、来年度から医療費完全無料化を小学校卒業まで拡大することを求めますが、答弁を求めます。

次に、愛のりタクシーについて質問します。今年4月から改正された高齢者保健福祉計画の基本理念の中に、「生涯を通じて住民一人ひとりが生きがいを持ち心の豊かさ

を深めながら、社会参加を果たすまちをめざします」ということが定められ、基本方針中、「1 健康維持と介護予防の充実」の中に「特に重要な基本方針として重点的に健康維持と介護予防に取り組みます」というふうに決められています。ここでは、「健康維持と介護予防」を特に重要な基本方針として重点的に実施することが書かれています。そのことを具体的に実施する「2 施策の展開」の(4)生活支援の「高齢者外出支援」では、「高齢者の社会参加を目的とした外出支援について、愛のりタクシーの利用を促進します」ということが書かれています。

高齢者保健福祉計画は福祉部門であり、愛のりタクシーは総務部門が担当しています。

1点目に、計画の「特に重要な基本方針として重点的に健康維持と介護予防に取り組みます」との内容に照らして、愛のりタクシーの現状のサービス内容をどのように評価しているのか。また、計画であげられている利用促進の対策について、庁舎内でどのような連携を取っているのかについて、答弁を求めます。私は、現状の愛のりタクシーのサービス内容では、料金が高い、停留所の数が少ないなど、高齢者にとっては使いにくいと評価します。現状のままでは利用促進は難しいと考えます。行政自らが利用促進をすると言っているのですから、実行することが必要です。

2点目として、高齢者の利用促進を図るために、高齢者も障がい者・子どもと同じ く半額料金にすることと、停留所の数を増やすことを求めますが、答弁を求めます。

次に、彦愛犬のごみ焼却施設の建設について質問します。湖東地域一般廃棄物処理 広域化事業促進協議会(以下「促進協」)は、彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀 町における一般廃棄物処理の広域化の推進を図るため、広域化に伴う課題、取り組む べき体制等について、地域の実情に応じて広域化実施計画の策定を目的に平成13年 6月に組織されました。

私たち日本共産党議員団は、「1市4町のごみ処理の広域化が焼却場の大型化につながり、結局はごみを増やすことになる」「ごみ分別・減量化の流れに逆行する」と訴えてきた経過があります。過去に彦根市石寺町に候補地を選定されましたが、適正な土地ではなく、取りやめになりました。このたび、新たに三津町と海瀬町の田んぼ約4haを候補地とする話が出てきました。日本共産党彦根市会議員団が発行する彦根民報の中で詳しく書かれていますので、その内容の一部を紹介します。

7月14日午後7時30分から、福祉施設「かいぜ寮」で新たなごみ焼却施設の候

補地となった三津町・海瀬町の住民に対して、促進協から新施設計画の説明会が開催されました。参加した住民からは、一様に驚きと不安の声が相次いだようです。参加された住民の方々からは、「密集する民家の真ん中になぜ」「ダイオキシンなど化学物質の飛散の不安」「周辺町も反対」などの声が出されたとのことです。候補地は愛荘町の百々町や長野出町のすぐそばです。愛荘町の住民にとっても不安が出てくるでしょう。

また、彦根民報には「建設しようとするごみ処理施設は、①彦根・犬上郡3町・愛 荘町のごみも対象となる(年間4万3,447トン)。②24時間365時間休まず稼働。③ 予算規模は97億8,200万円」と書かれています。先日、地元町・周辺町等の住民の 方々で「ごみ焼却施設を考える会」が結成され、8月20日の夜に同会主催で元大阪 市立大学教授の畑 明朗氏を招いての「ごみ焼却施設建設についての学習講演会」が、かいぜ寮作業棟で行われました。私も参加しましたが、会場いっぱいの参加者で100人は超えていると感じました。

地元の山内市会議員から、2年前に地元の開発委員会に話が持ちかけられ、口外を しないという約束のもとに2年間進んできた。今年の7月14日の説明会で住民は初 めて知った」と、これまでの経過について説明がありました。

畑氏は、「ごみ焼却炉からはダイオキシン類・有害重金属類・酸性ガス類・粒子状物質・揮発生有機化合物・温室効果ガスなど無数の有害物質が出る。バグフィルターは微小粒子をキャッチできない。ごみ焼却施設は有害物質の発生源。広域化は分別・減量化と矛盾する。ごみを分別とリサイクルで減量して、分別後の必要最小限のごみを集客する施設が望ましい」と言っていました。

計画にあるような 24 時間年中無休の大型焼却炉を継続して稼働するためには、大量のごみが必要となり、結局はリサイクルできるものまでもやさなければならないことになり、ごみ減量化の考え方に逆行する実践になってしまいます。我がまちで出したごみは我がまちで責任を取るべきと考えます。責任を取るということは、環境を守るための循環型社会の構築です。生ごみのたい肥化、プラスチックや紙類の分別など、資源になるものは分別していくごみ収集を計画を立てて進めていくならば、広域の大型焼却炉は必要ありません。資源にどうしてもなり得ないごみを燃やすだけの小規模の施設なら、愛荘町単独でも建設できると考えます。

以上を申し上げ、促進協のメンバーである町長に5点の質問をします。

1点目に、今回の候補地問題にもあるように、促進協が独自の決定機関となり、密室の協議のもとに水面下で進められてきて、話がかなり進んでからでないと情報公開しないという経過があります。議会審議や情報公開が欠けているということは問題があると考えますが、これについての見解を求めます。

2点目に、建設予定地に対する見解を求めます。

3点目に、建設予定の焼却施設は、予算規模約 97 億 8,200 万円とのことです。愛 荘町民にとって莫大な負担を背負い込むことが考えられますが、愛荘町の負担額はい くらになると予測されるのか、答弁を求めます。

4点目に、平成20年につくられた愛荘町環境基本計画には、「重点的に実施する事業・取り組み」として、「まちぐるみ3R取り組み推進事業」が掲げられていますが、このような取り組みを重点的に実施するなら、ごみを大量につくらなくてはならない大型焼却炉の建設は矛盾しますが、これに対しての見解を求めます。

3点目・4点目に、町民の費用負担と大型焼却炉の矛盾を申し上げました。このような理由から5点目に、彦愛犬の広域でのごみ処理は行わないことを求めますが、答弁を求めまして終わります。

〇議長(本田秀樹君) 町長。

[町長 村西俊雄君登壇]

〇町長(村西俊雄君) 瀧議員のご質問のうち、1点目の子どもの医療費無料化について、まずお答えを申し上げます。

現在、愛荘町における乳幼児に対する福祉医療制度は、小学生未満の未就学児におきましては医療費の完全無料化を実施しており、小・中学生におきましては入院時における医療費を助成いたしております。

県内では、入院時の無料化は中学生までの適用が一般的になってきました昨今、通院を含めた、つまり完全医療費無料化はまだ数市町が実施している段階ですが、徐々に拡大傾向にあります。当町にとって子育て支援は重要な政策課題であり、次の段階としては小学生の無料化を進めることではないかと認識をしております。

実施した場合の所要額を積算いたしますと、おおよそ 2,500 万円を要するものと見込んでおりまして、実施時期については今後、財政状況を勘案しながら予算の時期に検討してまいりたいと考えております。

次に、彦愛犬ごみ焼却施設の建設について、お答えします。最初に、これまでの経

緯について触れますと、今から11年前の平成13年に、ごみ処理を大規模化することによって効率的なごみ処理と施設整備が図れるという国の方針に沿って、湖東地域における一般廃棄物の広域化を図るため、彦根・愛知・大上の1市4町で「湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会」が設置されました。

協議会では、新しいごみ処理施設の建設候補地選定作業として候補地の立地調査に 取り組んできました。平成20年に候補地となった彦根市石寺地先が地盤軟弱で断念 し、今新たな候補地選定に入っているものであります。

一方、この事業を国の補助事業として事業主体が必要であり、彦根・犬上広域行政 組合に愛荘町が加わりまして、「彦根・愛知・犬上広域行政組合」となりましたが、候 補地が決まれば、この事業組合が事業実施をするものとなります。従来の経緯から、 候補地の選定はこの広域化促進協議会で進めており、このたび候補地となった三津・ 海瀬地先で説明会が開催されたところであります。

そこで、ご質問の1点目、「議会審議や情報公開」についてでありますが、広域化促進協議会の会議は原則公開で開催しており、その開催状況について広域行政組合のホームページで公開されているところであります。

次に、2点目の「建設予定地に対する見解」ですが、建設予定地としは、地質・地 形等の物理的な制約条件や、都市計画法等の法律的な制約条件、環境アセスメントの 手続きや住民合意形成など、様々な条件をクリアしたものが建設予定地であるとして おります。

次に、3点目の「焼却施設建設にかかる愛荘町の負担額はいくらか」とのご質問ですが、建設費にかかる財源措置について、国庫補助金や交付税あるいは起債措置など、その内容を聞いておりませんが、個々の市町負担額は、建設にかかる総額からこれらの公的財源を差し引いた額を構成市町が負担することとなります。その割合については、彦根・愛知・犬上広域行政組合のルールによりまして、均等割20%・人口割80%となりまして、これによりますと現時点で愛荘町は15%弱程度となります。

次に、4点目の「大型焼却炉の建設は、愛荘町環境基本計画に掲げられている3Rに矛盾するのか」についてでありますが、3Rつまり、資源として再利用するリサイクル、製品そのものを再使用するリユース、ごみの出ない製品をつくり使うリデュースのことでありまして、大型焼却をつくってもこの理念は何ら変わりはございません。むしろ、焼却炉とあわせ今回の計画は効率的なリサイクル施設の整備も進めるという

ことになっているところでございます。

次に、5点目の「彦愛犬の広域でのごみ処理」について反対のご意思ですが、国も ごみ処理の広域化・効率化を進めており、平成23年2月2日に「彦根市・愛荘町・ 豊郷町・甲良町・多賀町地域循環型社会形成推進地域計画」ということで、環境大臣 の承認を既に受けているものでございます。この計画に沿ってできるだけ早く候補地 の選定を行い、事業実施に取り組みたいと考えているところでございます。以上です。

〇議長(本田秀樹君) 理事。

〔理事 細江新市君登壇〕

○理事(細江新市君) それでは、2番目の愛のりタクシーにつきましてお答えをさせていただきます。

愛のりタクシーの位置づけは、誰もが利用することができる地域公共交通の一政策として、湖東定住圏域1市4町で取り組んでおります。利用の少ない路線バスなど、空の常態でも運行時間どおり走らなければならないのに対し、予約時のみ運行することによる無駄な運行がなくなり、決められた集落の停留所から公共施設や病院・スーパー・駅へ最短距離で運行することから、短時間で移動できます。

不便なところとしては、1時間前の予約が必要となります。

料金につきましては、さらに利用いただけるよう、昨年の10月から500円から400円に、1,000円から800円に改定し、あわせて回数券の発行を行うことになりました。いずれにしましても、この愛のりタクシーは近畿運輸局で届出を行い、料金・路線および停留所等の認可が必要なデマンド型の乗り合いタクシーであります。

一方、平成23年度の利用状況でありますが、町内には2路線あり、愛荘西部線では1,536人、金剛輪寺線では1,609人、合わせて3,145人の利用がございました。また、1市4町の圏域での路線数は15路線ありまして、その中で利用者数の1位・2位を占めており、本町におきましては非常に有効利用をいただいている状況でございます。

高齢者外出支援としての愛のりタクシーの利用促進については、福祉課との連携も必要なところでございます。高齢者を対象とした会合や訪問時など、あらゆる機会をとらえて外出支援としての利用促進をお願いし、また、元気な高齢者の方については、健康維持と介護予防の観点から停留所をご利用いただき、慢性的な疾患により定期的な通院が必要な高齢者の方については、通院支援助成事業と合わせてご利用いただく

ようお願いしているところであります。

また、新規の停留所につきましては、この10月1日から愛知川東停留所とJA豊 国支店停留所の2か所を増設することになってございます。

高齢者の利用料金の半額につきましては、利用形態等の分析が必要でありますし、 また、要望のあります朝夕の通勤時間帯の増便や、また、利用者が日常生活を営むう えで必要な施設に限り停留所を新設するなど、圏域でのこれからの検討課題としてい きたいと考えております。以上でございます。

- **〇議長(本田秀樹君)** 12番、瀧 すみ江君。
- **〇12番(瀧 すみ江君)** 12番、瀧 すみ江。再質問を行います。

まず、愛のりタクシーについて再質問します。今答弁いただいたわけですが、今回 の質問としては高齢者の利用促進ということで、老人保健福祉計画に基づいて質問を しておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

先ほど答弁にもありましたが、高齢者を対象とした会合や訪問時等、そういう機会をとらえて外出支援を行っていくということでしたが、「利用促進をお願いし」というふうに答弁されています。いくら利用促進をお願いしても、使いにくかったら使えないわけで、やはり「利用促進をする」と際重要課題というふうなことで介護予防のところで言われているわけで、利用促進をすると行政が言っているわけですから、やはり高齢者の現状をとらまえて積極的に定住自立圏の圏域の方にも提案をしていく、このようなことが大事だと考えます。

やはり絵に描いた餅ということにならないために、高齢者の健康維持と介護予防を 重点的に実践するためには、利用者のニーズをつかむことが一番だと考えます。愛の りタクシーを利用した高齢者には「利用して不都合の点は何か」「改善点は何か」など の意見聴取を行い、未利用者には「利用しない理由は何か」などの意見聴取を行うこ とを求めますが、答弁をお願いします。

先ほど全部で 3,145 人の利用があったと言っておられましたが、これは全体の数ですので、その中で何割が高齢者が利用されているかということはわからない数ですので、そういう形で意見聴取など、アンケートなどしていただければ、どうすれば利用しやすいのかがわかり、利用促進につながると考えます。愛のりタクシーについては以上です。

次に彦愛犬のごみ焼却施設の建設について再質問します。8月中に海瀬町・三津町

をはじめ肥田町でも候補地建設に反対する署名が集められました。ご存じのように、 肥田町は川を挟んで百々町と隣接していますし、長野出町もすぐそばです。ただ、向 きによっては長野西や石橋などにも関係してくるのではないかと考えます。

バクフィルターですべての有害物質が取れるということはありません。それが基準値に達していなくても、その物質が飛んで来て、人間が吸い込めば体外に排出されることはなく、身体の中に溜まっていきます。それでいろいろな病気が起こるということも、そういう不安もあります。それを考えていただきたい。

8月29日に行われた彦愛犬広域議会を傍聴いたしました。候補地は1町4町の首長が決めると、議員の質問に対して答弁がありました。そのメンバーである町長が、愛荘町民の健康を守るために、促進協の場で声を出していただかないと困ると思いますが、これについて町長の考えを求めます。

次に、ごみ問題のことですが、ごみ行政の移行を考える前に、現在のごみ行政を総括したうえで転身すべきです。私が議員に初当選した頃、17年ほど前ですが、リバースセンターが稼働を開始した頃でした。その頃、リバースセンターはごみを固形燃料RDFに変え、地元で消費できる素晴らしい施設ともてはやされていました。しかし、RDFは地元で消費されることはなく、結局は他の地域に運ばれ、そこで焼却されています。同時に、プラスティクごみも多く含まれるRDFを引き取った地域で、ダイオキシンを発生させています。

また、湖東衛生管理組合はリバースセンターをつくった株式会社日本リサイクルマネジメントと深くかかわっています。メンテナンスぐらいなら構わないと考えますが、それだけではありません。昨年、私が情報公開条例に基づいてRDF売買契約書の写しと運送委託契約書の写しを入手しました。それは、湖東衛生管理組合とリサイクルマネジメントの契約でした。本来なら、湖東衛管と運送会社、またRDFの引き取り先との契約になるはずです。企業がここまで行政機関と癒着していることに不信感を持たざるを得ません。

彦愛犬で大型焼却施設を持つことは、町民に重い負担を押しつけると同時に、先ほど 15%と言われましたが、計算したところでは 14 億 6,730 万円の負担になりますので、これだけの負担を今回も押しつけるということになってまいります。

それと同時に、健康破壊、企業との癒着、ゼロウェイスト社会への逆行などが予測 され、またぞろリバースセンターと同じ失敗を繰り返しはしないかという懸念を持つ ところです。リバースセンターの成り立ちから経過、また企業との癒着など、行政が 総括をしてから次に進まなければならないと考えますが、これに対しての見解を求め ますが、答弁をお願いします。

また、7月19日の全員協議会で7月14日の候補地説明会のことの報告がありました。この時、日量154トンという焼却炉の規模のことを言われました。これは何時間稼働した場合の数字なのかについて、答弁を求めまして再質問を終わります。

〇議長(本田秀樹君) 町長。

○町長(村西俊雄君) 何点かご質問いただきましたが、まず彦愛犬の今度の焼却場の位置から、排ガスに健康被害の物質が出るのでないかというお話ですが、これについてはあちこちでこういう焼却炉は全国でいっぱいありまして、そういった値検の中からきちんとした基準が設けられていると思います。ですから、その基準値というのは、それを守れるフィルターの設置等で、今の技術で健康被害が起こらない排ガスを出すと、こういうことであろうと思いまして、その近隣の方々に健康の被害を及ぼすというようなことは考えられないと思います。

今はもう技術が向上しまして、前は山の中とか遠いところにあったのですけど、も う今は街の中、ところによっては市役所の横につくっているというところもあるよう でございまして、どこに煙突があるかわからない、煙も一切見えないというふうなと ころでございます。ましてや有害物質をまき散らすというようなことはないと、私自 身も認識をいたしております。

次に、町負担の話で、先ほど14億円とおっしゃいましたが、これは総事業費を先ほどの均等割2割・人口割8割で単純に割った数字だと思いますけれども、現実には国庫補助金とか交付税措置とか、いろいろ財政措置がありますので、それを引いた残りを負担するということになりますから、今の時点でそれがいくらになるか、私も十分把握いたしておりませんが、14億円ということではないと思います。

それから次に、現在の湖東衛管の焼却場のあり方を総括して考えるべきと、こういうお話でございました。これはまさにいろいろなああいう経験から基づいて今のリバースセンターの継続というのは難しいという中で、この広域化の中に参加をしてきたというふうに思います。おっしゃるとおりRDF、あのときは本当にすばらしい処理方法だというふうに考えられていたのですけれども、いろいろなことがあったり、あるいは産業界の利用の形態が変わったりで、今現実にはある程度の処理自体にかなり

困難性があるということから、そちらに早く移行するのが必要かと思います。

何か企業の癒着のこともおっしゃいましたけれども、これはもうそういうことないように当然すべきと考えます。

それから日量 154 トンの処理で何時間かと、これは担当課長からお答えをさせていただきます。以上です。

- 〇議長(本田秀樹君) 理事。
- **〇理事(細江新市君)** 愛のりタクシーにつきまして再質問をいただきました。

私ども公共交通部局といたしましては、愛のりタクシーの利用というものにつきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。1,600 人・1,500 人の利用をいただきました。管内に15路線ありますけれども、1,000人以上のところはわずか5路線というような状況でございます。高齢者の利用ばかりではございませんけれども、そういうことで公共交通としてはやはり、この1市4町の広域で取り組んだ成果がやはり大きく出てきたのではないかなというようなことで、非常に喜んでいる状況でございます。

瀧議員のご質問につきましては、先ほど答弁をさせていただきました後段の部分を ご確認いただきたいと思います。高齢者の利用料金の半額等につきましては、今後分 析が必要になってまいります。そういう分析については当然アンケート等も必要かな と思いますけれども、近江タクシーでもお願いをしなければならないと。最初に述べ ましたように、今後の圏域での検討課題と。公共交通活性化協議会での検討課題とい うふうにご理解をいただきたいと思います。以上です。

- **〇議長(本田秀樹君)** 環境対策課長。
- ○環境対策課長(飯島滋夫君)
 瀧議員の日量 154 トンの部分でのことですが、今の計画では、年間実質稼働日数 280 日というふうに計算しておりまして、それで、1日当たり何時間ということにつきましては、調べさせていただいて後ほどご返事をさせていただきたいと思います。
- **〇議長(本田秀樹君)** 暫時休憩します。

休憩 午前11時45分 再開 午後 1時00分

〇議長(本田秀樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの瀧議員の再質問の答弁を求めます。環境対策課長。

〇環境対策課長(飯島滋夫君) 先ほどの瀧議員のご質問に回答をさせていただきます。

新たに整備を計画しております施設につきましては、熱回収施設でございまして、 1日77トンの処理をする施設を2基整備することとなっております。施設の点検や保 守期間などを除いた実稼働日数は280日となっており、24時間の連続運転を基本とし ているということでございます。

- **〇議長(本田秀樹君)** 12番、瀧 すみ江君。
- **〇12番(瀧 すみ江君)** 12番、瀧 すみ江。再々質問を行います。

まず、再質問の答弁で町長が答弁されましたが、愛荘町の方々に対する健康被害の点で答弁されましたことについて、もう一度質問させていただきます。

答弁では、基準値が守られてあれば排ガスを出しても近隣の方には被害はないというようなことを言われましたが、これは町長ががんばって原発の放射能被害のことでやっておられて、それは敬意を表しているところですけれども、このことも原発と根本的には放射能のことと変わりはないと思うので、結局、バグフィルターというものは全部の物質を外に出さないようにはならないわけで、わずかでも物質は出ております。そして、この間の畑先生のお話の中では、日本の基準値というのは甘くされているので、世界は厳しいということでした。本当に被害がはっきり出たものについてはその基準値を設けるけれども、例えば癌が発生したとかそういうことでも、その原因がわからなければ基準値も厳しくしないと。その対象の物質についても、基準にない物質もあると。そういうことを言われましたので、やはり大気中にはそのような焼却施設ができたら、近隣の方々の身体の中には蓄積はされてくるだろうと思います。

そういうことで、こういう見解というのはいかがなものかと私は思いますが、もう 一度これについて答弁をお願いします。

そして、今、環境対策課長から答弁いただきましたけれども、計算しますと年間4万3,120トンというごみが新焼却炉には要るわけです。そういうことで、平成23年度の可燃ごみの量が、彦愛犬の合計としては4万359トンですが、彦愛犬一緒になるとたぶん、彦根市の分別方法に合わせられるであろうと思います。そうすると、愛犬のごみの中から容器包装プラスチック類が除かれることになります。それで4万359トンですが、もっと少なくなるものと思われます。

そして、また、この一般質問の後で提案・審議される議案の中に、先ほども出てい

ましたが、「やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例」があります。条例中の第2節、循環型社会の第10条は、3R、生ごみの分別回収の検討・堆肥化などが町の責務として掲げられています。燃やすごみの約40%は生ごみです。これは無理なく自然に返すことができるごみです。

そして、この生ごみから出る水分がごみ処理施設の最大の困難となっていて、燃焼度を高めるために、大気中に有害物質をまき散らすプラスチックごみをわざわざ混入しなければならなくなっています。それで今、発電をどうするかに話題が集中していて、電力の地産地消が叫ばれていますが、ごみについても同じように地産地消を考えていくことが重要です。ですから、これを条例で定めることは道理あることだと考えています。

先ほど申し上げました彦愛犬年間4万トンほどのごみですが、4万トンと言えば、 先ほど新しくつくられるだろう焼却炉は年間4万3,120トンのごみが必要となります。 それは最大ですから、4万トンといえばだいたい今のごみ処理と同じぐらいできると いうことになりますが、条例で定められたように、今後生ごみの分別回収・堆肥化を 進めていけば、どんどんごみは減少していきます。これはいいことですので進めてい っていただきたいのですが、そして、そうなってくれば行きつくところは、年間4万 3,120トン燃やせるようなこういう大きな焼却炉をつくっても、矛盾はますます大き くなってまいります。町民の負担も増えますし、企業の癒着も避けて通れないという ふうに考えます。このことはリバースセンターの失敗は全く生かされていないことに なります。

ですから、やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例を提案するのも町長ですし、 彦愛犬の大型焼却施設建設に町として先頭に立ってかかわっているのも町長ですので、 この条例と大型焼却施設について、整合性のある、道理ある説明を再度求めますが、 答弁をお願いしたいと思います。

〇議長(本田秀樹君) 町長。

○町長(村西俊雄君) まずは、排出されるものの心配をいただいているわけですけれども、現在までの値検の中から国の法規制値というものを定めておりまして、有害物質についてはいろいろと今までの研究成果、あるいは現地の状況、どういったものが出るかということも全部、そういったものを基準にして国が値を持っています。それを当然守っていくということでございまして、周辺の住民の皆さんに健康被害が及ぶ

ことはないというふうに考えています。

それと、大規模な焼却施設についてのいろいろとご意見が出ているわけですけれども、これはやはり小規模なものではかえって非効率、住民にも大変な努力を要することになってきて、余計にいろいろなものがそこから出たり、煙害をまき散らすことに逆になるのではないかと。大きなもので完璧なものをつくっていけば、かえって経費も、また安全対策も十分とれるのではないかと思っています。

リバースセンターは当時、理想的な処理方法としてつくられましたけれど、現時点ではもうあれは今の時代にそぐわないものとなっておりまして、徐々にこれはやめていかざるを得ないということになっているところです。

◇ 城貝増夫君

〇議長(本田秀樹君) 3番、城貝増夫君。

[3番 城貝増夫君登壇]

○3番(城員増夫君) 3番、城員増夫です。まず、湖東三山スマートインターチェンジ関連について、一般質問を行います。

スマートインターの工事現場では、10月30日に名神の上下線を上空横断する45mのランプ橋架橋の大工事が行われる予定であり、来年度の開通が間違いなく見えてきた状況にあります。

さて、交通手段としてのインターの利用に関しては、町内の東部地区と国道8号沿いの西部地区とでは距離に差があり、期待度にもおのずと差がありますが、物流の拡大や観光客の増加、企業誘致による雇用の拡大等の町の活性化については、町民がこぞって期待しているところであります。

そこで、町長に次の2点を質問いたします。

1点目は、企業の誘致状況についてであります。「町内には民間企業が所有する2万坪の未利用地2か所を含め、企業の立地可能な余地が数か所あり、県の企業誘致推進室と連携しながら、誘致活動を推進したい」と、過去での議会答弁でありますが、現在の企業誘致進捗状況はどうなっていますか。

我がまちには自前の工業団地がなく、他の市町に比べて不利は否めない中にあって、 県頼みだけでなく町独自にも誘致活動に取り組む必要があると考えますが、いかがで しょうか。 2点目は、アクセス道路についてであります。前回の全協の部分を訂正させていただいて、6月定例会の産業建設常任委員会の席上にて非公式にルートの概略説明があったところであります。国道8号からの東西路線としては、豊郷町内の高野瀬および沢地先を起点とする県道の2路線ということであります。

聞くところによりますと、県土木では道路を新設することはなく、当面は既存の県道を利用し町道との組み合わせによるアクセスを考えておられ、インターへの案内標識看板を南北路線も含めた県道上に設置する事業の予算化を行うとのことであります。アクセス道路は大型車輌のスムーズな通行を前提とする必要があり、地元の町としてルートの考え方、また町内の愛知川地区からのアクセスルートの考えをお尋ねします。次に、若者の雇用拡大策としての中小企業振興策をお尋ねします。先月、世界 204 か国・地域の選手が集まったロンドンオリンピックが盛大に行われ、日本国内ではメダルラッシュに沸き、17 日間の祭典が終了しました。この英国の首都ロンドンでは、ちょうど1年前、若者の暴動によって無残な光景をさらけ出した。若者たちが商店を襲って略奪し、ソニーの倉庫も放火された。きっかけは、犯罪捜査中の警察官が黒人

日本でも若者の引きこもりや孤立が問題となっており、就職難という背景は英国と 共通しております。内閣府が2010年3月、今から2年前の卒業生を対象にした推 計では、就職できなかったり、就職できても3年以内に仕事を辞める人が、高卒は3 人に2人、大学卒では2人に1人という数字にのぼっているそうであります。すぐに 辞めてしまうのは、希望しない仕事に就かざるを得なかったからであろうし、希望と 実態が合わないミスマッチもあるだろうが、実に胸が痛む数字であります。

男性に発砲し、人種偏見とする抗議集会から暴動に発展したもので、社会の恩恵を感

じることがなく、やり場のない不満や怒りを心に持つ若者の存在があります。

また、就職がうまくいかないことを理由に30歳未満の若者の自殺が急増しており、 これもまた誠に痛ましい事実であります。県内ハローワークの月例報告で見る有効求 人倍率や完全失業率は依然として厳しい状況にあり、町内の愛知高等学校の卒業生で も1割の進路未定者が生じています。

本県は従業者の4分の1が製造業に従事する工業県でありますが、県内企業の99%は中小企業であり、この就職氷河期の現実を看過しているのではなく、行政サイドとしても雇用の拡大につながる中小企業の振興策を積極的に図る必要があると考えます。

①地域の中小企業が製造・販売・提供する製品やサービス・請負等の購入・利用を

促進する。②入札等の参加基準や指名基準について町内業者優先の取扱いをする。③ 中小企業振興策推進に必要な財政上・税制上の措置を講ずる等が言われておりますが、 以上に関し町長はどのように考えておられるか、お尋ねをします。以上で質問を終わ ります。

〇議長(本田秀樹君) 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

〇町長(村西俊雄君) それでは、城貝議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず、湖東三山スマートインターチェンジの工事は、現在、中日本高速道路で順調 に進められましておりまして、京阪神方面へ向かう下り線の進入道路は、名神本線の 上を越え、反対側のパーキングエリアに入らなければなりません。そのため、本線を またぐ橋が必要であり、現在、両側の橋台工事が進められております。

先日、中日本梗塞の彦根事務所にお伺いしお聞きしたところによりますと、この10月30日に名神本線を通行止めし架橋工事を行う、工事の見学も可能ということでありました。橋がかかりますと、アクセス道路の土盛りやガードレールなどの安全対策工事、舗装工事にかかって、順調に進めれば来年秋ごろ開通できるということでございました。

いよいよ待望のインターチェンジの完成が見えてきましたが、地域の活性化策として企業誘致は重要な施策であります。これまでも誘致企業に対する固定資産税の均一課税や工場等の設置奨励金、雇用促進奨励金等の優遇策の策定、また近畿・東海・北陸経済圏の真ん中にある湖東三山インターチェンジの立地を強調したパンフレットの作成、製造会社数百社への送付、また東京・名古屋で毎年開催されております企業を招いて県主催のフォーラムへの参加もいたしておりまして、そこで関心を示してくれた企業訪問などをトップセールスで展開してまいったところであります。

また、今年度初めから県の企業誘致推進室に職員を派遣し、企業情報の把握と誘致活動を行っております。

しかしながら、先般の五愛塾講師の堤 清二さんのお話にもありましたように、今日本は衰退期に入っており、輸出型の製造企業は円高や国際的な激しい競争の中で生産拠点を海外に移転・分散する傾向が強まっており、企業誘致を取り巻く環境は厳しい状態が続いています。むしろ新規立地よりも現存工場の撤退・閉鎖・縮小策のニュースばかりで、企業のある地元は戦々恐々の状況を呈しているのが現状であります。

そのような中で7月から操業を始めましたコーヒーメーカーUCCの来町は、本当に喜ばしい限りであります。今、国内での企業立地動向は、食品や流通企業、メガソーラーなどの内需型産業が主でありまして、本町におきましてはインターチェンジの開通が見えてきたこともあり、企業所有の町内の遊休地への関心も高まってきまして、話のあった企業への訪問を実施いたしております。

また、企業の現地視察の案内や日本での展開をめざしている外資企業についても、 訪問やアプローチを試みております。東京・大阪へ行ったときに訪問をいたしている ところであります。

今のところ、いずれの話も企業側の条件になかなかマッチせず、具体的な話に入れない状況が続いているところであります。愛荘町は水質のよい地下水に恵まれていることに定評があり関心が高いことから、狙いを定め活発に誘致活動を展開したいと考えております。そのためには、経験を積んだ専属スタッフの必要性も実感しているところであります。

次に、アクセス道路についてであります。湖東三山インターチェンジと混同8号を 結ぶアクセス道路は、国道の渋滞緩和と沿線の利用上、必要不可欠の道路であります。

このルートを検討するにあたっては、県と定住自立圏の関係市町が協議を重ねてまいりました。ルート選定の条件は、大型トラックバスがスムーズに通行できることでありますが、8号とインターチェンジの間には新幹線・近江鉄道があり、これを越えなければならないことが大きな問題でございました。立体交差が最もベターでありますが、県とJR東海の交渉の結果、JR東海は本線の上を橋で超えることは、鉄道の安全上、認められませんでした。また、新幹線をアンダーで超えるには、地下部分が長くなり莫大な費用がかかり、投資効果から困難となりました。結局、現道を利用し平面交差で新幹線をくぐることになりましたが、大型自動車が通過できる高さと幅員を確保しなければならないことから、通過できるところは限られた場所しかありませんでした。

その結果、県から示されたのは、国道 307 号の上蚊野の信号から町道名神国八線を 西へ下って、県道目加田湖東線から県道松尾寺豊郷線(目加田の手前)を経由して、 目加田集落の南側から豊郷方面の八町に抜け、県道北落豊郷線を通り国道 8 号に抜け るルートとなった次第です。しゃべっていると、どこの話かよくわからないと思いま すけれども、そういうルートでございまして、このルート案では、新設道路の建設は 極力抑え、既存の道路を活用する案となっているところであります。

一方、合併した愛荘町は東西の中軸道路として、JR稲枝駅から町西部を通って国道8号、愛知川のまち、豊郷町吉田地先を通り、国道30から空インターチェンジを結ぶアクセス道路を強く要望してきたところであります。

今回の示されたルート案では、途中から北へずれることとなり、一直線で東西が結べないことから、豊郷町と協議し、国道8号から東へルート案のアクセス道路の起点までを、町道から県道にしていただくように強く要望活動を現在展開しているところであります。

この道路の延長線上は、現在工事中のJR琵琶湖線の稲枝の立体交差を越えて琵琶湖まで 彦根市と豊郷町・愛荘町の1市2町を一直線でつなぐ東西道路となる広域的な道路であり、今後も引き続きこの要望を続けていきたいと考えているところであります。

次に、中小企業振興策についてであります。本県の県内企業数に占める中小企業数の割合は、議員もご指摘されました99%、これは企業数の割合でありますが、従業者数でいきましても82%が中小企業の従業員であります。雇用と消費など地域の社会経済において大変重要な役割を中小企業が担っております。地域にとって中小企業の振興策は極めて重要な施策であります。

このような背景を受け、県では中小企業の振興のための条例制定に向け積極的な取り組みを現在進めています。先般、6町に対しその概要の説明がなされました。

3つの要点が示されましたが、まず1つ目、中小企業の先進的な取り組みを円滑化すること。2番目、経営基盤の強化を図ること。3つ目、産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動を活発化することとなっております。かなり抽象的な表現でありますが、この基本施策に則って、毎年実施計画を策定し、公表すること等がその骨子であります。この条例案はパプリックコメントを経て今年度中に提案したいといたしています。

本町におきましては、小規模企業者に対する小口簡易資金貸付事業のほか、町内中小企業の振興策として、現在実施しております「地域活性化住宅省エネ等改修事業」を実施しておりまして、今どんどん申し込みが来ているところであります。また、町で調達できる消耗品、自動車、印刷物、油脂、燃料、電気・水道の修繕などについては、優先的に町内で購入・委託を行っているところであります。

さらに財政・税制上の措置につきましては、先の中小企業条例案に記載がありまして、「必要な措置を講ずるように努める」という表現でありますけれども、そういうことについても県は考えております。今後とも県の施策とも相まって、必要な施策を検討してまいりたいというふうに考えております。

最後に、入札等の町内業者優先の考えについてでありますが、町内業者に対し建設 工事発注基準や条件付一般競争入札に係る参加基準の運用において、工事の規模区分 をつくって優先的な取り扱いを導入しております。

さらに工事発注の参加基準となります審査事項評点というのがありますが、これに おきましても町内業者に有利な制度といたしているところでございます。以上です。

- **〇議長(本田秀樹君)** 3番、城貝増夫君。
- **○3番(城員増夫君)** ありがとうございました。3番、城貝です。再質問をさせていただきます。

まず最初に、企業の誘致の状況についてでございますが、おっしゃるように、今は 時代は景気の低迷に伴いまして新規にということは大変、全国的にも難しいとは思い ますけれども、話は変わりますが、村西町政については、私の見るところでは、非常 に優れた点がある半面に、これはどうかと思える面も、大変失礼ですが、時々見受け ます。

後者の方の一例として工業団地の件でございますが、工業団地と言われるものが、 ちょっと調べてみたのですが、県下に大小、計画中も含めて 70 もの団地があります。 県下の 19 の市町のうち愛荘町と豊郷町の2町のみ、工業団地と呼ばれるものがあり ません。ちなみに、湖東地区では5団地ありまして、彦根に1つ、彦根と多賀にまた がるものが1つ、多賀に2つ、甲良に1つ、東近江地区では 13 団地ありまして、日 野町に大小合わせて5つ、竜王町は計画中も含めて2つあるということであります。

豊郷町は、愛荘町の面積の5分の1ということで、面積的にも工業団地がないのは やむを得ないのかなということを思いますが、甲良町の場合は愛荘町の3分の1の面 積ではあるが、北落に立派な工業団地を持っておられます。我が町はこの分野では他 の市町に比べて非常に劣っていると、こういうことが言いたいわけです。我が町の香 庄の候補地は、ご承知のとおり長年手付かずで、現況山林のような状態にあります。

職員も県の企業誘致推進室の方へ派遣されているとか、いないとかおっしゃっておりますけれども、この企業誘致推進室は県の一行政室でありまして、19の市町を管轄

しているということでございます。愛荘町は滋賀県から比べて面積的には1%に満たない0.95%、人口比率は県が120万人ほどですが、愛荘町は1.5%と、小さい存在だということで、県の担当者も「愛荘町? どこにあるの?」とは言いませんが、あまり目立たない存在ではなかろうかというような気がしております。自前の企業立地の用地がないだけ不利な条件にありますので、今後も県頼みだけでなく、おりにふれて町独自に一層の誘致活動をお願いしたいということで、再答弁をもう一度お願いします。

続いてアクセス道路でございますが、おっしゃることはよくわかります。先ほど質問の最初の方に、愛荘町内の愛知川地域からスマートインターまでのアクセスはどういうルートが考えられるかということを質問に入れておきましたが、それの明確なる答えはなかったのですが、誰しも町道東部開発から豊郷を経て名神・国8号を経由するルートが考えられると思います。

この町道名神国8線というのは、大変アクセス道路としては重要な路線というように位置づけられると思うのですが、余談ですが、名神国8線の終点は、先ほどもおっしゃいました目加田と下八木の田んぼの真ん中が終点でありまして、その先は豊郷町部に行きつきまして、結局は吉野の先で県道に合流するということで、国8線とは名ばかりで、言わば他人のふんどしで相撲をとっているような町道だなと、私はかねがね思っております。

さて、名神国 8 線の始まりの方は国道 307 号の交差点です。こちらでは、307 号の取り付けまでの拡幅工事が進行中で、約 700mが残っている状況です。蚊野の上之 400 mはもう既に用地買収済みでありまして、この夏に残りの約 300mにつきまして用地買収が行われたところであります。工事は年度ごとに行われるということで、聴くところによりますと、この残りの 300mの工事は 3 年先ということだそうですが、バラバラ工事をやるのではなく、インターチェンジの来年度の開通に合わせ、また町の意気込みを内外に示す意味においても、700mはそう長い距離ではありませんので、来年度の工事として一気にやってしまうのはどうか、こういうことをご提案したいと思いますが、ご検討のうえ答弁をお願いします。

先ほども言いました愛知川地区からのアクセス道路は、東部開発線から豊郷町道を経て名神国8線へ行くというルートと思われますが、東部開発線の延長と名神国8線の延長とが、豊郷町内の吉田南田で合流していまして、丁字型の交差点となっており

ます。あの辺はもともと大型車両が頻繁に通行するようなことを想定してないと思われまして、唯一ここに難点があって、例えば甲良の養護学校の大型のスクールバスがあそこを通行する際には、しばしば交通渋滞のような格好になっておりますので、この豊郷町内もあそこに合流するT字型の交差点が拡幅できたら言うことはないのですけれども、この辺の見解を承りたいと存じます。

3つ目は中小企業の振興策ですが、いろいろお答えいただきましてありがとうございました。その中で私が特に申したいのは、若者の雇用の拡大策を強調したいということであります。

内閣府の統計ですけれども、年金・医療・介護の3分野での年代ごとの受益と負担の試算などを行っております。つまり、現行制度では一生を通じて受け取る社会保障サービスの得と、保険料支払いなどの損、これが1955年生まれ、つまり昭和30年代生まれの方を境にして逆転するというものでございます。

1950年生まれの人は、厚生年金の受給額も多く、社会保障サービスが上回って、生涯収入の1%は得をするという計算になっておるそうです。1955年生まれ以降はこれが逆転して、逆に損をし、1985年生まれ以降の人は、損は生涯収入の10%を超え、2015年生まれになってきますと13.2%に、損得額の差がますます広がるというふうになっておるそうでございます。

年金・医療・介護は、いずれも若い世代が保険料などを負担し、高齢者のサービスを支えている仕組みになっておりまして、これでは若者の将来は見えていません。

私は、ワラにもすがる思いでこの状況を改善できないか、九州のある知事ではないが「どげんかせんといかんたい」というような思いでございます。こういう思いで質問をした次第でございますので、この状況をどう考えるのか、見解をお願いいたします。

総務部門の方にお聞きしたいのですが、障がい者の雇用制度というのがありまして、 各職場によっていろいろと法定雇用率というのが決まっておりまして、地方公共団体 は 2.1%ということになっておりますが、我が町の役場におきましては今現在何パー セントになっているか。基礎となる職員の数と、障がい者の数が分子になると思いま すので、その3つをお答えをお願いしたいと思います。

それから、25年4月1日から法定の雇用率が引き上がると思いますので、これに しっかりとまた対応できるようにお願いをしたいと思います。以上です。 **〇議長(本田秀樹君)** 最後の質問については、通告書にも前文にもそのような質問 はありませんので、答弁は控えさせていただきます。

それでは、再質問の答弁を、町長。

○町長(村西俊雄君) まず、愛荘町には工業団地がないということで、どうしてたのかという話でございますが、高度成長時代は確かに滋賀県の南部等、非常に開発されました。これは、1つは愛荘町、旧愛知川・秦荘ともに昔から、非常に千数百年昔から開けてきた、県下で昔は最も豊かな所だったと言われているのです。例えば、私も聞いたことがあるのですが、旧秦川というのがあります。あそこは当時でも人口 6,000人あって、農業一本でやってきたのですけれども、それが一番豊かな所だと言われていたことを私は子どもの頃聞いたことがあります。一番大きな村だったそうです。一番、山の裾まで田んぼが開発されて、地下水も澄んだ所ですから、隅の隅まで豊かな農地を築いてきた。それがこの長い時間の間に全く逆転してしまったのですけれども、逆に蒲生郡とか甲賀郡、これはもう万葉集でもあるように、シカやいろいろな野生動物の狩りの場であって、平原地帯、言わば山だったのです。

ところが、平地人であったために、それが近代になってゴルフ場になった。そして、工業団地がどんどんできた。湖東のこの辺り、一番昔、豊かな農地があったところは、ゴルフ場も1つもないですよね。ゴルフ場もないし、工業団地の開発もできなかった。かろうじて愛知川とか大きな川の河川敷に張り付いていったというのが現状でして、まさに今も田んぼを何とか開発できないのかということを、私はもう町長にさせてもらった途端から言い始めているのですけれども、平成19年だったと思いますけれども、蚊野地域に40ha何とかできないかということで、具体的な絵も描いて、地元にも2~3回話して、地元のほぼオーケーした。それを県へ持っていったら、もう全く話にならない。農地を潰すとは何事だと、手も足も出ないというのが現状です。

これはますます最近の農振法・農地法の改正によって、余計に強められました。だからもう全く農地を開発することはできない。愛荘町はご覧のとおり、山は本当に高い山ですから何ともしようのない山ですよね、開発のためには。そういうことから、事あるごとに私も、県ではいろいろな会議があります。都市計画の会議とか土地利用計画とか、自治創造会議にこの前も、近江八幡市長が提案された農地の問題で同じように意見を申し上げてきました。これには甲良町長・多賀町長も同調されていましたけれども、要するに、農地の土地利用をもっと緩和してほしいというのが主でありま

して、一昨日の新聞、今日も大きく出ていたと思いますけれども、近江八幡市は条例をつくります。農地利用の条例をつくって、何とか農地の開発ができないかということです。それも、国が認めているのは農地の有効利用という表向きの理由で条例をつくれば開発が可能。例えば三男坊に家を建ててもオーケー、あるいは地元の工業所の倉庫とか作業所も多少はオーケー、そのぐらい細かなことなんですね。工業開発や商業開発のためにオーケーとは、今でも言っていない。そこはいろいろな運用の仕方があるのだと思いますけれども、うちの町にも政策調整室にはこの条例を一度考えるということで今取り組んでいまして、近々、近江八幡市にも行って勉強してこいよというふうに思っているところであります。

そんなことで、未開発であったところが一番今は工業の中心になって、日本の中でも内陸工業地帯として有数の工業団地が湖南区にでき上がったと。これは名神高速道路や高速道路網ができたというのも非常に大きなインパクトであったわけですけれども、今はそれがもう全く逆転してしまっているという状況ですね。

しかし、これでは決していいことないので、今度できる周辺にも地元の方と一度相談して、あの辺で一角ある程度の面積を確保して、県や国とも直談判しながら、何か開発できる手法をやっていきたいなというふうに思っています。

それと次、誘致の関係につきましては、結局、そういう工業団地がないために既存の民間が持っておられる遊休地に紹介をしながら、こちらも前面に立ってやっているというのが現状でして、自前の工業団地があるわけではありません。一部、常安寺のあそこに山林がありますけれども、愛荘町と甲良町の境辺り、あの辺に10数haあるのです。ところが、岩倉はほとんど網にされましたから、もうこれはどうしようもないのですけれども、ある企業が持っておられるものがありまして、甲良町町長共々、県の開発公社へ今年も行きましたけれども、何とか共同でインターの土地を開発しようかという話はしています。開発公社にも行っています。あそこの問題は保安林がその中に点在していて、これはもう難問中の難問でして、どこともこの問題がクリアできないというのが現状です。

それから、誘致はなかなか、どの企業がというのは言いにくいところがあるのですけれども、それは結構話が次々来ていて、あった時には飛んで行っているのですけれども、なかなか企業も難しいところがございます。メガソーラーも頑張ってやっていますし、昨日電話をしていたら、今日も早速この会議中に電話があったそうですけれ

ども、ある企業が自分の所有地にメガソーラーをやりますということを町長に伝えて くれというメモがべたっと貼っていましたけれども、そんなことでしょっちゅう電話 したりしているところです。

それから、アクセス道路を307号の交差点まで一気にやればという話、私どもも一気にやりたいです。この辺については、先ほど交差点の話がありましたけれども、これはあわせて主監から答えていただきたいと思います。

それから、中小企業の話がありました。これから若者の対策についてはどうなのかという、これは本当に私も将来を憂いております。若い人たちがどうしてこれからやっていくのかと。日本の今の現状を考えたらやっぱり農業、あるいは福祉分野、これしかないのと違うかなと思っているのです。ものづくりはもう無理ですよね。内需型しかないわけですから、そうなるとやはりそういう分野で生きる道を考えていかないと、これからはだめなのと違うかなと。やはりもう今のような贅沢なことは止めて、農業で昔のことを思い出しながらやっていくことを考えないとだめと違うかなと私自身は思っています。

〇議長(本田秀樹君) 農林建設主監。

○農林建設主監(山田清孝君) まず、名神国 8 線を一気に来年度完成させてはというふうな形のご質問でございますけれども、地元の皆さん方のおかげで、実は国道 307 号まで今年の夏に用地買収を完了させていただきました。距離がありますので、来年度一気にというのは難しいと思うわけでございますけれども、予算の関係、それからそれに関係する人の関係等も考慮しながら、積極的に前に進んでいきたいなというふうには思います。

それと、町長も申し上げておりましたアクセス道路とは別に、県道彦根愛知川線というふうな形の接続道路の県道昇格の話を冒頭に答弁させていただいたところでございますが、それが愛知川地域のアクセス道路に、県のアクセス道路とは別に県道昇格というふうな形で、豊郷町を経由し、これについては豊郷町長と両町が連携しながら県に要望を今行っているところでございますので、そこについては新幹線あるいは近江鉄道の通過というふうな問題もあるわけでございますけれども、冒頭申し上げました県のアクセス道路、豊郷町の豊日中学校の隣の通るルートなんですけれども、それは県の素案として置いておいて、豊郷町と愛荘町両町が連携をしながら、愛知川地域方面、そちらの方の道路の拡幅をし、県道昇格をお願いするというふうな形でのお願

いをするものでございますので、そこらについてはご理解を賜りたいと思います。

- **〇議長(本田秀樹君)** 3番、城貝増夫君。
- ○3番(城具増夫君) 3番、城貝です。先ほど最後の方に申しましたが、愛知川地区からインターチェンジへ行くのに、普通車とかその辺の車両はいくらでも道はあるのですけれども、将来のことを考えて大型車両が愛知川から行く場合は、東部開発線から名神国8線を通過するのが一番無難ですけど、先ほども申しましたように丁字路のあそこは大型に難儀をするのではないかなということを思ったりしているのですが、その辺の見解はどうなのか、お聞かせ願えますか。
- **〇議長(本田秀樹君)** 農林建設主監。
- ○農林建設主監(山田清孝君) 今の計画、特に県道昇格というふうな話の中には、 そこの部分も含めて、交差点改良も将来的には考えていかなければならないと考えて おります。

それと、名神国8線につきましても、彦根八日市甲西線、いわゆる中学校の道の県道でございますけれども、それより西の区域につきましては歩道がございません。したがって、名神国8線としての歩道の拡幅計画を当町が計画してまいりますと、豊郷町につきましても途中で切ることができませんので、何らかの形での歩道設置の計画は、両町が相談しながら進めていかなければならない。そういった時になってまいりますと、今ご指摘があった東部開発道路との交差点改良も視野に入れていかなければならないという課題が出てまいると思いますので、そこらは今後、道路網の計画を進めるにあたって、両町が連携を図りながら進めていきたいと考えております。

◇ 德田文治君

〇議長(本田秀樹君) 6番、徳田文治君。

[6番 德田文治君登壇]

〇6番(徳田文治君) ただいま議長の許可を得まして、6番、徳田文治。ただいまより一般質問を行います。大きく2つのことについてお伺いをいたします。

まず1点目は、地域の農業・農地を守る取り組みについて。農業を取り巻く情勢は、 価格低迷、米の品質・収量低下等による農業所得が減少する中、昨年に続き戸別所得 補償制度が実施されます。政府が進めている環太平洋連略的経済連携協定(TPP)交 渉参加問題など、大変厳しい状況になっています。 「農業は国の本(もと)なり」と言いますが、食料生産という大きな使命と役割を担う一方で、手入れの行き届いた農地はふるさとの田園風景の形成要素であるとともに、地域の自然環境保全や地域文化の伝承など、多面的な役割を持っています。先人から受け継がれてきたかけがえのない財産を、健全で継続可能な姿で継承していくことが大切であると思います。

しかし、昭和45年から始まった米の生産調整(減反政策)以降、米の生産量は低下し、農家の生産意欲も減退しています。平成23年の農家数は917戸で、平成17年度と比較すると約250戸減少しており、特に第一種兼業農家から第二種兼業農家への移行は顕著に表れています。当町の就農人口は減少し、就農者の高齢化と農業後継者の減少と、大変厳しい状況です。そして、今年度から「人・農地プラン」の取り組みが始まりました。具体的に以下の2点についてお尋ねをします。

1つ目が、農業者の所得確保と担い手の育成をどのように考えておられるのか。 2番目、今後の地域農業への支援と方向性をどのように考えておられるのか。

そして、2点目は今後の愛知郡広域斎場の方向性についてお伺いをします。

昭和62年9月10日、愛知郡広域斎場が完成し、25年が経過しました。平成14年頃から損傷がひどく、煉瓦の積み替えを何回となく実施され、ここ2~3年は補修されていない状況と聞き及んでおります。

先般、3月定例会で議員の一般質問の中「町参画の広域行政について問う」の町長の答弁を要約しますと、以下のとおりです。「斎場は、耐用年数終了まで13年残っている。平成27年には火葬炉の全面改修が必要となる。東近江市の布引斎苑は建て替えの計画があり、旧の愛東・湖東地区は布引苑への移行が予想されるが、そうなれば愛知郡広域斎場は愛荘町1町での運用を余儀なくされる。彦根市・犬上郡1市3町の多賀町の紫雲苑も建て替え計画が進行中である。将来、当町単独か、彦根犬上の村崎雲苑、また東近江市の布引苑への参画かの3つの選択肢から選ばなければならない」と答弁をしておられます。

その後、6か月が過ぎ、将来の当町のあり方につき、具体的に2点のことについて お尋ねをいたします。

1点目は、3月の一般質問のあと、彦根犬上の紫雲苑の改築構想が進んでいると聞いているのが、当町の方針を早く決めていかないと、時期を逸することにならないか。

2つ目が、一方、東近江市の布引斎苑についても改築構想が進んで、愛東・湖東地

区が愛知郡行政組合から移行すると、愛荘町1町で現在の斎場を維持することになるが、将来の当町のあり方についてどのように考えておられるのか。以上、ご答弁をよるしくお願いをします。

〇議長(本田秀樹君) 農林建設主監。

〔農林建設主監 山田清孝君登壇〕

〇農林建設主監(山田清孝君) まず、農業者の所得確保と担い手育成について、答 弁させていただきます。

政府は今年7月31日に、2020年までの成長戦略などを示した「日本再生戦略」 を閣議決定しました。そして、農林漁業を環境・エネルギー、医療・健康にならぶ最 重点3分野に据え、平成25年度の予算において特別枠として重点要求していく方針 を示しました。

この戦略では、意欲ある農業者が安心して農業を継続できるよう、戸別所得補償制度を適正に推進するとともに、地域農業の今後の方向性を示した「人・農地プラン」の作成を、本年度と次年度の2年間において集中的に促進するとしています。

当町におきましてもこのプランの作成を推進し、今年度は48集落中28集落が計画 策定に取り組んでおられ、「青年就農者給付金」や「農地集積協力金」などの国の制度 を活用して、農業者支援を行っていきたいと考えています。

また、国は農山漁村に雇用と所得を生み出し、若者の農林漁業への参入や定住化を 促進するため、6次産業化に向けた新商品開発、販路開拓等を支援するとしているこ とから、関係機関と検討を行い、これからも活用し、地域農業の振興を図ってまいり ます。

このように、町は今後もこうした国の制度や施策等を活用して、農業者の所得確保、担い手育成等を行います。

次に、今後の地域農業への支援と方向性ですが、当町の農業は米・麦・大豆の土地利用型農業が主流であることから、認定農業者や集落営農組織等の経営体の課題等を抽出し、同じく国の施策を活用しながら町も支援するとともに、特に当町は軟弱野菜等の生産が弱いため、昨年度から単独で創設しました「パイプハウス等設置事業補助金」の活用をPRし、地産地消推進からもこれら軟弱野菜等の生産拡大が図れる施策を展開してまいりたいと考えております。

一方、土地改良施設も整備後約30年が経過し、年々老朽化が進行しています。こう

したことから、県は適切な更新を行うため、農業水利施設アセットマネジメントによって中長期計画の策定を進めており、今後、計画に基づき施設整備が行われた場合は、 支援が必要と考えている次第でございます。

〇議長(本田秀樹君) 住民福祉主監。

[住民福祉主監 杉本幸雄君登壇]

○住民福祉主監(杉本幸雄君) 今後の愛知郡広域斎場の方向性についてのご質問でございますが、1点の「当町の方針を早く決めないと時期を逸するのでは」と、2点目の「愛東・湖東地区が移行した場合に、愛荘町一町で現在の斎場を維持することになるが、町の考えはいかが」の2点につきまして、関連がございますのであわせてお答えします。

愛知郡広域斎場では、昭和62年9月から供用開始し、本年で25年を経過しており、 現在まで小規模な補修を行いながら、平成14年度には火葬炉の耐火煉瓦の全面張り 替えを行いながら運営してきました。

しかし、近年では埋葬はほとんどなく、火葬が主体となっておりまして、近年の少子高齢化の影響から、年々火葬が増加しています。年間約400体の火葬を行っており、耐火煉瓦の耐用年数は約13年で、火葬炉1基当たり約2,000~2,500体の火葬を行いますと、耐用年数が約13年というようなことで、張り替えが必要となります。

また、紫雲苑は昭和60年4月から供用開始し、本年で27年を経過し老朽化が進んでおりますことから、平成26年度において大規模な改修計画をなされており、本年度において現在基本設計を実施されております。

そこで、当町としては紫雲苑への加入を視野に入れて考えており、その場合のメリットとして、火葬料が安価になること、大型炉があるため大きな遺体も火葬できる、また、小動物 (ペット) の火葬が行えるなどがあります。デメリットとしては、火葬条までの距離が地区によっては遠方になる、維持管理に要する負担が多くなるなどがあります。

しかし、現在の郡広域斎場をそのまま使用するとなりますと、平成27年度には火葬炉の耐火煉瓦の全面張り替えとあわせて、火葬炉の大型化の工事が必要となり、あわせて今後火葬炉の老朽化により火葬炉本体の改修も必要になると考えます。さらに、現在の排煙でのダイオキシン類の測定値は基準内ではありますが、今後、公害防止の観点からダイオキシン類の除去装置でありますパグフィルターも設置しなくてはなら

ないことになってくるかとも考えられます。

また、湖東・愛東地区が東近江の斎場で火葬をするようになった場合、愛荘町1町で斎場の維持管理をすることになり、火葬場の使用の受付業務も町が行うこととなるなど、今後、郡広域斎場には多額の費用負担が考えられることから、1町で斎場を維持管理するよりも、紫雲苑に加入し広域で行う方が将来的にも有利ではないかと考えておりますが、今後、愛知郡広域行政組合や町議会議員の皆様方殿十分な協議を踏まえて、方向性を見出してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申しあげます。

◇ 森 隆一君

〇議長(本田秀樹君) 13番、森 隆一君。

[3番 森 隆一君登壇]

〇13番(森 隆一君) 13番、森。一般質問をいたします。

今回は、特に地元愛知高等学校と地域の関わりについて質問いたしますが、その前に一言お礼を申し上げます。

このたびの高校再編問題に対し、彦根市や長浜市が現在でも大変苦労されている中、 県下で最小規模の地元愛知高校の存在に対し、各自治会の皆様をはじめ商工会・行政・ 議会等の各代表の方々には、いち早く、また何回も県の方へ陳情していただき、ご協 力賜ったおかげで、愛知高等学校は存続することになりました。もし、愛知高等学校 が統廃合の対象になって廃校にでもなったら、愛荘町全体の今後のまちづくりや活気 にも影響し、本当に町はゴーストタウン化するような気がします。そのためにも、存 続できたことは大変喜ばしいことと思います。本当にありがとうございました。

しかし、存続のための条件を県から何点かつけられています。まず1つは、平成25年度から高等養護学校の新設であります。クラスとしては1クラス8名で、2クラス16名ということです。県下で高等養護学校は何校もなく、生徒は確保できそうですが、将来、生徒を自立させ一般企業に就労できるための作業の場等が必要になります。設立後2年程度は空き教室を利用して授業ができますが、3年目には教室も不足するのではないかと考えられます。作業ができる作業場や農園をつくるには、農地等も必要になると思われますが、愛荘町では地域の養護学校に対しどのような考え方をお持ちか、お尋ねいたします。

愛知高等学校においても、いずれ普通科をもう1クラス増やすことになると思われますが、学校としては進学できるクラスをつくりたい希望があると思われます。町として愛知中学校や秦荘中学校から地域の学校を守り存続さすためにも、各中学校からたくさん進学させていただければ、愛知高等学校は素晴らしい学校として永久に残れると思いますが、教育長のお考えをお尋ねいたします。

次に、我が町にせっかくできた素晴らしいアーチェリー場の利用と普及についてお 尋ねします。

このたびのオリンピックでは、アーチェリーも素晴らしい成績を残され、有名になったところです。まだアーチェリー人口が少ない今から普及させれば、将来素晴らしい選手が我が町から出るかもわかりません。アーチェリーをより多くの町民に利用していただくための方法と、普及させるために何か考えはあるのか、副町長に御尋ねいたします。以上、一般質問といたします。

〇議長(本田秀樹君) 副町長。

〔副町長 宇野一雄君登壇〕

〇副町長(宇野一雄雄君) それでは、2点目の「アーチェリー場の利用と普及について」のご質問にお答えをいたします。

昭和55年度に開催されました全国高校アーチェリー選手権大会、また昭和56年度のびわこ国体で、旧秦荘町がアーチェリー会場となったことを契機に、名神高速道路秦荘パーキングの隣接地に、昭和56年には町立アーチェリー射場が、また平成6年には県立アーチェリー場が整備され、町民のアーチェリー競技に対する関心も深まりを見せるとともに、心身の健全な発達、体育・スポーツの普及振興、競技力の向上等に貢献してきたところであります。

近年はアーチェリー人口も減り、アーチェリーの部活を有する高等学校も八日市南高等学校を含め県内では6校となり、町民のアーチェリー競技に対する関心は薄れつつあります。

一方、名神高速道路の湖東三山スマートインターチェンジの建設に伴い、県立アーチェリー場が廃止されるのを契機に、愛荘町が県から移管を受け、昨年度、川久保地 先の町有地にアーチェリー場を主体とした町立複合スポーツ施設を整備したところでございます。

アーチェリー場につきましては、芝生の生育の状況から供用開始が遅れておりまし

たが、本年9月16日にプレオープンイベントとして近畿各府県小体のアーチェリー 競技会を開催し、以降、10月7日から供用開始をすることとしております。

ご質問にもございましたように、オリンピックでは前回の北京大会についでロンドン大会においてもアーチェリー競技は素晴らしい成績を収め、アーチェリー競技に対する関心も高まっております。

本町に本県唯一のアーチェリー場が整備・充実し、「アーチェリーのまち愛荘町」として、びわこ国体当時に立ち戻り、町民利用者の普及・啓発を進めるにはいいタイミングと認識いたしております。

まずは町立中学校・県立愛知高等学校に対し、部活顧問など指導者配置の課題もございますが、関係機関に対しアーチェリー部の設置を働きかけ、本町から優秀な選手を送り出すようになればと考えております。

また、町民のアーチェリーに対する関心を深めていただけるよう、アーチェリー教室の実施など滋賀県アーチェリー協会・町体育協会など指導者と協議を進め、子どもから大人まで幅広い各層への普及・啓発を図ってまいることといたしております。

〇議長(本田秀樹君) 教育長。

〔教育長 藤野智誠君登壇〕

〇教育長(藤野智誠君) それでは、森議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

全国的に特別支援学校の在籍者が増加している中にあって、滋賀県にあってもその 状況が顕著であります。特に地元甲良養護学校にあっては、本年度の在籍者数は、小 学部・中学部・高等部合わせて総数 190 人と、年々増加しております。特に高等部に あってはその傾向が強く、軽度知的障がい者の社会的自立を促すためにも、高等養護 学校の増設は近々の課題でもあります。

県教育委員会にあっては、こうした状況を緩和するため、平成18年に長浜高等養護学校、平成19年に甲南高等養護学校を新設され、さらに昨年7月に公表された県立高校再編実施計画では、来年度から伊吹・石部両高校に長浜養護・三雲養護それぞれの学校の分教室を、加えて長浜・甲南高等養護学校の中間に位置する愛知高等学校へ、愛知高等養護学校を併設する計画を示されました。そして、着々と準備が進められているところであります。

開校に向けて、農園は当面、愛知高校グラウンド内に早ければ今年度中にも新設さ

れるようですが、野菜の栽培実習への協力や農産物の購入支援など、陰に陽に地元としての協力は必要と考えます。

さて、愛知高等養護学校の開校構想では、パン工房や直売所を兼ねた実習棟も必要とされ、それに隣接の旧愛知郡役所が利用できないかとの同窓会からの要望もあり、 その実現性について検討しているところであります。

この実習棟が地元住民と生徒さんの交流の場として利用され、お互いの顔の見える コミュニケーションが障がい者理解につながり、ひいては互いの人権を尊び、差別の ない明るいまちづくりに発展していくものと期待しているところであります。

次に、町の愛知高校に対する支援でありますが、平成18年度からの高校における全県一区制に伴い、湖東・湖北地域からの南進傾向が続き、愛知高校にあっても定員割れの状況が続いていましたが、音楽コースや体育コースのほか、近年は総合コースを設けるなど特色ある高校づくりに努めていただいております。また、「地域共学」を標榜され、交通安全や防犯活動など、生徒が地域活動に自主的に参加することにより、地域住民の中に「地域の学校」との機運が醸成され、最近では志望者の定員割れもなく、中途退学者もほとんど出ない高校に変貌してまいりました。

今後も、先の高等養護学校に対する支援と、高校と近隣中学校との交流活動をさらに推し進めるとともに、地元高校を貴重な地域資源としてとらえ直し、高校が持つノウハウと地域活動のコラボレーションについても、模索していきたいと考えております。

〇議長(本田秀樹君) 13番、森 隆一君。

〇13番(森 隆一君) 13番、森。再質問をいたします。

最初に、普及と利用もおっしゃいました副町長なんですが、地域のアーチェリー場としてこれからやはり色々な意味で普及をしていただかなければならないと思います。そういう中で、普及するためにはまず何がということになりますと、やはり道具をまず置いていただかないことには、競技があったとしてもなかなか、じゃあその道具を20万円、30万円の金を出してそれをしようとする意欲は沸いてこないと思うのです。道具さえある程度準備していただきましたら、町の我々もやりたいという意識はありますし、そういう方がずっとやってくれると。そして、そういうことをきちんとしてあげることによって、中学校や、あるいはもっと言うなら小学校でも興味のある子はアーチェリーに対して興味を持たれ、そしてゆくゆくは愛知高校に入っていただきま

して、アーチェリーの愛知高校というような名前をつけていただくような結果になればいいかなと。

しかし、そういう中でアーチェリーですが、特に中学校においてはこれから、愛知高校は今フェンシングも強いわけですし、あるいはこの間も中学校の先生と懇談の中でしゃべっていましたら、湖東中学には剣道7段の先生もいらっしゃると。そういう先生たちを愛知中に呼んでいただいて、柔道・剣道・フェンシング・アーチェリーなどは、愛荘町が絶対他のまちには負けないような力の入れ方をしていただきたいと思いますが、そこまでの考えは持っていただいているのか。そのためには、スポーツに対しての、資金が要るわけですから、補助ということも考えなければならないと思いますが、まずそのことに対して副町長に答えていただきたい。

それと、高等養護学校ということになりますと、まず最後の仲間づくりと、そして 自立のためのいろいろな研修と言うか、実習等が必要だと思いますし、あるいはその ことが、就職ということになりますと、愛知高校の高等養護学校は、長浜やほかの養 護学校に比べて特色を出すには、まずどうしたらいいかということになってきますと、 まず優秀な学校にしていただくためにはどうすればいいか。そうなってくると、就労 に対しての商工会等といろいろ連携していますので、かなり就職率はよくなってくる と思いますし、愛知校の高等養護に来たら就職は完璧だし、自立もできるというよう な学校に仕向けていっていただきたいと思う中で、その中には、まず自立のためには 何が必要かと言うと、健常者の我々が流通の過程の販路というものをきっちりとつく ってあげないと、障がい者の方にはつくれたとしても、販路がないわけですから、し っかりとした販路を我々がつくっていかなければ学校は存続しないと思いますので、 販路づくりはどうしていただけるかということをお尋ねしたいということと、全く夢 ではないですが、愛知高校にいずれもう1クラス増やさなければならない条件がある と思いますのでも、その条件を叶わせるためには、愛知高校をやはり進学クラス等を つくりながら1クラス増えることは、愛知校でもこれから先は結構いいところに進学 できるのだということと、そして、商工会とタイアップした中での就職は完璧にでき るというような学校にしていくことが夢だと思いますので、そのことについて、就職 の斡旋は町役場も含めてどういうふうに考えていただいているか、お尋ねしておきま す。よろしくお願いします。

〇議長(本田秀樹君) 副町長。

〇副町長(宇野一雄雄君) それでは、再質問にお答えをいたします。

先ほども答弁申し上げましたとおり、まずアーチェリーを愛荘町に根づかせるには、 中学校あるいは高等学校にアーチェリー部をつくっていただくということがまず先決 問題かなというように思っております。

そういった中で、中学校、県立学校とも指導者が重要でございまして、過日、中学校あるいは県立学校の指導者の対象者を調べてきましたところ、中学校には今のところ3人程度おいでになる。これは全県的にですが、3人程度おいでになる。それと、滋賀大アーチェリー部がございますが、滋賀大アーチェリー部出身の教員が数人おられるということで、そういった方々が配置換えが可能であれば中学校にも指導者として来ていただけるのではないかなということを思っております。

また、県立高校につきましては約20数人が滋賀県内においでになると聞き及んでおりますので、こういった方たちを指導者として配属していただけるように、県教委とも調整しながら、まずは部活ができるかどうかを模索していきたいというように思っております。

それと、「普及するためには何をするのか。道具が一番必要ではないか」という話なんですが、まず、先ほども答弁申し上げましたとおり、このまちにアーチェリー教室を何とかオープンできればなというように思っております。そういった時に、道具も肝心なんですが、まずは指導者の方が重要となってまいりますので、こういった方といいうのは、まず県アーチェリー協会などに話をさせていただきながら、アーチェリー教室ができるかどうか模索させていただき、当然、道具も、最初に入られる方ですので、道具はないと思いますので、道具につきましても何らか整備ができるかどうかの方向を模索しながら、「アーチェリーのまち愛荘町」として滋賀県内はもとより全国に発信できるようなアーチェリー競技ができるように努めてまいりたいというように思っております。以上です。

〇議長(本田秀樹君) 教育長。

○教育長(藤野智誠君) お答えをさせていただきます。私の範ちゅうで答えられることと答えられないことがあるのですが、答えられることについてお答えをしたいと思います。

皆さんのレターケースの中にこういうものを入れさせていただいたのですが、愛知 高等養護学校に関するQ&A、募集はもう既に始まっているわけです。25年度来年 度4月に16人の定員ということでスタートいたします。お話を聞いておりましたら、34人応募されているそうです。2倍以上の子どもさんが今希望しておられます。甲良養護学校の中等部に在籍している人も、愛知高校の高等養護に来たいという方もおられるそうです。

そんなことで、実際に愛知高等学校はスタートしているということをお知らせしておいて、先ほど子どもたちの社会的自立ということを答弁させていただきましたが、特に養護学校、例えば甲良養護学校などは社会的自立を1つの しているわけですから、愛知高等養護学校に入りますと、就職、職業的自立ということが大事になります。そういった意味で、愛知高校を開校して、パン工房を運営してということで、農地を定めて、そこへ麦を蒔いて、麦を収穫して、それでパンをこしらえて、そのパンを今度は、先ほどお話になりましたように製品にして、そして買ってもらう、流通させてという、そういうところまで、いわゆる営業・接客の部分についてまで職業的自立をめざしてやられるということになっております。

そういった意味で我々が、先ほど就職についても将来的には商工会等と協力しながら就職先も広げていかなければならないということもありますし、とりあえずまず、 先ほど答弁させていただいたのは、パン工房をつくるときに、できたら郡役所を活用させていただきながら、そこで地域住民と高等養護の子どもたちとのコラボレーションができて、例えば喫茶店的な催しもできるかも知れませんし、そういった方向に向かって何か工夫していきたいなと思っているところです。以上でございます。

〇議長(本田秀樹君) 暫時休憩します。再開を2時50分とさせていただきます。

休憩 午後2時35分

再開 午後2時50分

〇議長(本田秀樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 辰己 保君

〇議長(本田秀樹君) 15番、辰己 保君。

[15番 辰己 保君登壇]

〇15番(辰己 保君) 15番、辰己 保。一般質問を行います。

まずはじめに、公会計について質問を行います。自治体行財政の仕組みは、夕張市の財政破たんをきっかけに財政健全化法がつくられ、我が町でも財政健全化法4指標

を公開しています。財政健全化法は旧制度の弱点を改善するために制定されましたが、 財政指標・比率の開示報告だけです。 4 指標を計算する際に、例えば連結実質赤字比率では「資金剰余や不足額」を、実質公債費比率では「一部事務組合の起こしたとみられる補助金または負担金」を計上することが義務づけられているわけですから、町民への説明責任を果たすうえからも、「決算カード」と「性質別経費の状況ならびに目的別経費の状況」および「地方財政健全化判断比率の状況」書を議会に提示することを求めておきますが、答弁をお願いいたします。

地方財政の健全化とあわせて、従来の会計制度では自治体の総合的な財務状況が把握しづらい、予算審議など内部管理への利用が困難、住民にとってわかりにくいという課題がありました。そこで、「資産や債務の管理」「費用の管理」「財務情報のわかりやすい開示」「行政評価・予算編成・決算分析との関係づけ」「議会における予算や決算審議での利用」という目的で、自治体の公会計制度の改革が研究されてきました。

総務省は、地方自治体に対して、企業会計手法を全面的に採用した「基準モデル」と、既存の決算統計情報が活用可能な「総務省方式改訂モデル」の2種類の会計制度を提案しました。そのどちらか一方のモデルを選んで、連結ベースで「貸借対照表」「行政コスト計算書」「資産収支計算書」「純資産変動計算書」の4表を整備することを求めています。愛荘町はどのモデルを選択し、4表の情報提供を議会に行うことも求めておきます。

地方分権時代だと言うなら、議会は我が町の財政を探求するためにも、そのことを可能にする知り用が当然必要となります。例えば義務的経費をとらえても、決算書では決算額しか記述されていませんが、その中身は臨時的経費と経常経費に分類でき、また、財源内訳も特定財源と一般財源に分類され、その結果として健全度が計れるわけです。地方交付税における算出基準である基準財政収入額では、標準的な地方税収のうち75%をその計算が国参入します。すなわち25%は留保財源として自治体が独自の行政サービスの財源に使う財源となるわけです。税目ごとに補足徴収率が設定されているところですが、愛荘町ではこうしたことを勘案して、少なく見積もっても5億円の留保財源が確保できるのではないかというふうに私なりに推計をいたしました。独自財源の一部を活用するだけで、地域経済の活性化などの政策提言が、こうしたことを知ることによって、議会として提言していくことができるわけです。

以上、公会計について、また公会計を開示されることによって議会としての役割を

果たしていけるということを、まず1番目の質問で申し上げておきます。

次に、「いじめ」問題を愛荘町全体で考える風土の醸成を取り上げさせていただきます。

大津市の中学生自殺事件は、大きな社会問題になりました。この事件を契機に、我 が町の小・中学校はどうだろうと捉えた方々が多かったのではないでしょうか。

先日、私の地域では「いじめ」についての懇談の場がありました。我が子が小・中学校の時は親として子どもの変化に注意を払い、時あるごとに話し合ったことを回想しています。学校の役員をしていた時には、いじめの被害者の訴えを聞き、体押したこと等も買い越しています。我が子を通してではありますが、いじめの被害者の意識は強いのですが、加害者の意識は薄いということも親としてしっかりと把握して、何よりも子どもを守るのは親なんだと、信頼関係を構築することが必要だと痛感したところです。

と同時に、学校・先生の姿勢も大事であります。先の議会でも取り上げましたが、 学校が学校の風紀、こうしたものに対して懸念をあまりにも持ち過ぎる、こうした懸 念材料に強い意識を持つあまり、保身的な言動に走ってしまう。子どもの権利をない がしろにするという事案が起こりました。確かに、現場の教職員は日常的に子どもと 丁寧に関わる時間の余裕が本当に少ない。心のゆとりが持てないほど仕事量が増えて いるというのが先生方一人ひとりの聴取から明らかになってきています。

しかし、ここを保証しない限り、子どもとの信頼関係を育むことはできません。その観点から、愛荘町としては 40 人学級にこだわらず、当然、少なければ少ない、そうした制度上の学級の定数、そうしたものに固執しない。少人数学級を守り、教員加配を行って、学校の環境を整備し、いじめ問題などは先生方同士が共有できていく、相談できる、こうしたゆとりある環境を整備することが必要だというふうに考えます。よって、教育長に、愛荘町独自に実態に即した教員加配を単独事業として行っていく、配置していくということを提案申し上げますが、見解を求めておきます。

地元の会議の中で保護者から、「靴に瓶が入れられていた」「自転車が盗難された」などの実態を聞いています。先の全協で私たちに報告されたいじめの件数、そうした件数報告と実態とは乖離しているのではないかというふうに推察をいたします。いじめを越して犯罪行為であり、いじめている子どもを救うためにも教育の力は大切です。教育委員会は、法に基づいて「教育に関する事務の点検・評価報告書」を議会に提出

し公表しています。先日来、私たち議員に配付されましたこの報告書の中で評価委員のF氏は、平成23年度報告書の中で、教育現場の努力を励まし支えるための情報の共有化を提言されています。教育委員会としても、子どもの命を守ることが一番との立場で現場の支援をお願いし、家庭・学校・地域が意識の共有化を図り、子どもの健やかな発達を見守れる環境づくりへの積極的な提案を示されることを期待し、町長ならびに教育長それぞれの立場からの見解を求めて、一般質問とします。

〇議長(本田秀樹君) 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

〇町長(村西俊雄君) 辰己議員のご質問のうち、「子どもの健やかな発達を守ることについて」のご質問にお答えいたします。

今般の大津市のいじめ問題につきましては、どこにでも起こり得るだけに、日本社会に極めて大きな反響を呼びました。社会に深くはびこっていた問題が表面化するとともに、組織の中での問題の処し方、体質が改めて問われています。組織の宿命的欠陥とも言うべき保身・隠ぺい体質も、どこにでもあり得るだけに、私たちにも大きな警鐘となりました。

大津の子どもが自ら命を絶った尊い犠牲を決して無駄にすることなく、私たちはこの教訓を徹底的に洗い出し、行動に移さなければならないと認識いたしております。

県では先日、「力を合わせて一緒に子どもの命を守ろう」と、いじめ対策本部を設けました。これらの情報を共有し、本町におきましても今後、教育委員会や関係機関とともに連携し、有効な手立てを検討しなければならないと考えているところであります。

〇議長(本田秀樹君) 理事。

〔理事 細江新市君登壇〕

○理事(細江新市君) それでは、最初の公会計の関係につきまして答弁をさせていただきます。

一部の自治体において著しい財政悪化が明らかになり、従前の制度では自体が深刻化するまで状況が明らかにならないという課題がありました。このことから、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応をとるために、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(健全化法)」が平成21年4月に全面施行をされました。

この法に基づき平成20年度の決算から健全化判断比率の4指標であります実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の数値を算出し、同法第3条の規定に基づき4指標ならびにその算定の基礎となり事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告しているところでございます。また、住民の方々への町広報11月号で決算の報告とともに掲載し、総務省のホームページにも市町村ごとのデータが9月に速報値、また11月に確定値として掲載をされているところでございます。

町といたしましては、各指標の持つ意味・考え方は示しておりますが、各数値にいては膨大な資料のため、数値の積み上げについては提示をいたしておりません。

また、決算カード、それから性質別経費の状況ならびに目的別経費の状況につきましては、総務省や滋賀県のホームページに掲載をされており、町といたしましても『決算の概要・主要施策の成果』の4ページから7ページに掲載をいたしているところでございます。

次に、公会計につきましては平成20・21年度決算につきまして、滋賀県が主催で研究会を開催され、総務省方式改訂モデルにて財務書類の4表を作成し、研究会の成果として県ホームページにて公表をされております。町としましては、町有施設・土地・社会基盤施設・備品など公正価値評価ができておりませんので、過去の決算統計情報を活用した改訂モデルによる試算をいたしております。

このようなことから、今後の愛荘町の方向性として、本年度財政システムを改修する際、公会計システムも連動して使用できるよう計画をいたしているところでございます。また、町有建物や土地のデータ整備を進めながら、根拠のある数値に近づけるよう努力をしてまいります。現計画では、平成24年度決算分において平成25年度で公表を予定させていただいているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(本田秀樹君) 教育長。

〔教育長 藤野智誠君登壇〕

まず最初に、本県においてきめ細かな指導と個性を活かす一層の充実に資するために、学校に少人数指導加配教員を配置しています。この加配教員は、二通りの活用方法があります。

まず1点目は、各校の少人数指導の主任として学級に入り、担任と2人で複数指導をしたり、クラスを分けて担任と加配教員が別々に担当し、1つのクラスを2つに分けた少人数で指導を行ったりする方法であります。さらに2点目は、学年の人数が標準人数(40人)には足りませんが、全体として多い場合、加配教員を担任として活用し、少人数学級編成を行い、クラス自体の人数を減らす方法があります。

本町においては、少人数指導を中心として活用しておりますが、後者の少人数学級編成を行っている学校もあります。この方法により、国の標準の40人学級編成では3クラスになるところを4クラスに変えたり、2クラスを3クラスにしたりして対応しております。

国の学級編成の標準は、小・中学校ともに 40 人でしたが、法改正によりまして昨年度より小学校1年生が 35 人となりました。また、本県においては小学校1年生から 3年生までのすべての学年と、4年生から6年生までの1つの学年、さらに中学校の1年生がいずれも35 人学級編成がとれる県独自の基準があります。さらに、本町では町独自の年間臨時講師を各校に配置して、多人数学級や低学年をはじめ必要な学年で複数指導ができるようにしております。

「教育は人なり」と申しますが、本町においては国・県以上の教職員の人数を充実 させて、個に応じたきめ細かな指導ができるように努めております。

さらに、議員がおっしゃるとおり、「子どもの命を守ることが一番」という立場で、 家庭・学校・地域が意識の共有を図り、ともに子どもの健やかな成長を育む環境づく りは重要であります。今後も機会を通し連携の強化を図っていきたいと考えておりま す。

本町には、いじめ問題等の未然防止、また解消し、子どもたちの健全育成に寄与するために、町の合併当時から「愛荘町いじめ未然防止対策協議会」を設置しています。 メンバーは学校職員や各校のPTA代表、愛荘町教育委員すべて、町人推協会長、町青少年育成町民会議会長、民生委員児童委員協議会会長、校区の主任児童委員の皆さんです。それぞれの組織のリーダーとしてご活躍いただく皆様が一堂に会し、本町の子どもたちの健全育成について協議をしていただいたり、積極的に研修を受けていただいております。また、それぞれの活動に活かしていただいておるところです。

この協議会のように、学校・家庭・地域の皆様が、「同じ時に、同じことを、同じ場で考える」、そのことを大切にし、心と力の絆を構築し、町民皆様の力で子どもたちの

県全育成に努めていただきたいと思っておるところです。

さらに、昨年度より本町の教育の指針を「五愛十心の教育」としております。その一層の推進を図り、特に自治と正義感のあふれる集団づくりを通し、子どもたちの自立を支え、子どもたち自身が共に守り合える心と力を育みたいと考えております。以上でございます。

〇議長(本田秀樹君) 15番、辰己 保君。

〇15番(辰己 保君) 15番、辰己 保。再質問を行います。

まず町長に、県とのタイアップ、地域でのあり方という答弁があったわけですが、 町長自身、実際に、県のタイアップは、それはそれで大事なことなんです。いじめ問題は。でも、やはり本町のいろいろな行財政の権限は町長にあるわけですから、いじめ問題を本当に、教育現場の中に町長の考え方も一定大事になってくるというふうに思うわけです。

ですから、やはりそれが子どもたちの環境、また地域であり学校・家庭、そうしたものを大きくそのことに対し注視をさせ、全体で子どもたちを守っていけるという環境づくりは、町長の考え方に当たってくると思うので、県がしているのではなくて、町長自身がそういう問題をどう捉えて、どういうふうに行政の中で活かせるだろうかという模索というか、創造といいますか、そういうものはお持ちでないのかな。多少は、こんなに社会問題になってきていれば、町長としても何らかの考え方、当然、完全的なことはあり得るわけではなく、拙速なことを標榜すればかえって混乱を起こします。でも、大なり小なり考え方は持っておられるだろうと、そこが聞きたいなということを思っています。

教育長の答弁ですが、いろいろな意味で努力をしていただいていることはよくわかります。でも実際は、申し訳ないのですが、学校現場と家庭と、もしくは保護者といいますか、子どもたちの間に、私なりのこれは政策ですが、乖離をしている部分がある、意識の中に、そこをやはりどう埋めていくのかなという一般質問をつくらせていただいたのです。

となると、その報告書の中にF氏は大事なところを指摘されていたと。本当に考えなければならないことを指摘されている。だから、学校現場は学校現場で、先生方は大変で、しかも少人数学級を保障しているのだと言われるのですが、先ほどの答弁の中にもあったように、結局は教育指導を強化していくという言葉は使われているので

すが、結果として現場の先生たちと教育委員会が底もまた噛み合っているのかどうか。 そこに意識の乖離がないか。要するに表面的に評価をしていないかどうか。こうした 問題が深く探求されて、愛荘町は先生方も別に隠すとか隠ぺいするとか、そういう考 えはなしに、できるだけ事件が起これば共有化しようという努力をされています。し かし、保護者と子どもたちの間を見れば、色々な問題が起こっているのだけどという ふうに、やはり言いやすいところ、言いにくいところ、そういうものがあるわけで、 そういうところでやはり、そうしたところの点検も必要で、まだまだ本当に少人数学 級が保障されている中で、先生たちの役割がそれに機能しているのかどうか。でなけ れば、先だって質問を出したように、そんなに変に問題を意識過剰になって対応しな くても済む話を、意識過剰になっていると、懸念材料。そういうことが起こっている ので、そういうところを教育委員会としては的確に捉えて、適切な援助、それがやは り教育委員会と学校が一体になって、教育委員会は学校に支援をしていただきたい。 町長は地域をどういうふうなまちにどう醸成するかということを真剣に考えていただ きたいという、そういう意味で大切な子どもたちの命、そういうものをどうまもって いくのか。それがすなわちいじめている子どもの教育力を高めることにもなる。子ど も支援の問題でも、そうしたことから醸成をしていけるというふうに私は当然転換し ていくだろうし、一貫性のものだろうと思います。

自分の実体験から一般質問に入れさせてもらいましたが、やはり親の役割も非常に 大事であります。そういうふうな点で、いじめ問題については、我々一丸となって本 当に注意をして取り組んでいかなければならないなというふうに思っています。

次に公会計の問題ですが、いろいろな公表をしている、公表をしているというのですが、実際問題、まだ初期段階ですから難しいのですが、こういう程度のものなら議会には出していただけるかと、こういう資料程度なら。財政健全化、この1枚、A4ぐらいのもので。数字をあてはめてもらう。そうしたら議会として、我々議員として、健全化状況をより的確にする。22年度の決算書には9億円の積立を行って、財政健全化のための努力をしたと。要するに充当財源をそこに置いたと。23年度の決算では4億円を充当財源にして、健全化比率を正常化に進めているということになっているわけです。ということは、積立金をしている。それはそれで大事なことなので、充当財源ができるとなっているので。しかし、そうした指標を議員に提示してもらう。単なる率というか、何パーセント・何パーセントの話ではないわけで、健全化なら健

全化の数値があるはずですから、こうした表を出していただきたい。

財務諸表についてもそうですが、モデルの問題でも、資産状況は基準モデルの方がはっきりとしてくる。でも今、総務省の方式に、総務省のモデルを採用しないと、今日までの現金発生主義の状況の中で、書類が今までそういうふうになっていますので、いきなりこちらに移せないというので、ほとんどの自治体が総務省モデルを使っていると。しかし、深く資産状況やいろいろなものをつかもうとすれば、やはり速やかにそうしたものを出せるようにしていかなければならない。当然、会計監査においてはそうした書類が出されているだろうと、必要最低限のものは。ですから、一定監査を通して議会にもそうしたシートといいますか、そんなに膨大な書類は議会に持ち込まれても困るわけで、こうした一つひとつに、財務書類についてもこうした、ようやくすればこれにあてはめられますというのは行政もお持ちだろうし、最低限この決算議会でもあてはめたものは、わずかこれだけのものにあてはまる、大なり小なり、だからそういうものは示してもらいたいというのをお願いして、答弁を求めておきます。

〇議長(本田秀樹君) 町長。

○町長(村西俊雄君) いじめ問題の対応については町長部局も、当然のことながら教育委員会だけに任せる問題でないというふうに思います。他府県の教育委員会の中には、学校それから地域・教育委員会というふうに、そういう流れの中もございますが、町部局の中にも民生委員児童委員、あるいは人権擁護委員、それから区長・自治会、あかるいまちの創造の協議会とか、いろいろそういう組織もございまして、やはり横の連携を保ちながら、みんなで連携していじめのないまちづくりに向かっていかないといけないと思っておりまして、今後、教育委員会とも十分協議して、まちぐるみでそういうものを立ち上げていく必要があるというふうに考えているところです。

〇議長(本田秀樹君) 教育長。

○教育長(藤野智誠君) 議員ご指摘のとおりに、一つひとつの学級を少人数にしたり、教職員の数を増やしたとしても、子どもたちと一人ひとりの教職員との距離が遠い。また、先生方の集団が、いじめとかそういったことに対する感度が非常に低い。そういうことがあって、また教育委員会と学校との距離が遠いというようなことがありますと、大きな事件にまで発展してしまうということがあります。

幸い、我が町は小さいまちでありますので、5分も車を走らせますと学校へたどり着きますので、今年度も4月の段階からある中学校でいじめの大きな事件が発生して

おりましたが、教育委員会もしょっちゅうそこへ走っていって、保護者の対応であったり、そしてまた地域の方の対応であったりということも一体化してさせていただいているところです。こういった小さなまちの利点を活かして、距離の近い、親密な、そういった指導ということをやっていきたいと思います。

町長が答弁申し上げましたように、教育委員会だけで抱えることなく、町部局とも十分連携しながら、この問題については未然防止を図っていきたい。もし万が一ありましたら、早急な解決に向かって一体となってやっていくということをお伝えしておきたいと思っています。以上でございます。

〇議長(本田秀樹君) 理事。

○理事(細江新市君) 財政指標ならびに公会計につきまして再質問いただきました。 決算の指標については、現在、財政健全化比率と、それから公会計と2種類あります。

まず、財政健全化判断比率でありますけれども、23年度の決算につきましては、実質公債費比率のみ数値としてあがっております。この実質公債費比率というのは、出し方でありますけれども、これは、分母は標準財政規模になります。分子は何かと言いますと、一般会計の起債の償還額、それと企業会計の償還額、これは下水道の特別会計であります。それから一部組合、これは消防・上水道になります。これらの償還額を合計しまして、そこから普通交付税算定の公債費分を引きます。これがほとんど、実は合併特例債で公債費の算入を受けておりますので、この分を引きます。その引いた額を割りますと、実質公債費比率が出てくるというようなことになっております。

これは、積み上げが非常にたくさん資料にあるわけですけれども、積み上げたら積み上げた結果の数値はやはり公表をさせていただかないといけないかなというふうに思っておりますので、この点ちょっと財政と詰めさせていただきたいなと思います。

もう1つは公会計の関係です。これは今も辰己議員から話がございましたように根総務省が打ち出しました基準モデルと改訂モデルと2種類あります。全国の市町村の中で85%が改訂モデルを使っております。残りは基準モデルと東京都・岐阜県が独自のモデルを使っております。

そういう中で、本県ではほとんどが改訂モデル、基準モデルは1町のみ、豊郷町だけです。これはどうしているかというと、企業に委託しているというような状況でご

ざいます。それが良いか悪いかということではないのですけれども、やはり職員一人 ひとりが単式簿記から複式簿記の研修を重ねて、財政状況を見抜ける研修をしていか なければならないかなというふうに思っております。

総務省の改訂モデルですけれども、これの固定資産はどういうような積み上げをしていくかということですけれども、今までの決算統計の建設事業費の積み上げです。それに一定の数値を掛けて出していくというようなことになっております。一方、基準モデルは全部の固定資産の台帳整備をして、全部網羅をする。その中の公正・適正評価も全部するというふうになっています。そういうふうになってきますと、冒頭、今日の午前中の一般質問の答弁にもございましたように、いろいろな社会基盤整備の施設の長寿命化の計画をやはり全部整えて、台帳整備をしていかないと適正な固定資産は数字として表われてこないというようなことで、ほとんどは改訂モデルで過去のデータを積み上げしたような状況でして、本来の公会計が示します財政の効率化・適正化というものは、なかなか見いだせないかなというのが現状になってございます。

当初はそういう積み上げで、徐々にいろいろな台帳を整備しながら進めていくというのがこの改訂モデルでありますので、非常に時間と金額もかかるわけですけれども、徐々にそういう基盤整備、あるいは固定資産の台帳整備を進めながら、公会計の整備をしていかなければならないなと思っておりますので、そちらの公会計の方の積み上げという細かい資料の提示というのは、ちょっとできないかなと思っておりますので、徐々に公会計システムからの順番に、長期計画も組みながら公会計整備をしていかなければならないなというふうに思っておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

◇ 嶋中まさ子君

〇議長(本田秀樹君) 2番、嶋中まさ子君。

[2番 嶋中まさ子君登壇]

〇2番(嶋中まさ子君) 2番、嶋中まさ子。一般質問をさせていただきます。

まず、「人にやさしい交通体系の整備を」ということで、質問させていただきます。 新興住宅が増えるにつけ、町内の各道路を走る車の走行量もずいぶん多く感じられる この頃です。今年度に当町の総合計画の見直しが進められることになっておりますが、 総合計画の中の交通体系の整備として、「人にやさしい交通体系の整備」という項目の 中に、最後の方に「自転車や歩行者など誰もが安心して利用できる道路環境の整備、 交通安全対策の強化など、人にやさしい交通体系を築きます。特に鉄道踏切や交通量 の多い危険箇所の安全対策に積極的に取り組みます。」とあります。湖東三山インター チェンジが来年稼働するにあたり、愛荘町の中心街への交通量も増加するのではと思 います。そこで、「人にやさしい交通体系の整備」ということにつきまして、気になっ ている町道について 2~3 質問させていただきます。

1つ目は、町道愛知川栗田線についてでございまして、国道8号のUCC前の愛知川の信号から山手に向かう近江鉄道の踏切までの町道はバス路線にもなっておりまして、町道としてはずいぶん交通量が多く危険な箇所になっております。中学校への通学路として自転車での通行も多く、また、地元の方々にとっては生活に密着した道でもあり、はらはらしながら通行しなければなりません。

前回いただいた資料によりますと、現在この愛知川栗田線の法線業務に取り組んでいるとのことですが、町としてこの間の道路の安全確保についてどのように改良していこうと考えておられるのか、お尋ねいたします。

2番目が、「愛知川堺町と中宿の間の町道の安全確保を」ということでお尋ねします。 愛知川堺町と中宿の間の町道は、そばに農業用水路と雨水用の水路がコンクリートで 仕切られた形で並行して流れております。通称堺川と呼ばれているそうなんですが、 この水路の端の道は狭くて車は通れないのですが、付近の方々が自転車や徒歩でよく 利用されておられます。しかし、道路に柵がないため、この間何人もの人が落ちて怪 我をされています。これまで地元の方々から、「ガードレールとまでは言わないが、何 とか柵を設置してもらいたい」との声をたびたび聞いております。安全に通行できる よう早急に善処するべきと考えますが、当局としての考えをお聞きいたします。

3つ目が、町道豊満・愛知川線についてです。近年、通学中の児童の列に車が突っ込むという事故が相次ぎ、当町でも通学路の安全点検・見直しを迫られております。そんな中で、愛知川東小学校付近の豊満・愛知川線につきまして、毎朝通学してくる児童・生徒たちが列になるところでもあり、保護者の方々から、「踏切から学校までの通学路には各町からの子どもたちが集まってくるところでもあり、曲線コースにもなっているので、いつも車に突っ込まれないか心配である。ぜひガードレールをつけてもらいたい」との声が聞かれます。児童・生徒たちの安全確保のために、設置の必要性があるのではないでしょうか。町長と教育長のお考えをお伺いいたします。

4つ目が、町道不飲井愛知川線につきましてです。平成22年11月に「町道不飲井愛知川線道路改良事業に伴う地元協議会」がございました。私も参加させていただき、道路の新設について図面をもとに協議が進められ、昨年も予算設定がされていたのではと思うのですが、その後何ら進捗している状況が内容に思われます。現状をお聞かせいただきたいと思います。

次に、中央スポーツ公園の管理運営についてお尋ねいたします。

1つ目が、中央スポーツ公園の管理につきましてです。中央スポーツ公園の管理は教育委員会と愛知川公民館の担当になっております。しかし、先日、中央スポーツ公園の様子を見に行きましたら、テニスの練習に来られている方が、利用するのにいちいち公民館まで行かなければならないので不便である。ぜひこの一角に管理人室を設置してほしい。また、テニスやこの運動公園の利用者の質問に答えられる人を配置してほしい」という要望をお聞きしました。私もアーチェリー場が本格的に使えるようになることから、安全面や管理全般の質を高めてもらうためにも、管理者を現地に配置したほうがいいと考えます。できたら次年度そのように改善できないか、お考えをお聞かせください。

また、6面ものテニスコートができ、利用者も増えているようでありがたいことですが、やはり風除けと目隠しのためのネットを設置してほしいとのことです。確かに、 彦根の金亀公園のテニスコートなどを見せてもらいますと、そういった対応がされて おります。利用しやすく評判のいいテニスコートとして、多くの人たちに活用しても らうためにも、教育委員会として善処するお考えはあるのか、答弁をお願いいたします。

もう1つですけれども、先ほどの質問とかぶりますけれども、県内唯一のアーチェリー場を持つ町として、アーチェリーの競技人口育成に力を入れ活性化を図ることを求めます。

先日のロンドン五輪では、いろいろなスポーツの熱戦を目の当たりにして、世界中に多くの感動と勇気をいっぱい与えてくれました。メダリストたちはそれぞれ地元に 凱旋し脚光を浴びておられる姿を頼もしく拝見させていただいております。

あるテレビの番組でオリンピック後メダルに沸いたスポーツへの関心は一段と強まったとのことです。特にその番組で言っておられたのが、女子のバドミントンが銀メダルを取った影響で、あちこちのバドミントン教室への参加希望が殺到し、オリンピ

ック前と比べると「激変の 10 倍」とか言っておられました。それぐらいの盛況ぶりだそうです。

今月から町内でも新しいアーチェリーがオープンしますが、県内唯一のアーチェリー場を抱える愛荘町の住民として、オリンピックでアーチェリーが個人でも団体戦でもメダルを獲得し注目されていることを大変嬉しく思いました。ぜひこの機会に中学生・高校生をはじめ町民も巻き込んでいけるように、アーチェリーの大会やイベントなどを通してアーチェリーに親しんでもらいつつ、競技人口を増やしていきたいと思います。

町として、また教育委員会として、アーチェリー教室を開催したり道具の貸し出し もできるようにするなど、何らかの手立てを講じていき、「アーチェリーのまち」とし て活性化を図っていただきたいと思います。次年度からそういった面での予算措置も 考えていただきたいということで、それらについて町長や教育長のお考えをお尋ねい たします。以上、質問を終わります。

〇議長(本田秀樹君) 町長。

[町長 村西俊雄君登壇]

〇町長(村西俊雄君) 嶋中議員のご質問のうち、まず交通体系の道路整備の考え方 を総論的に私の方からお答えをさせていただきます。

生活基盤の中でも、道路は毎日住民が利用する極めて重要なもので、人間の身体で例えるならば血管のような存在であります。それだけに、地域の要望は区長・自治会長を通じて文書や口頭で、また住民の皆さんからは電話など、直接私の家にかかってくることもございますが、中には地元住民の連署の署名入りの要望書など、毎年多く寄せられております。

その内容は様々で、道路拡幅、法線の改良、歩道設置、交差点改良、橋梁の補修などの道路改良工事に当たるもの、また、道路植栽や除草、街路樹の管理、舗装や側溝、マンホールの改修など道路維持管理事業に当たるもの、さらにはガードレールの設置・保守、道路標識、カーブミラー、横断歩道、道路照明、道路のラインなどの交通安全施設整備に該当するものなど、広範多岐にわたっております。

これらの要望の中から緊急度、安全確保の課題、道路利用形態、県道や国道関連工事、あるいは上下水道関連工事など、優先度と予算を勘案しながら順次整備いたしているところであります。

今年度では道路工事関係で9か所、測量調査・設計、除草などの委託 14 事業、交通安全施設では約30か所を実施いたしております。

今後とも愛荘町の道路ネットワークの検討とあわせ、地域の要望にお応えできるよう最大限の努力を傾注いたしたいと考えております。

なお、ご質問の町道愛知川栗田線など4路線の状況・方針につきましては、担当主 監からお答えをさせていただきます。

次に、アーチェリーのまちについて、私の所感を述べさせていただきます。

町中央スポーツ公園のアーチェリー場は、夏の強い日差しにも負けず、青々とした 天然芝が見事に活着し、本格供用を待っています。

今年のロンドンオリンピックのアーチェリー競技では、日本選手は個人男子銀メダル、女子団体銅メダルを獲得し、日の丸を高々とあげてくれました。70m先の小さな的に矢がささるのを私もテレビで、選手が狙いを定める緊張の瞬間にはこちらも息を止めて観戦をいたしていました。愛荘町立の立派なアーチェリー場の完成を機に、町民の皆さんや地元中学生・高校生がアーチェリーに関心を持っていただき、ぜひチャレンジをいただくよう期待をいたしております。このアーチェリー場から国体やオリンピックに出場できる選手が生まれることを願っているところでございます。以上です。

〇議長(本田秀樹君) 農林建設主監。

〔農林建設主監 山田清孝君登壇〕

〇農林建設主監(山田清孝君) それでは、町道愛知川栗田線ほかについての関係を、 私の方から答弁させていただきます。

まず、町道愛知川栗田線の関係でございますが、国道8号から東近江市へと通じる 主要幹線道路となっております。国道8号から近江鉄道踏切までの間は、バス路線で ありながら狭隘な道路であり、特に中山道から近江鉄道踏切まで歩道が未整備であり ます。中山道交差点付近がカーブとなっており、見通しが悪い現状であります。

よって、今年度において道路法線の見直し業務を行っており、今後においては東西を結ぶ地域連携軸のネットワーク整備の観点から、歩道整備を踏まえたうえで安全・安心な道路整備を検討していきたいと考えております。

次に、愛知川堺町と中宿間の町道の安全確保についてでございますが、これは町道田中山道中学校線というふうに思いますけれども、この道路は、道路と並行してダム

用水路および排水路が整備されております。以前は中学校の通学路として利用されていたそうですが、道路幅員が狭いため車の通行ができない町道です。

ご質問のとおり防護柵を設置するにあたっては、維持管理における用水管理者との調整および地元自治会との協議が必要になり、困難な課題と認識しております。

次に、町道愛知川豊満線の関係でございますが、6月中頃において学校関係者・東近江警察署・町教育委員会・道路管理者・PTA関係者のもとで、通学路安全点検を現地において実施したところです。その中で、当該歩道の安全確保についての要望がありましたが、現状の歩道付近が狭隘なため、また近年、住宅が道路敷きに建ち並んでいるため、歩道と車道を分離する境界ブロックも連続性に欠ける状況であります。

そのような状況の中でガードレールを施工するのが困難であり、歩道幅員をより狭くする結果となることから、学校周辺のガードレールを今年度に施工することを協議しましたから、答弁とさせていただきます。

次に町道不飲井愛知川線の関係でございますが、当該町道改良事業につきましては、 地元請願事業として順次進めてきた経過がありますが、道路法線について一部地元の 地権者の了解が得られない状況であります。よって、現在、自治会および関係役員と 協議・調整中であることで答弁とさせていただきます。

〇議長(本田秀樹君) 教育長。

〔教育長 藤野智誠君登壇〕

〇教育長(藤野智誠君) ご質問について、3点答弁をさせていただきます。

まず、通学路の安全点検についてということなんですが、本年度4月以降、京都亀岡での死亡事故をはじめ登下校中の児童等の列に自動車が突っ込むという痛ましい事故が相次いだことを受け、通学路の安全な環境づくりに関する取組として、東近江警察署・国土交通省・湖東土木事務所・町役場建設下水道課・町教育委員会・小学校(一部の学校におきましては地元区長・PTA役員も同行)の合同で、6月中旬から下旬にかけ、4つの小学校から抽出された危険箇所について点検・検証を行ったところです。

現在、それぞれの分野において計画的な対策を講じるため、今年度中に改善できる ものから優先順位を見極めて検討を進めているところであります。

2つ目、中央スポーツ公園の管理についてなんですが、現在の中央スポーツ公園は、 施設の維持管理等を生涯学習課が担い、使用許可および日常管理については愛知川公

民館で行っております。これは、愛知川地域の社会体育施設を公民館で一括管理する ことで、土・日曜日を含め申請時に利用者の方々が各施設の空き情報を愛知川公民館 で把握いただくためのものであります。

中央スポーツ公園に管理人を置くことについてでありますが、将来的に指定管理による運営を必要と考えておりまして、その時に考えていきたいと思っております。それまでの間は、利用者からの質問の対応についても公民館への来訪や電話での対応でお願いしたいと考えております。

続いて、テニスコートの風除けや目隠しのためのネット設置についてでありますが、 日本テニス協会の公式ルールでは公式試合でもその設置は義務づけておらず、また現 在のネットフェンスは暴風ネットをそのフェンスに取り付けることを想定して施工し ていないため、現在のところは考えておりません。

また、「アーチェリーのまちとしての活性化を」ということについて、先ほど町長も答弁いたしましたが、今回のオリンピックでのアーチェリー競技のメダル獲得により、アーチェリー競技への関心が高まり、県内唯一のアーチェリー場を有する本町として、アーチェリーを普及し競技人口の増加を図ることは、ある意味、本町の使命であると考えております。そのような中、町として子どもや初心者を対象としたアーチェリー教室の開催等により協議の普及、競技人口の増加を図ってまいりたいと考えております。

そこで、今年度は県アーチェリー協会・町体育協会および町スポーツ推進委員会などと協議・調整を図るとともに、来年度に教室用の貸出用具の整備も検討していきたいと考えております。以上です。

〇議長(本田秀樹君) 嶋中まさ子議員。

〇2番(嶋中まさ子君) 2番、嶋中まさ子。再質問をさせていただきます。

町道愛知川栗田線の滋賀銀行と、その前のポケットパークの辺りだけは少しいじられた、私も愛荘町に来させていただきまして 40 年近くなって、その時以来ここがちょっと改良されたなというぐらいでして、その続きのところの、先ほど言われました近江鉄道までの道路は、本当に何ら今まで改良ということは一切行われてきておりません。

私は堺町でございますが、お隣の泉町の住民のごみの集積場が愛の郷の角、近江鉄 道の踏切の手前にありまして、ごみ袋を持ってあそこへ置きに行くのです。もう本当 に狭いのです。歩道という歩道がない中を、私も段々年もあれですけど、高齢の住民の方々にとりましては、本当に戦々恐々という状況になってきておりますので、これはぜひ改良は必要だと思います。

先ほどの答弁では不明ということでございますが、見通しといいますか、早急な年度でと言いますか、いつ頃になるのか、具体化というのか、早まればありがたいと思いますので、もう一度どの時期になるのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、東小学校の周辺にはガードレールを設置と言っていただきましたけれども、私も毎週、東小の体育館をお借りして使わせてもらっております関係で、あそこをずっと車でよく通らせていただくのですけれども、愛知川東小学校の北西の端から、信号からずっと下っていきますのにずっとカーブでして、居眠り運転でまっすぐ突っ込まれた時に、たまたま登校時だったら子どもたちがなぎ倒されるなというような危険を私は常に感じております。けっこうスピードが出しやすい道路になっていまして、周辺におうちがありまして出入りになっていますから、続いてのガードレールは無理だとは思いますけれども、何らか少しずつでも立っていれば、突っ込む状況が回避できるのではないかということを思うわけでして、ぜひそこも一考していただきたいなと思わせていただきます。

それともう1つ、堺川に沿って細い道が、なかなか地元との協議とか、設置は困難であるということでございますが、先日も8月の末に地蔵盆がございましたときに、ある方が自転車で骨折したところだったそうでして、住民の方々が地蔵盆に寄ってこられて、「何回も言っていてもここは怖いのよ」ということで、皆さんのそういう要望でしたものですから、用水路を農業用水と分けますから、その間をコンクリートがずっと壁になって真ん中を走っているものですから、落ちたら本当にそのコンクリートで頭を打って、中には亡くなった方もあったり重体になった方も過去にあるわけでして、そういった意味でぜひ、危険な箇所を改善という、総合計画の中にもあるわけでして、もっと認識をしていただけたらと思いますので、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

それから、スポーツ公園の管理につきましてですが、管理者を置いていただくのだったらありがたいと思うのですが、テニスコートの件で先日たまたま私が寄せていただいたのは、ものすごい雷と突風のあった後だったからかも知れませんけれども、人工芝に敷いてある砂が偏ってしまったようなんです。人工芝に砂が沈んでしまったり

とかすると、すごくテニスをしていたら足が引っ掛かったりして、やりにくくなる時に、そういうことを要望するのに夜間来られている方は、公民館へそういうことを要望しても、お爺さんの方がおひとりいらっしゃるような状況で、「伝えておきます」ということでなかなか、どうしたらいいのかということもおっしゃっていましたので、留守番の方がいらっしゃるような、鍵の受け渡しをされる方がいらっしゃるだけで、なかなか思いが通じていかないようなご意見だったものですから、そういったことも含めて現場に管理者がおられた方がいいのではないかということで、要望やお願いで聞かせていただいていましたので、ぜひご一考をお願いしたいと思いますので、またご答弁いただけたらと思います。

- **〇議長(本田秀樹君)** 建設・下水道課長。
- **〇建設・下水道課長(中村喜久夫君)** 町道愛知川栗田線についてお答えをしたいと思います。

現在の愛知川栗田線につきましては、今ほど議員の方からお話がありましたように 大変危険な箇所というふうになっております。現道を見ておりましても、道路幅員に つきましては4mぐらいで、バスが来ましてもなかなか対向ができないような状況の 場所になっております。

ただ、今の状況ですと両サイドにおうちが建ち並んでおりまして、今、法線検討ということで測量等はしているのですけれども、今後、道路幅員を拡幅していかなければならないし、また、歩道についてもそれとは別につけていかなくてはならないということで、用地を確保していかなければならないという形になっています。今、即この工事に入るというわけにはなかなかいきませんので、これから用地の交渉を進めていきながら対策を立てるというふうに思っているところでございます。「いつ」というのは、現段階ではお答えできない状況でございます。

続きまして、東小学校ガードレールなんですけれども、先ほども主監の方から答弁をさせていただきましたが、どうしても住宅が立ち並んでおりますと、そこの部分というのは、通路の出入り口ということで、境界ブロック等もできませんし、なかなかガードレール・ガードパイプといったものもなかなか難しい状況ではありますので、今後はその状況を見ながら考えていきたいなというふうに思います。

3点目、堺川の関係なんですけれども、ここの道路幅員は狭いところで1m80cmということになっております。私ども聞いておりますのは、今、地元の自治会の方から

要望があがってきてないのではないかなというところはあるのですけれども、あがってきてない状況の中で、今どうするかということもなかなか言えない状況でありますので、自治会と協議をしながらこちらの方は進めていきたいなと思っております。以上です。

- **〇議長(本田秀樹君)** 教育次長。
- ○教育次長(村西作雄君) 嶋中議員のスポーツ公園にかかる管理者の問題、答弁では指定管理とあわせて検討していくというような答弁をさせていただきましたけれど、現在、町の体育施設の一括管理の指定管理を25年度までの契約でお願いをしております。26年度からまた新たに契約更新という形になるのですけれども、その時にあわせて中央スポーツ公園も一括指定管理ができないかというようなことを現在検討しております。

これによりますと、町のスポーツ施設の一体管理ということで、やはりスポーツ振興にも大きく役立つのではないかなということを思っております。その時まで、まだ少し時間がありますけれども、現在の体制の中で、例えば今ほど例に出されましたけれども、公民館へ電話しても宿直の方が出られて、果たして本当に伝わっているのかなという危惧なのかなというふうに思います。そういったことにつきましては、翌日でも電話でもお聞きをしていただいておいて、そして職員の方から折り返し、いろいろな問題・課題等についても当方からまた連絡をするとか、そういった方法で対処をしていきたいと思いますし、また、管理をしております公民館につきましても、例えば突風のあととか落雷のあととか、そういったことについても管理はしておりますので、見に行って様子・状況を確認するとか、そういったことについても管理している立場として進めていく必要があるのではないかなというような思いをしておりますので、よろしくお願いいたします。

◇ 河村善一君

〇議長(本田秀樹君) 8番、河村善一君。

[8番 河村善一君登壇]

〇8番(河村善一君) 8番、河村善一です。一般質問を行います。大きく2つの点について質問させていただきます。

1つ目は、「いじめ問題の解決に向けた取り組みと教育委員会の積極的な情報開示に

ついて」でございます。

昨年10月11日、大津市の皇子山中学校2年男子生徒が自宅マンションから飛び降り自殺いたしました。遺書はなく、直後に学校が実施した2回のアンケートで、大津市の教育委員会は「いじめと自殺の因果関係は判断できない」とし、調査を打ち切りました。

そこで、遺族は今年2月、市や加害者とされる生徒とその保護者に7,700万円の損害賠償を求め、大津地裁に提訴いたしました。口頭弁論の準備書面で、「男子生徒が自殺の練習をさせられていた」と生徒 15 人が回答していたのに、学校が放置していたのがわかりました。この問題で、滋賀県警も7月、暴行容疑で学校と大津市教育委員会を家宅捜索するなど、操作に着手しております。

8月25日には、大津市が設けた第三者調査委員会の初会合が開かれ、遺族も以降 も反映し人選された外部有識者が委員を務め、12月上旬までに生徒の自殺の原因を 考え、再発防止を含む報告書をまとめることになっております。

以上が大津市の事件概要でありますが、ここまで来るまでにいろいろな手立てはなかったのか。いじめによる自殺を思いとどまらせることはできなかったのか、考えさせられるばかりでございます。

そこで、愛荘町におけるいじめ問題の小学校・中学校の現況とその対策、取り組み を教育長にお尋ねいたします。

1つ、大津市での事件がマスコミで大きく報じられて以来、全国各地でいじめによる自殺事件が多く報じられるようになりました。今までいじめ問題の自殺であっても公表されてこなかったのではないか。愛荘町の小学校・中学校でのいじめ問題は、ここ数年あったのか。また、そのいじめ問題についてどのような対策をとられ、解決に向け取り組んでこられたのかをお尋ねいたします。

2つ目、大津市でもそうですが、傷害事件を起こしたり子どもの自殺となると、学校・教育委員会だけで解決できる問題ではありません。わかった時点で学校は警察に言うべきであり、学校には通報義務があると考えます。また、関係機関と相談すべきでありまする

子どもたちにとって世界で最も安全でなければならない場所が学校で、暴力的ない じめがあったとすれば、学校と教育委員会の責任であると考えますが、教育委員会・ 各学校ではこのことを徹底されているか、お尋ねいたします。 3点目、いじめが起きる前に、いじめ防止のための対策をとられているか。「いじめを許さない」と、学校長はもちろんのこと教育長もはっきりと宣言し、その対策をとる必要があると考えております。

愛荘町のホームページの教育と文化のお知らせ欄などに教育長の考えを載せ、いじめ対策には毅然とした態度で臨む旨伝えるべきであります。そうすると、子どもも保護者も安心できると考えます。また、町民も納得していただけるのではないかと思います。今現在のホームページのお知らせ欄には、平成19年8月20日の「愛荘町における学校教育のあり方について提言が出されました」と、今も掲載されております。給食センターができた今、記事の賞味期限も切れていると思いますが、町民が望む新しい情報をもっとインターネットで伝えるべきではありませんか。このことについて教育長の姿勢を尋ねます。

第2点目のことですけれども、情報開示のことです。一般住民に教育委員会の活動 内容を知らしめるため、情報開示を積極的にすべきではないか。

先日、住民の方から大津市の自殺事件問題に関連して、愛荘町はどのような取り組みをされているのか知りたいと思い、インターネットで調べたがわからない。また、愛荘町の教育委員は誰がされていて、教育委員会がどのようなことを話し合わせているか知りたいと、電話がありました。その際、「他市町では教育委員の名前や教育委員会の取り組み内容が紹介されているのに、愛荘町は紹介されていません」とおっしゃっていました。

早速、彦根市の教育委員会のホームページを見てみると、毎月の彦根市教育委員会会議録が掲載されており、彦根市民はもちろん市外の私たちも見ることができます。 その会議録には、出席委員、出席職員、会議次第(①開会、②前回会議録の承認、③報告事項、④議題、⑤その他過去があり、詳細に発言内容が紹介されており、教育委員会はじめ教育委員の考えがわかり、これこそ開かれた教育委員会ではないかと思いました。

今後、庁舎内のパソコン更新とホームページソフトの更新により、教育委員会の活動内容が住民に近い、開かれた情報開示を求めますが、その具体的な計画をお聞きしたいと思います。

大きい第2点でございますが、「保育園の現況と、「養護」と「教育」の両面の必要性から養護教員が必要ではないか。また、職員の確保は大丈夫か。」ということについ

てお尋ねいたします。

つくし保育園で園児と保護者・職員について現況を聞いてみました。すると、最近の保護者の就労実態により、長時間保育を希望される方が多く、早朝7時半からの利用が41%、夕方19時まで利用される方が54%に達しているとのことでありました。

保護者については年年就労状況が厳しくなり、子育てよりも仕事優先傾向で、子どもに課かる時間が少なかったり、関わり方が雑であったりして、ネグレクト傾向の家族が増えている状況であります。そのため、園児は自尊感情の育ちにくい環境となっている。また、大人中心の夜型生活も影響して、基本的生活習慣の確立が難しく、情緒が安定しない姿も見られるとのことでありました。

気になる子どもの姿として具体的にあげていただいたら、朝食抜き、髪の毛がボサボサ、爪が長い、光熱等で欠席や早退後、完全に健康な状態でないのに翌日登園、サイズや季節に適さない衣服を着ている、忘れ物が多い、ぬれたり汚れたオムツでの登園、感情のコントロールができず、友だちや保育士に対し押したり叩いたりする等の姿等々でありました。

考えてみると、自立心ができる前の、人間の成長にとって一番大切な時に、長時間保育園であずかってもらっていることになります。言いかえれば、保護者の代わりを保育園にしてもらっているということになります。早朝から晩まで預かっている、幼稚園よりも小学校よりも倍近くの長時間預かっている保育園であり、子どもの心身の管理は非常に大切に思われます。この時の成長がその人の一生の基礎となるものであると考えます。

保育所保育指針(平成20年告示)の「第1章 総則」の「2 保育所の役割」には、次のように書かれております。(2)保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。

また、保育所保育指針の解説書では、②「余裕ごと教育の一体的な実施」という保育所保育の特性の明確化、③健康・安全のための体制充実で、子どもの健康・安全の確保が子どもの保育所での生活の基本であるとの考えの下に、子どもの発員・発達状況の把握、健康増進、感染症など疾病への対応、衛生管理、安全管理などの諸点に関し、保育所が施設庁の責任の下に取り組むべき事項と明記しています。加えて、不適

切な養育に関する早期把握、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)などの地域の専門機関との連携にも言及しています。

保育所では、「養護」と「教育」の両面からの保育する必要性が、保育所保育指針で示されているとおりでございます。保育園生活を長時間送っている子や保護者支援の必要な家庭が多いところでは、保育・教育内容の充実とともに「養護」の占める必要性が高いと思われます。そのためには、心身ともに健康を図っていくことのできる、専門性を有する養護教諭の配置が望まれると考えます。つくし保育園には養護教諭はおられるのか。もしおられないとすると、早急に養護教諭の配置が必要ではないかと考えます。

また最近、長時間にわたり防災無線放送で、つくし保育園の臨時職員の募集をされています。最初に言った保護者の就労実態に合わせた園児を預かろうとすると、職員の確保は大変だと思いますが、つくし保育園の職員の現況はどうなっているのか、そのことについてお尋ねいたします。以上です。よろしくお願いいたします。

〇議長(本田秀樹君) 住民福祉主監。

[住民福祉主監 杉本幸雄君登壇]

〇住民福祉主監(杉本幸雄君) 河村議員の「つくし保育園の現況と養護教諭、職員 の確保について」のご質問にお答えをしたいと思います。

9月1日現在、つくし保育園は園児 64 名が在籍しておりまして、年齢別内訳は、 5歳児 12名、4歳児 13名、3歳児 14名、2歳児 14名、1歳児8名、0歳児は3名 でございます。そのうち心身に何らかの障がいを有し個別支援を要する子どもが5名、 町要保護児童対策地域協議会への定期的な情報提供をしていて家庭支援を要する子ど もが8名で、児童福祉施設最低基準による保育士と障害児加配保育士・家庭支援推進 保育士を配置しております。

しかしながら、昨年7月から開始した一時預かり保育サービスにかかる担当嘱託保育士の雇用は、募集をしておりますが、応募者がほとんどなく、やむを得ず現在、副園長や家庭支援推進保育士が兼務をしております。

また、年度途中入所の園児も多く、その園児を受け入れることによりまして、児童 福祉施設最低基準の定数を上回ると、その時点で保育士が必要となりますが、年度途 中であることから短時間勤務の臨時職員や保育支援員を配し保育を進めております。

養護教諭については、厚労省の配置基準にはございません。なお、園児の緊急時対

応として、病院までのタクシー代を予算計上しております。

現在、つくし保育園では早朝7時30分から夕方7時までに長時間保育希望者が、全園児の半数以上を占めております。このように家庭で過ごすより保育園で生活する時間の方が長い多くの子どもにとりまして、心身両面からのケアが今後ますます必要となってまいります。また、園児の90%以上が核家族家庭にありますことから、フルタイムで働く保護者のニーズに応えていくため、さらに健康推進課等と連携を深めるとともに、夏休み期間等につきましては幼稚園の養護教諭の活用を図りたいと考えております。

また、湖東定住自立圏で取り組む病児・病後児保育事業が彦根市の藤野こどもクリニックで今月から実施されますので、8月20日発行の広報と9月7日発行の広報で周知することとしております。以上でございます。

〇議長(本田秀樹君) 教育長。

〔教育長 藤野智誠君登壇〕

〇教育長(藤野智誠君) 河村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今年度、教育委員会に報告があった町内のいじめの件数は5件です。その内容は、 暴言や仲間外し、上靴にピンを入れるなどでありました。各学校において個別指導や 学級指導、学年や全校への指導、保護者への連絡文書での事実の報告と協力の依頼、 さらに保護者懇談会の実施など、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした姿勢で 組織体制を組み、町教委も学校も指導にあたってきました。加害者がわからない事案 以外は、1学期に解決したと報告を受けています。

さらに、先ほどの答弁でも申しましたが、1学期末に各校が生活やいじめの実態調査を行いました。指導済みの内容が多かったのですが、必要に応じ個別指導や全体指導を行い、現在ほぼ解決に至っていると報告を受けています。

また、調査の中には「学校が楽しくない」と回答した子どもがどの学校にもいました。学習面、生活面、友だち関係などいろんな角度から分析し、その解決を図るとともに、どの子にとっても楽しい学校づくりに努めたいと考えています。

2点目の通報に関してですが、学校において虐待は通報の義務がございますが、いじめにおいては一般的にはございません。しかし、傷害事件や自殺の恐れがある内容などは当然通報し、警察など関係機関と連携し、組織的な対応を図らなければなりません。本町においても、校園長会等管理職会において文科省の『緊急対応の手引き』

や県の『生徒指導実践の手引き』、さらに各校で作成した『我が校のストップいじめアクションプラン』をもとに対応を確認し、早期発見・早期対応を組織的に行うことを指示するとともに、各校の実態について町教委への報告・連絡・相談を徹底するよう指導し、町教委と一体化して取り組んでいます。議員のおっしゃるとおり、暴力的ないじめがあれば警察をはじめ関係機関と連携し、指導の徹底を図りたいと考えております。

さらに、3点目の「本町の教育推進やいじめに対する考えをホームページに載せる』 等、貴重なご意見をありがとうございました。教育委員会・学校・家庭・地域の連携 強化のためにも、前向きに検討させていただきます。

次に、教育委員会の積極的な情報の開示についての質問ですが、町教育委員会之情報については、愛荘町のホームページで「教育と文化」のコーナーにおいて、新着情報、お知らせ、学校行事を掲載しており、教育委員会の会議内容については掲載しておりません。

県内各市町のホームページでの開示状況でございますが、市においては、2~3の市を除き委員名簿・議事録について掲載をしており、町については、6町とも委員名簿・議事録とも掲載していないのが現状であります。今後は、教育委員会の個人情報を除く会議情報を、この町としては開示する方向で教育委員会で協議してまいりたいと考えております。

- **〇議長(本田秀樹君)** 8番、河村善一君。
- **〇8番(河村善一君)** 再質問をいたします。町長にお尋ねしたいのが2点ございます。この内容に関連してでございます。

1つは、議員もそうですけど、教育委員会の会議録というのは、町長、見られたことがあるか。議事録はほとんど見てない。だから、公開されているのかどうかわかりませんけれども、インターネットで公開する必要がある。教育委員会で何を検討されて、何を話し合われているかというのは全然見えてこない。これはもっと開示して、教育委員会の透明性というのは出されていくべきではないか。だから、いじめ問題とかそういうような問題についても真剣に討議されているのだろうと思うのですけれども、そのことについて議員の何人かについても、今まで見たこともないということもございました。町長に、教育委員会の会議録などを見られたかどうかをひとつお尋ねします。

第2点、つくし保育園の養護教諭が配置されていないという問題は、大変な問題というか、朝の7時半から夜7時まで、0歳児といったら発言もできない。小学校あるいは幼稚園だったら、おなかが痛いとかいうことが言える。発言することはできますけれども、子どもさんたちは何も発言できない子どもさんがそこへ預かってもらっている。だから、家庭教育あるいは家庭の親が管理するというのは、私は非常に大切なんだと前提はあるのですけれども、そこへ預けざるを得ないという意味においては、私は町長の判断になろうかと思うから町長に聞くのですけれど、養護教諭の配置というか、それはぜひ検討材料として考えていただきたいという、この2点について町長に尋ねたいと思います。以上です。

〇議長(本田秀樹君) 町長。

〇町長(村西俊雄君) まず、「教育委員会の会議録を見たことがあるか」ですけれ ど、私はいまだかつて1回も会議録を見たことはございません。

それから、養護教員の保育所への配置問題、これは私どももこのご質問をいただい てからいろいろと内部で議論をいたしました。その結果は、答弁を主監の方からした とおりでありますけれども、「幼稚園にあって、保育所になぜないのか」といったとこ ら辺から議論を始めたのですけれども、幼稚園には文科省の基準によって置くことが 義務づけられていると。一方、保育所の方にはそれがない。いろいろと議論いたしま したところ、保育所でも子どもたちをたくさん預かって、小さい子もいて、怪我した り急に熱が出たり、いろいろあると思うのですけれども、要するにそういった事態に は職員が対応するのではなしに、即座にそれなりの専門機関に送ると、親にも連絡し て送るというのが、どうもやり方の1つのようでございます。まあまあ、そうは言う ものの、ここの答弁にありましたように、養護教員を幼稚園にそれぞれ配置していま すので、夏休み等については子どももいないし、片方は子どもがずっといる。そうい った同じ町の機関としてお互いが助け合うということも大事だし、教育委員会のよく 話し合いをしながら、養護教員の応援というのか、活用というのか、そういったこと も考えていかないといけないと思います。総合子ども園構想になれば、それこそ幼保 が一緒になるわけですから、そういうことも考えると、そういう対応をしていく必要 があるのかなというふうに今思っているところでございます。

〇議長(本田秀樹君) 8番、河村善一君。

〇8番(河村善一君) 教育委員会の会議録、私は彦根市のものを見てきました。過

去の会議で平成23年7月から24年もずっと載っている。臨時教育委員会の会議録も載っているわけです。ここ3か月、4月・5月・6月、13ページ・15ページ・12ページ、印刷して見ることができる。何を協議されているかという具体的に見ることができる。

やはり、教育委員会でもそうですけど、みんなに関心を持ってもらう、意見を言ってもらうということが必要だと私は思うのです。それこそが、いじめ問題をはじめとしてみんなに関心を持ってもらうことが大切なので、町長が持って来いと言われたら見せるのかわかりませんが、もっと教育委員会は町長部局に対して、議員に対してもそうですが、予算を審議するだけではなくて、もっと内容も検討してくださいと言うべきだと。町長あるいは町長部局に対しても、予算要求だけするだけで内容は言わない。そんな状態ではいけないと私は思うのです。問題解決しようと思って大津市の市長が積極的に前に出たから、あの問題に取り組もうとしていったわけですから、教育問題を総合的に、町長をはじめとして積極的に入っていただくべきだと私は思いますが、このことについて教育長に、町長に見せる気があるのかどうかお尋ねしたいと思います。

〇議長(本田秀樹君) 暫時休憩します。

休憩 午後4時26分 再開 午後4時26分

- **〇議長(本田秀樹君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。教育長。
- ○教育長(藤野智誠君) 先ほども答弁させていただきましたように、教育委員会の会議録については、ホームページに載せて開示をしていくということを申し上げました。当然、町長に見せないということではありません。町長部局と連携していろいろなことを進めていきたい、そのように思っています。以上です。
- **○議長(本田秀樹君)** これで一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を45分とさせていただきます。

休憩 午後4時27分 再開 午後4時45分

〇議長(本田秀樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

〇議長(本田秀樹君) 日程第4、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

町部局の報告を求めます。町長。

○町長(村西俊雄君) 人権擁護委員の推薦につきまして意見を求めたいと存じます。 愛荘町人権擁護委員 辻野逸司さんは、平成24年12月31日をもって2期目の 任期を満了することになります。改めて人権擁護委員に辻野逸司さんを、3期目に入 りますが、人権擁護委員法第6条3項の規定に基づき推薦をさせていただきたいので、 議会の意見を求めるものでございます。

住所は、愛知郡愛荘町川原766番地3、**辻**野逸司、生年月日 昭和25年7月9 日生まれの方でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長(本田秀樹君) お諮りします。本定例会に人事案件1件が提案されています。 人事案件については質疑・討論を省略しますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(本田秀樹君) 異議なしと認めます。よって、人事案件については質疑・討論を省略します。

ただいま説明がありました人権擁護委員の候補者として、**辻**野逸司氏を推薦することについて適任者であると認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(本田秀樹君) 異議なしと認めます。よって、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、辻野逸司氏は適任者であると町長に回答することに決定いたしました。

◎会議時間の延長

○議長(本田秀樹君) ここで、本日の会議は議事の都合によりあらかじめ延長を行います。

◎報告第10号の上程、報告

○議長(本田秀樹君) 日程第5、報告第10号 平成23年度愛荘町の財政健全化 判断比率等の報告についてを議題にします。 町部局の報告を求めます。総務主監。

○総務主監(福田俊男君) 報告第10号をご説明させていただきます。議案書の2 ページでございます。

平成23年度愛荘町の財政健全化判断比率および資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項ならびに同法第22条第1項の規定により、毎年度、前年度の決算における財政指標を算定して、監査委員の意見を付して議会に報告し、かつ公表しなければならないことになっておりまして、健全化判断比率および資金不足比率について、愛荘町監査委員の意見を付して報告させていただくものでございます。

まず、健全化判断比率の指標でありますが、実質赤字比率および連結実質赤字比率につきましては、収支が黒字決算となっていることから、数値には表れておりません。

実質公債費比率につきましては15.3%で、不足健全化基準より下回っております。 また、将来負担比率につきましては、標準財政規模に対して将来負担すべき自主的 な負債割合でございまして、地方債の発行抑制に努めるとともに、特別交付税や臨時 財政対策債および法人町民税の増、あるいは経費の節減によりまして基金積み立てに より、数字には表れておりません。

次に資金不足比率につきましては、下水道事業特別会計が該当しますが、資金不足額が生じておりませんので、数値には表れておりません。

いずれの指標も健全化基準以下でございます。以上のとおり報告とさせていただきます。

- ○議長(本田秀樹君) ここで、監査委員の意見を求めます。4番、髙橋正夫君。
- **〇4番(高橋正夫君)** 4番、髙橋正夫です。平成23年度の財政健全化審査意見書ということで、報告させていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項および第22条第1項の規定により、平成24年8月17日に提出のあった平成23年度財政健全化判断比率および資金不足比率を記載した書類が、適正に作成されているか審査しました。その結果は、適正に作成されているものと認めましたので報告いたします。

平成24年8月27日

愛荘町長 村西俊雄 様

以上です。

〇議長(本田秀樹君) これで報告第10号を終わります。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(本田秀樹君) 日程第6、議案第55号 やすらぎをおぼえる愛荘町の環境 保全条例の制定について議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監 杉本幸雄君登壇〕

〇住民福祉主監(杉本幸雄君) それでは、議案第55号 やすらぎをおぼえる愛荘 町の環境保全条例についてご説明申し上げたいと存じます。議案書3ページから19 ページでございます。説明資料の1ページ・2ページもご覧いただきたいと思います が、この説明資料のまず1ページをご覧いただきたいと思います。

やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例の制定理由でございますが、町総合計画の基本計画「第2章の3 環境の保全」の項目で、「環境保全のルールとなる環境基本条例と行動指針となる環境基本計画に基づき、住民、事業者、行政の協働のもとに良好な環境の保全と創造のための総合的な取り組みを進めます」と定めております。その環境基本計画の「第5章 重点プロジェクト」に「(仮称) 環境保全条例を制定すること」とされております。

こうしたことから、私たちは環境に与える負荷を減らすことで、健全な環境を回復させ、同時に持続的に発展することができる循環型社会をつくる必要があります。そのため、町、町民、事業者等がそれぞれの責務を明らかにして、互いに協力し合い、学び合い自ら参加して、愛荘町の美しく良好な環境の保全・創造に努め、また安心して暮らせる愛荘町を築くため、「やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例」を制定するものでございます。

議案書の方に戻っていただきまして、3ページは目次でございます。

4ページの「第1章 総則」でございますが、第1条として「目的」、第2条で「定義」をうたっております。そして、5ページに入りまして第2章の「町、町民、事業者、観光客等の基本的責務」の第3条で「町の基本的責務」、第4条で「町民の基本的

責務」、第5条で「事業者の基本的責務」、そして第6条で「観光客等の基本的責務」 を規定しております。

そして、6ページの第3章でございますが、「環境保全等における具体的責務」として、「第1節 生活環境」でございます。生活環境を保全するために、第7条で「町の責務」、第8条で「町民の責務」、第9条で「事業者の責務」を規定してございまして、次のページの「第2節 循環型社会」と8ページの「第3節 地球環境」、これらにつきましても第1節同様に「町の責務」「町民の責務」「事業者の責務」をそれぞれ規定をいたしてございます。

そして、9ページをご覧いただきたいと思いますが、「第4章 環境の美化および保全」、「第1節 美観の保持」ということで、第16条に「施策の推進および協力」、第17条で「公共の場所の美観の保持」、「第2節 空き地等の適正な管理」として第18条で「空き地等の適正管理」をうたっておりまして、19条で「勧告」、そして20条で「命令」を規定いたしております。

「第3節 不法投棄等の禁止」、第21条で「不法投棄等の禁止」、そして22条で「操作および通報」、23条で「勧告」、24条で「命令」、そして25条におきまして「土地所有者等の措置」を規定いたしております。

11 ページで「第4節 野焼き等の禁止」でございます。第26条「屋外における燃焼行為の制限」、27条で「停止等の勧告」、28条で「停止等の命令」を規定いたしております。

「第5節 動物の適正な飼養」、第29条「動物の適正な飼養」、そして30条で「犬の飼養」、31条で「猫の飼養」、32条で「勧告」、33条で「命令」、それと「第6節 生活環境を阻害する行為に関する措置」としまして、34条で「勧告」、そして「第5章産業廃棄物処理業等に関する届出等」ということで、35条で「届出」、13ページにまいりまして36条で「事故防止」、37条で「紛争の解決等」を規定しております。

「第6章 公害発生源に関する措置」、「第1節 公害発生源に関する規制」、だい 38条で「調査、監視等」、39条で「苦情処理体制の整備等」、そして 40条で「公害の 防止措置等」、「41条で「勧告」、42条で「命令」、43条で「措置の報告および有効保持」を規定いたしております。

第2節としまして「特定施設等の設置に関する届出等」、44条で「事前説明」、そして15ページの第45条で「届出」、46条「事故防止」、47条が「紛争の解決等」を規定

しております。

「第7章 埋立て等による土地の形質変更等に関する措置」としまして、48条で「指導基準」、49条で「土壌汚染等の防止」、そして50条で「埋立て等の届出」、そして51条で「土壌安全基準」そして52条で「計画の変更等の命令」、53条で「表示板の設置」、54条に「承継」を規定しておりますし、55条で「中止命令および現状回復命令」、そして56条で「埋立て等の中止または完了の届出および撤去の命令」を規定いたしております。

18 ページでございますが、「第8章 雑則」といたしまして、57条で「協定の締結」、58条で「協力要請」、59条で「報告の徴収」、60条で「立入調査」、61条で「違反事実の公表」、62条で「委任」をうたっております。

そして 19 ページでございますが、第9章で「罰則」を規定いたしております。63 条から 64 条・65 条・66 条・67 条と、それぞれの罰則を規定いたしております。

そして、付則といたしまして施行期日でございますが、この条例は平成25年4月 1日から施行するものでございます。第2号といたしまして、愛知川町生活環境保全 に関する条例等の廃止というきことで、暫定条例の廃止をうたっております。そして、 第3項で廃止に伴う経過措置をうたっております。

特に暫定条例と異なる点といたしまして、大きな点といたしましては第5章の産業廃棄物処理業に関する届出と、第7章の埋立て等による土地の形質変更等に関する措置、第6章の特定施設等の設置に関する届出等、これら暫定条例にないものを新たに規定しているものですし、罰則につきましては、暫定条例では10万円以下でございましたが、この条例におきましては100万円以下の罰金ということで規定をいたしております。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- **○議長(本田秀樹君)** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 8番、河村善一君。
- **〇8番(河村善一君)** 11ページ、野焼きのことについてお尋ねします。

第 26 条で「何人も、近隣に迷惑をかけるような、ばい煙、有毒ガスまたは悪臭を発生するおそれのあるものを、屋外において燃焼させてはならない。」、非常にとりかかり曖昧さが見受けられるというように考えるのです。具体的に、これは決めてからの話になるのですけど、解釈によっては、畑でとれたものを燃やしてもいいとか、これ

は当然、家庭消費のものについてはいけないということになろうかと思うのですけれ ど、そこら辺の具体的な例を示しながら指導するようにしてもらいたいと思うのです けど、そこら辺の考え、あるいはこれの周知徹底等についてはどのように考えられて いるか、お尋ねしておきたいと思います。

○環境対策課長(飯島滋夫君) 野焼きの禁止でございますけれども、ここにも書いておりますように、近隣に迷惑がかかるものについて野焼きの禁止ということでお願いしたいと思います。

先ほど申された草等ということもありますが、近隣には迷惑をかけないようにお願いをしたいと思いますし、周知の方法につきましては、一般質問でもお話しさせていただきましたように、ホームページなり町の広報で掲載させていただくのと、広報につきましてはシリーズ化をしたいなと思っております。それと、区長会で住民さんに町の方からまた区長さんの方に説明をさせていただいて、ご了承いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

- **〇議長(本田秀樹君)** 8番、河村善一君。
- ○8番 (河村善一君) 解釈によって非常にばらつきがあると困るので、だから具体的にこういうことはだめですよということをはっきりと、これから決められていくと私は思うのですけど、区長会でも徹底されていくかもわかりません。解釈によって、住民の一人ひとりに相違が生まれる解釈があると、収拾がつかなくなる部分が出てくるので、我々もこれはだめですよということが言えるのかどうかというようなところもありますので、そこら辺は当然、全部、環境対策課が対応してくださるのだったらいいのだけど、そこら辺については誰に報告して、誰がそれを通告することができるのかというようなところもお尋ねしておきたいと思います。
- ○環境対策課長(飯島滋夫君) 先ほども言いましたように、燃やしている場所にもよるかもわからないのですけれども、なかなか難しいところがありまして、今の質問に対して答えるのも難しいところがあります。規制の網もあるのかと言われますと、そうではないので、その点だけはご理解をお願いしたいと思いますし、だいたいうちの課の方に入ってくるのは、近隣の方から「野焼きをしているから何とかしてくれ」という通報なりがありますので、そうなりますと課としては放っておくわけにはいきませんので、その場所に行って、燃やしておられる方がおられたら注意をしてくるというようにしていますので。

- **〇議長(本田秀樹君)** 住民福祉主監。
- **○住民福祉主監(杉本幸雄君)** ただいまの野焼きの問題につきましては、廃掃法の方で禁止をされております、根本的に。ただし、農業の土壌改良等で草を燃やしたりとかいうようなことについては、苦情等がなければそれは例外規定となってございますので、根本は、基本的には野焼きはだめだということが前提でございます。
- **〇議長(本田秀樹君)** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(本田秀樹君) これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(本田秀樹君) 討論なしと認めます。

これより、議案第55号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(本田秀樹君) 全員賛成です。よって、議案第55号 やすらぎをおぼえる 愛荘町の環境保全条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(本田秀樹君) 日程第7、議案第56号 愛荘町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。管理主監。

〔管理主監 北川孝司君登壇〕

○管理主監(北川孝司君) 議案第56号 愛荘町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改する条例についてご説明させていただきます。この条例につきましては、別冊の説明資料の3ページ以降をご覧いただきたいと思います。

改正の理由といたしましては、条例の趣旨のとおり、第2次世界大戦以前は村中・大字・大字中・字中などの表示で土地等の登記がされていましたが、GHQの命令で町内会等を解散されたことにより登記ができなくなりました。そこで、平成3年の地方自治法の改正により、認可地縁団体については登記が可能となったことから、戦前からの登記を一旦町名義とし、その後に認可地縁団体に譲与できるようにするもので

あります。

また、公用、公共用または公益事業のため町に財産の提供その他特に協力のあった ものに、当該の用途を廃止した場合、普通財産を減額譲渡することができるようにす るため、所要の整備を行うことから条例の一部を改正するものでございます。

議案書の20ページをご覧いただきたいと思います。

愛荘町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を次のように改正するということで、第3条第5項中「譲渡」を「譲与」に改めるものでございます。

第3条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加えるものでございます。「(5)昭和20年勅令第542号ポツダム宣言の受託に伴い発する命令に関する件に基づく町内会部落会又はその連合会等に関する開さん、就職禁止その他の更衣の制限に関する政令第2条第2項の規定により本町に帰属した財産のうち当該政令の施行前から引き続き町内会部落会またはその連合会等が管理しているものを当該町内会等(地方自治法第260条の2第1項の規定による認可を受けたものに限る。)に譲渡するとき。」を加えるものでございます。

第3条に次の1号を加えるものでございます。「(7)公用もしくは公共用または公益事業のため、町に財産の提供その他特に協力のあった者に当該の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を譲渡するとき。」を加えるものでございます。

付則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。 以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- **〇議長(本田秀樹君)** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
 - 〔「なし」の声あり〕
- **〇議長(本田秀樹君)** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「「なし」の声あり〕

○議長(本田秀樹君) これより、議案第56号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(本田秀樹君) 全員賛成です。よって、議案第56号 愛荘町財産の交換、 譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改する条例については、原案のとおり可決さ

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(本田秀樹君) 日程第8、議案第57号 愛荘町防災会議条例の一部を改正 する条例についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 福田俊男君登壇〕

○総務主監(福田俊男君) それでは、議案第57号 愛荘町防災会議条例の一部を 改正する条例について、ご説明させていただきます。議案書21ページ、別冊資料の5 ページ以降でございます。

改正の要点といたしましては、災害対策基本法の一部を改正する法律が本年6月2 7日に公布・施行されまして、国・地方公共団体の防災会議と災害対策本部の役割が 見直しをされました。防災会議は、防災計画を作成するほか、非常災害に対して緊急 措置に関する計画作成や実施が所掌事務とされておりましたが、被災者の救助や支援 など災害応急対策は災害対策本部において行ってきたところでございます。

このため、機動性が求められる災害応急対策は災害対策本部に一元化することが効果的であることから、この両者の役割分担を明確化し、災害応急対策のための方針の作成、本部長から関係機関への協力要請等を災害対策本部の規定に設ける一方で、地方公共団体の防災会議については、これまで規定がございませんでしたが、地方公共団体の長の諮問に応じて、防災に関する重要事項を審議すること等を所掌事務に追加をし、あわせて多様な主体の参画を募るため学識経験者等を委員に選任できることとさせていただきます。

また、本年10月1日より愛知郡広域行政組合消防本部と東近江行政組合消防本部 の合併に伴いまして、消防本部の名称の変更を行うなど、所要の整備をするため条例 の一部を改正するものでございます。

21ページの議案書でございますが、第2条第2号を次のように改めるということで、

(2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同条第4条とし、第2号の 次に次の1号を加えるものでございます。(3)前号に規定する重要事項に関し、町長 に意見を述べること。」 第3条第5項を次のように改めるということで、「5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。」ということで、従来、第1号から第9号委員につきましては、呼称を「関係団体」としておりましたものを、「規定する委員」としたことから、新たに第10号として「自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから町長が任命する者」を追加。第3条第6項中野「前校第9号」を「前項第9号および第10号」に改めるものでございます。

付則といたしまして、この条例は、平成24年10月1日から施行するものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

〇議長(本田秀樹君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(本田秀樹君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(本田秀樹君) 討論なしと認めます。

これより、議案第57号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の 諸君の挙手を求めます。

[替成者举手]

〇議長(本田秀樹君) 全員賛成です。よって、議案第57号 愛荘町防災会議条例 の一部を改正する条例については、原案のとおり可決に決されました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(本田秀樹君) 日程第9、議案第58号 愛荘町災害対策本部条例の一部を 改正する条例についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 福田俊男君登壇〕

○総務主監(福田俊男君) 議案第58号 愛荘町災害対策本部条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。議案書の23ページ、別冊説明資料につきましては8ページでございます。

改正の理由といたしましては、先ほど申し上げました災害対策基本法の一部を改正 する法律が本年6月27日に公布・施行されまして、災害対策本部に関し必要な事項 は条例で定めることとされましたことから、条例の改正をするものでございます。

議案書に戻っていただきまて、第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」 に改めるものでございます。

付則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。よろ しくご審議のほどお願い申し上げます。

〇議長(本田秀樹君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(本田秀樹君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(本田秀樹君) 討論なしと認めます。

これより、議案第58号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(本田秀樹君) 全員賛成です。よって、議案第58号 愛荘町災害対策本部 条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(本田秀樹君) 日程第10、議案第59号 湖東広域衛生管理組合規約の変更についてを一括議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

[住民福祉主監 杉本幸雄君登壇]

〇住民福祉主監(杉本幸雄君) 議案第59号 湖東広域衛生管理組合規約の変更に ついてをご説明申し上げたいと存じます。議案書24ページてございます。

湖東広域衛生管理組合規約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、障がい児支援の強化を図るため児童福祉法が一部改正されたことに伴い湖東広域衛生管理組合の規約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございまして、説明資料の10ページをご覧いただきたいと存じます。

児童福祉法の一部を改正する法律が24年4月1日施行されまして、障がい児支援

の強化を図るために、障害者自立支援法による「児童デイサービス事業」が「障害児 通所支援」として児童福祉法に移行されたことによりまして、関係する規約の一部を 改正するものでございます。

変更する規約の要旨でございますが、別表中の「(2)心身障害児通園事業に関する事務を「(2)障害児通所支援に関する事務に改めるものでございます。

なお、施行期日は平成25年4月1日でございます。これにつきましては、みなし 規定が1年間あるということから、施行期日も来年4月とするものでございます。

以上、よろしくご審議をお願い申し上げます。

〇議長(本田秀樹君) これより、議案第59号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(本田秀樹君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(本田秀樹君) 討論なしと認めます。

これより、議案第59号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の 諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(本田秀樹君) 全員賛成です。よって、議案第59号 湖東広域衛生管理組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(本田秀樹君) 日程第11、議案第60号 損害賠償の額を定めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 福田俊男君登壇〕

〇総務主監(福田俊男君) 議案第60号をご説明させていただきます。

損害賠償の額を定めることについて。損害を次のとおり賠償することについて、地 方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決をお願いするものでござい ます。

- 1. 相手方につきましては、滋賀県愛知郡愛荘町安孫子367番地1 安孫子神社 氏子総代 村西昭一。
- 2. 事故の概要でございますが、平成24年6月1日午後0時30分ごろ、家庭訪問をした職員が業務を終え訪問先に駐車をしておりました公用車を更新した際、後方への確認が不十分であったため、訪問先の敷地前にある安孫子神社の灯篭に公用車右後部を接触し、灯篭を破損させたものでございます。
- 3. 損害賠償額につきましては、15 万 3,300 円でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
- **○議長(本田秀樹君)** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。9番、西澤 久仁雄君。
- **〇9番(西沢久仁雄君)** 9番、西澤久仁雄です。この損害賠償の額ということではなくて、町職員の教育の問題についてお伺いいたします。

例規集1には、愛荘町職員安全管理ということで、交通事故あるいは法規等々、例 規集に載ってあるのです。毎年遵守をされておられるのか。

と言いますのは、私もここに主監もおられますけれども、沓掛の交差点で公用車を 運転していた。私はたまたま後ろについていた。方向指示器をつけないで出発して、 方向指示器は1回ついただけだった。後ろを追いかけていって注意しました。

そこの交番の前に停止線があります。この前にも職員さんが出てきて、停止線で止まらずに徐行してそのまま出るという職員さんを見かけました。そういうことが多々ある。こういう職員さんの気持ちが張ってないということで事故が起きる場合もあります。そういう指導を年に1回やるということが書いていますので、そういうことをされておられるのか。今後やはり各職員さん全員にそういう自覚を持っていただきたい。補償問題はいいけど、そういうことを要望しておきますが、今後どういうふうにされますか、お聞きします。

- 〇議長(本田秀樹君) 総務主監。
- **〇総務主監(福田俊男君)** お答えしたいと思います。

職員の私用車あるいはまた公務中の公用車の運転中の事故等について、たびたびご 迷惑をかけておりまして、お詫び申し上げたいと思います。従来からこれらの事案に つきましては、一定総務課の方にも報告いただき、公用車につきましては管理の課で ございますので、車を所管している担当課にも事故の概要の報告をいただいて、損害 賠償で保険を対応しているところがある、そういう形でお願いしているところでございます。

ご指摘のように、職員に対する安全指導なり意識の徹底ということでございますが、 紀律につきましては機会あるごとに注意を喚起いたしておりまして、その中で交通ル ール、あるいはまた法規の遵守につきましても文書通達を年末、あるいは夏場の時期 とか、そういう時点にそれぞれ機会をとらまえて文書通達もさせていただいていると ころでございます。

あわせて、事故等を起こした者については、一定の期間まとめて安全運転の講習会等を警察署さん等にもご協力いただいて開催をさせていただいている状況でございます。ご指摘のように、年1回の安全運転管理者等からの安全運転の教習でございますが、職員の全体研修の中で安全運転についての研修の一環として取り組みをさせていただいて喚起を促しているというところでございまして、引き続き一定の期間の事故等の対応につきましては、個人の私用車含めて講習会等も現在も考えさせていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長(本田秀樹君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(本田秀樹君) これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(本田秀樹君) 討論なしと認めます。

これより、議案第60号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(本田秀樹君) 全員賛成です。よって、議案第60号 損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(本田秀樹君) 日程第12、議案第61号 損害賠償の額を定めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

[総務主監 福田俊男君登壇]

〇総務主監(福田俊男君) 議案書 27 ページの議第61号をご説明させていただきます。

損害賠償の額を定めることについて。損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

- 1. 相手方につきましては、記載のとおりでございます。
- 2. 事故の概要につきましては、平成24年3月28日午後1時ごろ、愛知中学校 サッカー部員が練習試合に自転車で遠征した際、東近江市金屋町二丁目6-25地先 の県道彦根八日市甲西線歩道において、老人車を押している歩行者に後方から追突し 負傷させ治療を要したものでございます。
- 3. 損害賠償額につきましては、22 万 6,600 円でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
- **〇議長(本田秀樹君)** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(本田秀樹君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(本田秀樹君) 討論なしと認めます。

これより、議案第61号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の 諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(本田秀樹君) 全員賛成です。よって、議案第61号 損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(本田秀樹君) 日程第13、議案第62号 町道の路線の認定につき議決を 求めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

〔農林建設主監 山田清孝君登壇〕

〇農林建設主監(山田清孝君) 議案第62号 町道の路線の認定につき議決を求めることについて、ご説明をさせていただきます。議案書28ページ、説明資料は12ページからでございます。

次の路線を町道の路線に認定することにつき、道路法第8条第2項の規定に基づき 議会の議決を求めるものでございます。今回お願いするものにつきましては、新規認 定として29路線をお願いするものでございます。

HとEとがあるわけでございますが、Hにつきましては12路線、Eにつきましては17路線、Hは秦荘地域、Eは愛知川地域でございます。

まず、H195 斧磨野畑線につきましては、国道 307 号の整備に伴い町道として整備を行っていくものでございます。

以下、H196からのEの17路線につきましては、分譲宅地の造成により整備された 開発道路を町道として認定するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいた します。

〇議長(本田秀樹君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(本田秀樹君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(本田秀樹君) 討論なしと認めます。

これより、議案第62号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の 諸君の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長(本田秀樹君) 全員賛成です。よって、議案第62号 町道の路線の認定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(本田秀樹君) 日程第14、議案第63号
 平成24年度愛荘町一般会計補

 正予算(第4号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 福田俊男君登壇〕

○総務主監(福田俊男君) 議案書の 31 ページをお開きいただきたいと思います。 議案第63号 平成24年度愛荘町一般会計補正予算(第4号)を説明させていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,821万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億9,124万7,000円にするものでございます。

第2条、地方債の変更は第2表 地方債補正によるということで、35ページをお願いいたします。

第2表 地方債の補正でございますが、事業債の組み替えにより記載限度額を公共 事業等債1,050万円、臨時地方道整備事業債を1,050万円減の1億4,660万円に変更 いたしております。起債の方法・利率・償還の方法には変更ございません。

それでは、事項別明細の37ページで説明させていただきます。各科目の補正額および主な内容をご説明させていただきたいと思います。

まず、37ページの歳入でございますが、使用料及び手数料教育使用料につきまして は、本年9月より幼稚園園児通園バスの運行に伴い、幼稚園バス使用98万7,000円の 追加、国庫支出金民生費国庫負担金につきましては、舗装具費の増加による障害者自 立支援給付費負担金 140 万円の追加、民生費国庫補助金障害福祉費補助金につきまし ては、巡回支援専門員整備事業が補助対象とされたことによりまして、在宅心身障害 児(者)福祉対策費補助金85万円の追加、県支出金民生費県負担金につきましても、 舗装具費の増加により障害者自立支援給付費負担金70万円の追加、民生費県補助金の 社会福祉費補助金につきましては、高齢者や障がい者(児)などに社会とのつながり や日常的な支え活動として、しが地域支え合いづくり促進事業費補助金 | 493万6,000 円の追加、児童福祉費補助金につきましても、安心子ども基金活用よります児童虐待 防止対策緊急強化事業補助金54万5,000円の追加、労働費県補助金の雇用対策費補助 金につきましても、事業追加により緊急雇用創出特別推進事業補助金 480 万 1,000 円 の追加、農林水産業費県補助金の農業振興費補助金につきましては、取り組み件数・ 面積の増加によりまして環境保全型農業直接支払対策補助金12万2,000円ならびに学 校給食野菜供給拡大事業費補助金7万3,000円の追加、林業費補助金につきましては、 協定対象面積の拡大および実施要綱の改正などによりまして、森林整備地活動支援交 付金 103 万 3,000 円の追加でございます。

39ページに移りまして、総務費委託金につきましては、交付額内示によります土地

利用規制等対策費交付金3,000円の追加、繰入金介護保険事業特別会計繰入金につきましては、前年度決算に伴います繰戻金9万7,000円の追加、繰越金につきましては、財源調整として前年度繰越金1,319万5,000円の追加、諸収入雑入の総務費雑入の全国町村総合賠償補償保険金につきましては、今ほどの議案の中学校部活動中の身体事故にかかります保険金22万6,000円、公用車物損事故によります町有自動車損害共済保険金15万3,000円の追加、コミュニティ助成事業助成金につきましては、宝くじ助成事業の採択決定によりまして210万円を減額、その他雑入につきましては、いわゆる談合事件にかかります損害賠償請求事件の和解判決により入金などございました損害賠償金から素表費用など諸経費の戻し入れによりまして1,072万1,000円の追加、過年度収入につきましては、平成23年度分地域ぐるみ子ども読書活動推進事業委託金47万5,000円の追加、町債につきましては、事業債の組み替えによりまして総務費の公共事業等債1,050万円の追加、土木債の臨時地方道整備事業債1,050万円の減額でございます。

次のページに移りまして、歳出でございますが、総務費の一般管理費につきまして は職員懲戒審査委員会委員報酬1万4,000円の追加、職員手当につきましては新規認 定に伴います扶養手当5万2,000円および児童手当9万円の追加、報償費につきまし ては、委員任期によります交代に伴います公正・透明な入札確保委員会委員謝礼1万 円、いわゆる談合事件の損害買収請求事件住民訴訟にかかります原告勝訴弁護士報酬 といたしまして 655 万 8,000 円の追加、委託料につきましては職員懲戒免職処分取消 事件ならびに談合事件・損害賠償事件確定にかかります弁護士委託料309万1,000円 の追加、備品購入費につきましては、電子レジスター3台分の48万4,000円の追加、 総合賠償補償金につきましては、先ほどの議案第61号の中学校部活動中における歩 行者との接触事故による医療費などの賠償金22万7,000円の追加、財産管理費につき ましても、先ほどの議案第60号の公用車物損事故にかかります相手方への損害賠償 金15万4,000円の追加、企画費につきましては、社会貢献広報支援改定によります印 刷製本費 10 万 1,000 円の追加、負補交につきましては、宝くじ助成事業採択決定によ りますコミュニティ助成事業補助金 210 万円の減額、企業立地優遇助成金につきまし ては、工場等設置促進奨励金にかかります償却資産税額の減少などによりまして 197 万3,000円の減、地域安全対策費につきましては、危険箇所への飛び出し人形や注意 勧告プレート等の購入費用30万円の追加でございます。

民生費の社会福祉総務費につきましては、新規認定に伴います住居手当24万3,000 円の追加、報償費につきましては高齢者や障がい者などに社会とのつながりや日常的 な支え活動など、地域支え合い事業促進事業にかかります地域支援会議講師謝礼 10 万円および委員14名分の謝礼7万円、需用費の消耗品・食糧費合わせて7,000円、通 信運搬費3,000円のほか、備品購入費といたしまして災害時要援護者台帳整備システ ム導入経費といたしまして475万7,000円の追加、社会福祉施設費につきましては、 川久保地域総合センタープロジェクターの老朽化に伴います備品購入14万7,000円の 追加、人権施策推進費につきましては、(仮称)愛荘町人権施策基本計画策定にかかり ますワーキンググループの設置にかかる委員報酬8万4,000円の追加、障害福祉費に つきましては、本年10月から障害者虐待防止法の施行に伴い障害者虐待防止ネット ワーク協議会の設置および事案対応ケース会議等の委員謝礼4万9,000円の追加、扶 助費につきましては、舗装具の新規給付・修理件数の増加によりまして 280 万円の追 加、福祉センター費につきましては、7月6日に発生いたしました落雷によりまして、 ラポール秦荘センターの非常用自家発電設備ならびにいきがいセンターの内側の自動 扉ドアの修繕料 125 万 6,000 円、備品購入費につきましては、けんこうプールの入館 システムの経年劣化によりますシステム更新費63万円の追加、介護保険費につきまし ては、地域密着型サービス運営委員会の臨時開催によります委員報酬と認定調査員の 臨時職員1名の賃金などによります介護保険事業特別会計繰出金133万3,000円の追 加でございます。

43ページに移っていただきまして、児童福祉総務費につきましては、家庭相談業務システム用のパソコンの増設に伴います備品購入費54万6,000円の追加、衛生費保健衛生総務費につきましては、巡回支援専門員整備事業が国庫補助対象とされましたことによります財源更正、環境衛生費につきましては、住宅用太陽光発電システム補助金の交付件数の増加に伴いまして40件分・480万円の追加、労働費失業対策費につきましては、緊急雇用創出推進事業によります行政許認可事務データベース化業務委託料480万1,000円の追加、農林水産業費農業総務費につきしましては、新規認定に伴います住居手当および通勤手当合わせて19万8,000円の追加、農業振興費につきましては、環境保全型農業直接支払対策事業にかかります消耗品費6万2,000円、通信運搬費6万円の追加、負補交の世代をつなぐ農村まるごと保全地域協議会負担金につきましては、老朽化が進みます農業用排水路等の長寿命化のために今回、松尾寺南・元

町・東円堂が取り組みをされます補修活動など、協働によります防除対策にかかります地域協議会負担分の向上活動支援交付金 238 万 9,000 円、および食育農への推進や生産供給の拡大によります取り組み面積の増加に伴います学校給食野菜供給拡大事業費補助金 7 万 3,000 円の追加でございます。

次のページの林業振興費の負補交につきましては、鳥獣被害防止対策特別措置法に基づいて設置をされました鳥獣被害対策にかかります猟友会の活動補助金 26 万円の追加、森林整備地域活動支援交付金につきましては、生産森林組合等の活動などの協定対象面積の拡大と交付単価の改正によりまして137万7,000円の追加、商工費の消防総務費につきましては、新規認定に伴います住居手当14万7,000円の追加、観光費につきましては、旧近江銀行周辺用地交渉、あるいは視察研修などに伴います旅費10万円、役務費につきましては湖東三山スマートインターチェンジ周辺地域活性化施設整備事業に伴います開発許可申請手数料18万円、委託料につきましては、滋賀県立大学の地域づくり教育研究センターの地域づくりに関する研究を支援する近江楽座に(仮称)愛知川宿まちづくり学校のプロジェクト委託料100万円の追加、工事請負費につきましては近江鉄道愛知川駅構内にレンタサイクル自転車の保管庫設置にかかります基礎工事の変更によりまして26万9,000円の追加でございます。

土木費の土地利用規制等対策費につきましては、実績による交付額内示に伴います 旅費・消耗品費合わせて 3,000 円の追加、下水道費につきましては推薦化促進補助金 交付に伴います下水道事業特別会計繰出金 20 万円の追加、小集落地区改良事業費につきましては、長塚改良住宅の不動産鑑定手数料 38 万 1,000 円、譲渡にかかります登記 手数料 18 万 9,000 円の追加、47 ページに移りまして消防費の非常備消防費につきましては、本年 1 0 月 1 日より東近江行政組合への合併に伴います東近江消防団長連絡協議会負担金 6 万 3,000 円の追加、教育費教育振興費の委託料につきましては、町立 幼稚園・小学校に現在防犯カメラを設置いたしておりますが、施設全域を監視できないというような状況から、児童・生徒の安全確保のため設備整備に向けた防犯カメラ 現地調査委託料 10 万 5,000 円の追加、備品購入費につきましては、現在、秦荘西小学校に在籍中の肢体不自由児童が平成 2 5 年度に秦荘中学校に入学予定でございますが、特別棟にはエレベータ設備がないことから、電動の階段昇降車購入費 162 万 8,000 円の追加、中学校費の学校管理費につきましては、届出変更によります秦荘中学校嘱託・臨時講師 3 名の通勤手当 34 万 8,000 円の追加、教育振興費につきましても、秦荘中学

校特別支援教育支援員2名の通勤手当2万9,000円の追加、幼稚園費につきましては、新規認定に伴います住居手当21万6,000円の追加、負補交につきましては愛知川幼稚園、各種研究会参加負担金9,000円の追加、社会教育費の文化財保護費につきましては、金剛輪寺明寺院庭園の史跡等、登録文化財歴史の道の保存整備事業におきまして新たな修理・整備箇所が生じましたことから、事業計画の変更によります事業費の増に伴います国指定文化財保存修理補助金30万円の追加でございます。

49 ページにつきましては、特別職の補正予算、給与明細書でございまして、比較欄の報酬 9 万 8,000 円の増につきましては、職員懲戒審査委員会および人権尊重のまちづくり審議会の開催によるものでございます。

50 ページにつきましては一般職の補正予算の給与費明細書を記載させていただいておりまして、下段には給料および職員手当の増減額の明細でございまして、支給対象職員の新規認定等に伴います職員手当の増でございます。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- ○議長(本田秀樹君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。15番、辰□ 保君。
- ○15番(辰己 保君) 15番、辰己。46ページの小集落改良事業費について、愛荘町における改良住宅の譲渡、長塚をもって終了となるのかどうか、まず1つ。それと、改良住宅の譲渡は行うべきであるという考えなので、ただ、譲渡における計画ですね。要するに、使用料そのものが滞納されているのかどうかとか、そういう条件クリアがあるかどうか。そして、譲渡における返済方法というか、譲渡における譲渡金の支払い状況はどういう計画をされているのか、そうしたことに対しての答弁を求めます。
- **〇議長(本田秀樹君)** 暫時休憩します。

休憩 午後5時49分 再開 午後5時49分

- **〇議長(本田秀樹君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。住民福祉主監。
- **○住民福祉主監(杉本幸雄君)** ただいまの改良住宅の譲渡の関係でございますが、 まず愛荘町3地区の中で最後ということで、これで譲渡がされればすべて完了という ことになります。

そして、滞納等がないのかということでありますが、滞納はございません。

そして、あとの支払い方法、譲渡計画の関係ですが、1人については延納という方法がございますので、それをしていく必要があります。もう1人については一括という状況でございます。以上でございます。

〇議長(本田秀樹君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(本田秀樹君) これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(本田秀樹君) 討論なしと認めます。

これより、議案第63号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の 諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(本田秀樹君) 全員賛成です。よって、議案第63号 平成24年度愛荘町 一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(本田秀樹君) 日程第15、議案第64号 平成24年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

[住民福祉主監 杉本幸雄君登壇]

○住民福祉主監(杉本幸雄君) 議案第64号 平成24年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)をご説明申し上げます。議案書51ページをご覧ください。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,372万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,632万7,000円とするものでございます。今回の補正は、23年度決算に伴います介護給付費等の国・県支払基金での返還金と、嘱託認定調査員1名増員にかかります経費の追加が主なものでございます。

それでは、事項別明細書54ページをご覧ください。歳入でございます。

まず、繰入金の一般会計繰入金は、条例制定による指定地域密着型サービス運営委員会開催および嘱託の認定調査員1名増による133万円の追加、基金繰入金は、前年度繰越金確定により12万5,000円減額、繰越金は、確定により1,252万2,000円増額

するものでございます。

55ページをご覧ください。歳出でございますが、総務費の総務管理費につきましては、指定地域密着型サービス事業の人員・設備および運営等に関する基準の条例制定を12月議会に上程する予定でございまして、条例案に意見をいただくため地域密着型サービス運営委員会を臨時開催するため、委員報酬16名の1回分、11万2,000円追加でございます。そして、認定審査会費は4月から正規職員減の中で新規認定・更新申請が増加しているために、嘱託の認定調査員を1名増員するため賃金121万8,000円の追加でございます。

諸支出金の償還金及び還付加算金は、第1号被保険者の特別徴収分保険料の還付金 として21万9,000円を追加するものでございます。

56 ページでございますが、第3目諸支出金は、23年度の精算によりまして介護給付費ならびに地域支援事業の国庫・県費支払支払基金をそれぞれ返還するため、1,151万4,000円追加するものです。

介護給付費準備基金積立金は、23年度の第1号被保険者保険料滞納繰越分と前年 度基金超過繰入分合わせて56万7,000円を追加するものです。

繰出金の他会計繰出金は、前年度決算に伴います町負担金超過分を一般会計へ返還するため9万7,000円追加するものでございます。

58ページの関係ですが、補正予算の給与費明細書でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(本田秀樹君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

「「なし」の声あり〕

○議長(本田秀樹君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(本田秀樹君) 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸 君の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長(本田秀樹君) 全員賛成です。よって、議案第64号 平成24年度愛荘町 介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(本田秀樹君) 日程第16、議案第65号 平成24年度愛荘町下水道事業 特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

〔農林建設主監 山田清孝君登壇〕

〇農林建設主監(山田清孝君) それでは、議案第65号 平成24年度愛荘町下水 道事業特別会計補正予算(第2号)を説明させてもらいます。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億540万円とするものでございます。

事項別明細書62ページで説明をさせていただきます。

歳入につきましては、一般会計繰入金20万円でございます。歳出につきましては、 総務費の維持管理費ということで、負担金補助及び交付金で水洗化促進補助金20万円 を支出するものでございます。

この水洗化促進補助金につきましては、愛知川町・秦荘町合併協議会事務細部調整におきまして、山川原の小集落地区改良事業が未完了の部分がございましたので、その対象者がこの事業に、できるようになった時にはその分についても補助をしていくということで調整がなされておる分で、今回長野1号の町道が認定されたことから、事業が推進になりましたので、今回工事にあたっての水洗化補助金を支出するものでございます。以上、よろしくお願いいたします。

- ○議長(本田秀樹君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。15番、辰己 保君。
- **〇15番(辰己 保君)** 15番、辰己。水洗化促進補助金、基本的というか、原則的には水洗化補助金の適用はないという解釈でいいはずだと思うのです。今説明のとおり、合併協議の中で、事業の進捗状況がその弊害において取り残されているということでの適用という説明だろうと思う。

では、そうした適用すべき事案がまだあるのか、ないのか。3年以内に水洗化、この水洗化補助金についてなぜこれを改めて問うかと言えば、私時間が山川原地区で3年以内に水洗化補助金を受けるという前提でこの補助制度が進められていった中で、3年を超えた人には適用されてない事例が確か1件起こった。その時に、そうした問

題に差異がないのかどうか、確認した覚えがあります。ですから、長年そうした弊害があって進められなかった、実行できなかったことは勘案するけれども、そうした事案がまだ起こり得るのかどうか。あくまでも水洗化は3年以内という規定を原則とされていますので、そこでの説明を改めて求めておきます。

〇議長(本田秀樹君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後5時59分 再開 午後6時00分

- **〇議長(本田秀樹君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。住民福祉主監。
- **〇住民福祉主監(杉本幸雄君)** ただいまのご質問でございますが、水洗化促進補助金、確かに辰己議員のおっしゃったとおり、基本的に供用開始から3年以内に下水道に接続される場合に補助をするというのが補助要綱の基本でございました。

ところが、今回のこの1件に関しましては、本人の原因ではなくて、その方が結局、 第3者の理由によって動くに動けなかったというようなことがございまして、この方 については合併以前から動ける段階で補助をつけなければならないという判断がその 時点でもされておりましたので、この件に限って出させていただくということで、今 後の予定はございません。

〇議長(本田秀樹君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(本田秀樹君) これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「「なし」の声あり〕

○議長(本田秀樹君) 討論なしと認めます。

これより議案第65号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸 君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(本田秀樹君) 全員賛成です。よって、議案第65号 平成24年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎議案第66号~議案第72号の上程、説明、質疑、決算特別委員会付託

〇議長(本田秀樹君) 日程第17、議案第66号 平成23年度愛荘町一般会計歳

入歳出決算の認定を求めることについてから、日程第23、議案第72号 平成23 年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてまでを一括 議題とします。なお、決算説明については自席からの説明を求めるものとします。

本案について提案理由の説明を求めます。会計管理者。

〇会計管理者(西川都々子君) それでは、平成23年度の愛荘町一般会計歳入歳出 決算ならびに6特別会計歳入歳出決算について説明をさせていただきます。ただいま 議長の方から申されましたように、自席からの発言をさせていただきますので、よろ しくお願いします。座らせていただきます。

平成23年度における日本の経済状況につきましては、東日本大震災の影響により 依然と厳しい状況にある中で、各種の政策効果などを背景に緩やかな回復の動きがみ られるようになってきました。しかし、電力供給の制約や原子力災害の影響、さらに デフレの影響や雇用情勢の悪化懸念が依然残っているなど、今後も不安定な経済状況 が続くものと予測されるところでございます。

本町におきましても、地域経済や雇用環境について大変厳しい状況にあり、合併から6年が経過し、愛荘町総合計画の見直しを行う中で、財政の健全化を一層図りながら、一方で町民サービスを低下させないことはもちろんのこと、必要な行政課題にも積極的に対応したところであります。

主な事業につきましては、給食センター建設事業、多目的グラウンド新設整備事業 (中央スポーツ公園)、それから第2期秦荘東小学校大規模改造事業、秦荘西小学校厨 房室改修事業等、ほか平成24年1月からはコンビニ交付の種類に戸籍証明書・戸籍 の附表の写しの交付ができるように拡大を図りました。

また、今年度も地域の雇用情勢が厳しい中で、離職した失業者等の雇用機会を創出するために緊急雇用創出事業補助金等を活用し、雇用の創出を図ることができました、

また、繰越明許事業では、国庫補助金を活用し住基カードと図書貸出カードとが一体化利用できるようにシステムの構築を行い、町内小中学校の学校図書システムについても更新・導入を図ったところでございます。

それでは、今議会に提出の平成23年度愛荘町における各会計の決算認定に関する 議案につきましてご説明申し上げます。

上程しています議案第66号 平成23年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定についてほか議案第67号から議案第72号にわたる特別会計決算認定議案につきまし

て、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定に付さなければならないことになってございます。また、決算につきましては、この後、決算特別委員会および各常任委員会に付託・審議されることになっています。したがいまして、私の方からは全体の決算状況の概要を主に説明をさせていただきます。議案別冊の水色の用紙でございますが、各会計歳入歳入歳出決算書に沿って述べさせていただきます。

議案第66号 愛荘町一般会計歳入歳出決算についてでございますが、まず、決算書の2ページから5ページでございます。事項別明細書につきましては10ページから53ページでございますが、主なものについて申し上げます。

一般会計歳入決算額、収入済額の合計は104億4,884万6,703円で、前年度対比7億5,542万円の増、率にして7.8%の増加となりました。

款1町税でありますが、全体で31億1,481万6,509円、前年度に比べ9,257万8,000円の増、率にして3.1%の増となりました。法人町民税は景気低迷の中、企業の経営努力により増加し、5.3%の増、個人住民税は納税義務者の増加や所得の増加により前年対比2.3%増、固定資産税・軽自動車税は微増、たばこ税は税率等の引上げが影響し、前年対比17.4%の増加となりました。

款 9 地方交付税でございますが、25 億 1,851 万 1,000 円を収入しており、国において総枠 0.5 兆円の増額確保があったことなどを背景に、前年度に比べ 1 億 6,080 万 7,000 円の増、率にして 6.8%の増となっております。

款 1 3 国庫支出におきましては、9 億 6, 797 万 2, 952 円を収入し、前年度より 7, 635 万 8, 000 円の減、7. 3%の減となっております。これは、国の経済対策による地域活性 化交付金等が縮小されたことによるものでございます。

款14県支出金でございますが、6億8,860万5,237円を収入し、前年度に比べ9,081万7,000円の増加、率にして15.2%の増になっており、これは緊急雇用創出特別推進事業補助金の増加や子宮頸がんがん予防ワクチン接種促進事業の創設による増加、また地域グリーンニューディール基金補助事業の新設等によるものでございます。

款17繰入金でございますが、1億6,083万9,390円で、前年度に比べ2億8,971万6,000円の減で、64.3%の減となっております。財政調整基金繰り入れについては、法人税や地方交付税の増加によりまして取り崩しを行わなかったことや、地域基盤づくり推進基金、福祉・保健基金の繰入減によるものでございます。

款20町債におきましては10億8,220万円で、前年度に比べ7億3,360万円の増加となり、率にして71.9%の増となってございます。主には給食センター建設事業等の大規模事業の財源とした合併特例債の増加によるものでございます。

歳入決算額は、 $4\sim5$ ページ収入済額の下の欄を見ていただきますとおりであります。また、不納欠損処分も 1,030 万 6,800 円行い、収入未済額は 2 億 6,402 万 3,093 円となっております。

次に、歳出について申し上げます。6ページから9ページでございます。事項別明 細書につきましては、54ページから175ページでございます。主なものについて申し 上げます。

歳出における主なものは、款 1 議会費におきましては、9,883 万 1,000 円を支出しております。特に議員共済会負担金 2,488 万円増により全体で 2,625 万円増、率にして 36.2%の増となっております。

款 2 総務費におきましては、10 億 810 万 2,000 円を支出しております。歳出総額の 9.9%を占めており、前年度に比べ 6,000 円の増となり前年度並みとなっています。主なものは、住民基本台帳法改正に伴う住民情報システム回収業務委託等電子計算運営 事業が 4,497 万円増、賦課徴収事業の 1,644 万円の減、固定資産税資料作成事業の 1,610 万円の減などですが、そのほか人件費、庁舎等施設管理運営費、まちづくりの支援のための自治振興費などを実施したものでございます。

款3民生費におきましては、25億1,760万7,000円を支出しております。歳出総額の24.8%を占めており、前年度対比9.5%増で、主に、ゆたか保育園園舎前面改築事業補助金等の子育て支援環境緊急整備事業9,826万円の増や、子ども手当給付事業等4,745万円の増加によるものでございます。また、老人福祉事業、人権施策推進事業、障害者福祉事業、児童福祉事業などを実施したものでございます。

款4衛生費におきましては、5億7,270万6,000円を支出しております。歳出総額の5.6%を占めており、前年度対比4,081万円の増、率にして7.7%の増加でございます。新たに23年2月より創設された子宮頸がん等ワクチン接種業務委託料の増加2,453万円のほか、母子保健事業・予防接種事業・環境対策事業などを実施したものでございます。

款 5 労働費におきましては、1億1,862 万4,000 円を支出しております。前年度に 比べると 2,732 万6,000 円の増となり、特に緊急雇用創出特別推進事業を活用した公 有財産管理システム構築のための地番総合委託事業・占用物件調査委託事業・建物精 微化委託事業として 2,132 万円の増のほか、ふるさと雇用再生特別推進事業等を実施 したものでございます。

款 6 農林水産業費におきましては、1億7,055 万9,000 円を支出しております。歳 出総額の1.7%を占めており、前年度に比べ2,395 万4,000 円の減で、率にして12.3% の減となっています。特に美しい森林(もり)づくり基盤整備事業(繰越明許)2,660 万円の減です。そのほか、農業振興対策事業や集落営農ビジョン推進事業、ほ場整備 事業等を実施したものでございます。

款7商工費でありますが、5,295万2,000円を支出しております。前年度対比158万6,000円の増で、率にして3.1%の増でございます。これは、地場産業育成事業や町商工会活動事業補助金等の増加によるものでございます。そのほか町観光協会補助事業等を実施したものでございます。

款8土木費におきましては、7億6,816万円を支出しております。歳出総額の7.6%を占めています。前年度対比2,260万5,000円の減で、率にして2.9%の減です。道路新設改良事業4,639万円の減、(仮称)湖東三山インターチェンジ整備事業5,732万円の減等によるものです。増となった事業につきましては、下水道特別会計繰出金事業3,140万円の増、道路維持補修工事3,617万円等でございます。

款 9 消防費でございますが、3 億 3,660 万 1,000 円を支出しております。歳出総額の3.3%を占めています。前年度対比330 万 4,000 円の減で、率にして1%の減です。 自治会消防施設整備事業の減485 万 6,000 円などによなによるものでございます。

款 1 0 教育費におきましては、27 億 9,120 万 9,000 円を支出しております。歳出総額の 27.5%を占めており、前年度対比 12 億 4,294 万 5,000 円の増でございます。率にして 80.3%の増です。主な原因は、(仮称)多目的グラウンド新設整備事業 2 億 7,066万円の増、学校給食事業、繰越明許を含めまして 11 億 5,406 万円の増等によるものでございます。

款12公債費におきましては、12億2,451万3,000円を支出しております。歳出総額の12.3%を占めており、前年度に比べ9,405万4,000円の減で、率にして7.1%の減となっております。これは、繰上償還に伴い通常の元利償還分が減少になったことによるものでございます。

款13諸支出金におきましては、4億7,995万5,000円を支出しております。歳出

総額の4.7%を占めており、前年度に比べ4億7,248万1,000円の減、率にして49.6%の減となってございます。今年度の積み立てにつきましては、主なものにつきましては余剰金・利子相当額を財政調整基金に2億1,237万円、減債基金に9,965万円、教育振興基金に1億5,381万円など、10の基金に積み立てを行いました。

176 ページをお開きください。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額 104 億 4,884 万 6,703 円、歳出総額億 101 億 3,983 万 8,025 円、歳入歳出差引額 3 億 900 万 8,678 円、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、繰越明許費繰越額が 8,129 万 6,000 円で、実質収支額は 2 億 2,771 万 2,678 円となりました。

次に、177ページの財産に関する調書でございますが、(1)土地建物、愛知川地域でございます。178ページに秦荘地域を記載しております。まず、愛知川地域については主に中央スポーツ公園(多目的グラウンド用地取得分)1万4,200㎡の増加、建物では給食センター3,126㎡の増加等でございます。また秦荘地域におきましては、秦荘東小学校および秦荘西小学校の学童保育所の新設により、275㎡の増減がございました。

次に、179 ページの(2)物品につきましては、老朽化したハイエースについて修理費用が多額になるために廃車し、子ども支援課においては児童虐待防止対策緊急強化事業で家庭訪問用の軽自動車を購入いたしましたので、増が1、減が1になりまして、増減の欄は0になってございます。

また、(3) 支出による権利につきましては、年度中の増減はございませんでした。 次に、180ページの基金につきましては、財政調整基金などのほか10基金があります。それぞれ増減がございますが、23年度は1億6,083万9,000円の取り崩しを行い、4億7,995万5,000円を積み立てし、差し引き3億1,911万6,000円の増額となりました。決算年度末現在高は土地開発基金を除きまして40億3,923万6,000円で、前年度対比は率にして8.6%の増加となってございます。

土地開発基金につきましては、町道豊満南線改良事業用地購入のために 1,385 万6,220円、旧愛知川警部交番跡地および建物購入のために 1億582万円分を取り崩し、山川原ほ場整備事業換地精算金 1,383 万7,849 円を基金に積み立てをいたしました。それに伴う土地・建物の増減内容でございますが、(5)の有価証券につきましては預金利息(西村教育基金)122 円増で、決算年度末現在高は 24 万6,357 円となってございます。

以上、平成23年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の状況でございます。 次に、特別会計について申し上げます。181ページをお開きください。

議案第67号 住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてをご説明申し上げます。歳入決算額につきましては182・183ページで、収入済額は206万7,600円、歳出決算額は184・185ページでございますが、支出済額は同額の206万7,600円となっております。

現在、貸付事業は実施しておりませんが、従前に貸付いたしました貸付金の償還事務および起債の償還にかかる事務を行っております。

190 ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額・歳出総額ともに同額でございまして、歳入歳出差引額、実質収支額とも0円でございます。

次に、議案第68号 土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてをご説明申し上げます。歳入決算額192・193ページでございます。収入済額は9,789万2,152円で、歳出決算額につきましては194・195ページでございますが、支出済額は9,788万9,218円となっており、差し引き2,934円の残額でございます。

一般会計からの繰入金を財源に、公共用地先行取得費に係る公債費の元金・利子の 償還費に支出したもの、および山川原地区小集落地区改良事業に伴い、関係します完 了区の賦課金を支出したものでございます。また本年度は(仮称)愛荘町多目的グラ ウンドの整備に伴いまして用地取得(買い戻し)に伴いまして、公共用地先行取得事 業債元金5,500万円を繰上償還いたしました。

201 ページの財産に関する調書の土地でございますが、公共用地先行取得用地、(仮称) 愛荘町多目的グラウンド分用地1万4,200 ㎡が減少したものでございます。

次に、議案第69号 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めること についてをご説明申し上げます。203・204ページをお開きください。

収入済額 16 億 9,034 万 620 円、不納欠損額 496 万 2,800 円、収入未済額 1 億 2,816 万 9,560 円でございます。収入未済額のうち国民健康保険税の収入未済額につきましては、現年度課税分は 2,044 万 5,150 円、滞納繰越分は 9,772 万 4,410 円となっております。歳入の事項別明細書につきましては、207 ページから 218 ページに記載してございます。

歳出につきましては 205・206 ページでございます。歳出済額 16 億 7,378 万 6,743 円、不用額は 886 万 2,257 円でございます。歳出の事項別明細書は 219 ページから 230 ページに記載してございます。

年度末の国保世帯数は 2,513 世帯、率にして 35.3%、被保険者総数は 4,780 人、率 にして 22.8%の加入率となってございます。

231 ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差引額、実質収支額 とも同額の 1,655 万 3,877 円となっております。

232 ページの財産に関する調書の基金でありますが、806 万 5,366 円を積み立ていた しまして、決算年度末残高は 6,402 万 8,818 円でございます。

議案第70号 後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてをご説明申し上げます。

歳入でございますが、234・235ページでございます。収入済額1億2,824万5,623円で、保険料収入率は99.91%で、県全体の99.61%を上回ってございます。

歳出につきましては 236・237 ページ、詳細につきましては 242・243 ページでございます。支出済額 1 億 2,791 万 510 円、不用額は 113 万 4,420 円でございます。

244 ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差引額、実質収支額とも同額で、33万5,043円でございます。

この事業は、平成20年度から新たに75歳以上の方の医療保険制度として創設されたもので、被保険者数は23年度末で2,254人でございまして、前年度末より12人の増加となってございます。

次に、議案第71号 介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを説明させていただきます。

歳入につきましては 246・247 ページで、詳細は 250 ページから 259 ページでございます。収入済額は 11 億 620 万 329 円、不納欠損額 107 万 8,244 円、収入未済額 338 万 3,106 円、収入未済の現年度未収金は 159 万 7,600 円となってございます。

歳出は $248 \cdot 249$ ページで、詳細につきましては 260 ページから 275 ページに記載させていただいております。支出済額 10 億 9, 317 万 6, 105 円、翌年度繰越額 50 万円、不用額は 3, 275 万 895 円でございます。

次に 276 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差引額は 1,302 万 4,224 円で、翌年度への繰越明許費繰越額 50 万円を差し引きさせていただきますと、実質収支額は 1,252 万 4,224 円でございます。

277 ページの財産に関する調書でございますが、介護保険給付準備基金の年度中増

減高は2,778万9,321円を取り崩しいたしまして、決算年度末現在高は3,565万7,170円でございます。また、介護従事者処遇改善臨時特例基金につきましては、保険料の急激な上昇を抑制するために設置されました機器んでありまして、平成21年度から平成23年度までの3年間で基金運用する事業であったため、3年目の今年度につきましては262万7,252円全額を取り崩しいたしました。

次、議案第72号 下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて をご説明申し上げます。

歳入でございますが、279・280 ページでございます。詳細につきましては283 ページから288 ページでございます。収入済額10億6,641万9,409円、不納欠損額202万5,113円、収入未済額は2,389万2,466円でございます。収入未済額につきましては、受益者分担金、負担金、下水道使用料等でございます。

歳出につきましては 281 ページ・282 ページ、詳細は 289 ページから 294 ページで ございます。支出済額 10 億 5, 167 万 9, 465 円、翌年度繰越額 2, 410 万円、不用額 1,052 万 5,535 円でございます。

295ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差引額 1,473 万 9,944 円、翌年度へ繰り越すべき財源 720 万円を差し引きしますと実質収支額は 753 万 9,944 円でございます。

296 ページの財産に関する調書で、出資による権利につきましては、決算年度中の 増減はございませんでした。

以上、平成23年度愛荘町の一般会計および6特別会計の歳入歳出決算の概要を説明させていただきました。なお、詳細につきましては、関係します各所管からまた説明させていただきますので、よろしくご審議賜りまして、ご認定いただけますようよろしくお願い申し上げまして、説明を終らせていただきます。

○議長(本田秀樹君) それでは、監査委員の報告を求めます。4番、髙橋正夫君。 暫時休憩します。

> 休憩 午後6時35分 再開 午後6時35分

〇議長(本田秀樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。4番、髙橋正夫君。

〇4番(高橋正夫君) 4番、髙橋正夫です。それでは、平成23年度愛荘町一般会計・各特別会計歳入歳出決算の審査の結果を報告させていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成24年8月17日提出のあった平成23年度愛荘町一般会計ほか各6特別会計の歳入歳出決算について、去る8月17日・20日・21日の3日間審査をしました。その結果は、決算書の内容および予算の執行状況については適正に行われているものと認めた。

平成24年8月27日

愛荘町長 村西俊雄 様

愛荘町監査委員 山本憲宏 同 髙橋正夫

結びに、平成23年度決算審査に関して、以下の項目について監査委員の意見とする。

1. 歳入について。

平成23年度の一般会計の歳入合計は104億4,884万7,000円であり、平成22年度の96億9,342万5,000円と比べて、7億5,542万2,000円の増、前年度対比は7.8%の増となった。

一方で、平成 2 3 年度は給食センター建設事業等の大規模事業の財源である合併特例債が増となったことにより、自主財源は 42 億 4,897 万 5,000 円、構成比 4.07% となり、平成 2 2 年度と比べて 1 億 1,647 万 7,000 円、2.7%の減収となった。

今回は合併特例債の大幅な発行に伴い、自主財源の構成比率が昨年度と比べ大幅に 低下したといえます。しかし、昨今、自主財源の確保を求められることからも、町独 自の歳入確保のための動きを起こされることを求めます。

2. 適切な職員の配置。

部署に対して適切に職員を配置することは、組織として効率的に運営するためにも 必要なことである。内部牽制が機能することを図りつつ、かつ効率的な行政の運営も 行えるよう人員を配置するように見直されることを求めます。

3. 新たな公会計基準の対応について。

新たな公会計基準の適用時期が間もなく始まります。しかしながら、具体的な適用について明確となっていない部分もあります。県当局と密接に連携を取りながら、町として対応していけるものは引き続き対応していただけるようにお願いする。

4. 適切な事業の管理。

給食センターの建設という大規模な工事が平成23年度において終了いたしまし

た。今後、保育園の改修等が予想されますが、大規模な公共工事は予想されていません。その中においては、事業の区分の見直しも含め、改めて適切な支出が行われているかどうか、十分管理されることを望みます。

終わりになりますが、今後とも住民福祉の充実と、内外ともに自負のできる愛荘町発展のため、役職員一丸となって邁進・努力されることを期待して、監査報告といたします。

○議長(本田秀樹君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(本田秀樹君) 質疑なしと認めます。

◎委員会付託

○議長(本田秀樹君) お諮りします。議案第66号 平成23年度愛荘町一般会計 歳入歳出決算の認定を求めることについては、会議規則第31条第1項の規定により、 議長を除く全委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(本田秀樹君) 異議なしと認めます。よって、議案第66号は、決算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、決算特別委員会の正副委員長は、総務委員会の正副委員長に決定していますから、委員長に西澤久仁雄君、副委員長に城貝増夫君に決定しました。

お諮りします。愛荘町会議規則第39条第1項の規定により、議案第67号から議 案第72号まで、所管の常任委員会および同和対策特別委員会に付託したいと思いま す。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

- ○議長(本田秀樹君) 異議なしと認めます。よって、議案第67号 平成23年度 愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから、議案第72号 平成23年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてまで、所管の常任委員会および同和対策特別委員会に付託することに決定しました。
- **〇議長(本田秀樹君)** 暫時休憩します。

休憩 午後6時39分 再開 午後7時50分

〇議長(本田秀樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎延会の宣告

○議長(本田秀樹君) お諮りします。議事の都合により、9月5日から9月20日 までの16日間、休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(本田秀樹君) 異議なしと認めます。よって、9月5日から9月20日まで の16日間、休会することに決定しました。

本日は、これで延会します。再開は9月21日(金)です。

当日は、午前8時30分から議会運営委員会を、引き続き全員協議会を開催いたし ます。よろしくお願い申し上げます。

本日は大変ご苦労さまでございました。

延会 午後7時53分